

大仙市文化財保存活用地域計画

令和6年12月

秋田県大仙市

目次

序章.....	p. 1
1 計画作成の背景と目的.....	p. 2
2 計画作成の体制と経過.....	p. 4
3 計画の位置付け.....	p. 6
4 計画期間.....	p. 12
5 用語の定義.....	p. 13
第1章 大仙市の概要.....	p. 14
1 自然的・地理的環境.....	p. 15
2 社会的状況.....	p. 18
3 歴史的背景.....	p. 25
第2章 大仙市の文化財の概要.....	p. 35
1 指定文化財等の概要.....	p. 36
2 過去の文化財調査の概要.....	p. 42
第3章 大仙市の歴史文化の特徴.....	p. 47
大仙市の歴史文化の特徴.....	p. 48
第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題.....	p. 51
1 文化財の保存と活用に関するこれまでの取り組み.....	p. 52
2 文化財の保存と活用に関する課題.....	p. 56
第5章 文化財の保存と活用に関する方針と措置.....	p. 60
1 文化財の保存と活用に関する方針.....	p. 61
2 文化財の保存と活用に関する措置.....	p. 64
第6章 文化財の防災・防犯.....	p. 78
1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題.....	p. 79
2 文化財の防災・防犯に関する方針と措置.....	p. 83
第7章 文化財の保存と活用に関する推進体制.....	p. 86
文化財の保存と活用に関する推進体制.....	p. 87

資料編.....	p. 89
1 国指定・登録文化財一覧.....	p. 90
2 秋田県指定文化財一覧.....	p. 91
3 大仙市指定文化財一覧.....	p. 93
4 大仙市管内の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）一覧.....	p. 97
5 大仙市文化財調査報告書一覧.....	p. 107
6 旧市町村史一覧.....	p. 107
7 旧市町村文化財調査報告書一覧.....	p. 108
8 国・県による既存の文化財調査報告書一覧（埋蔵文化財以外）.....	p. 109
9 秋田県文化財調査報告書（埋蔵文化財発掘調査報告書）.....	p. 111
10 令和3年度「市民による市政評価」結果報告書（部分抜粋）.....	p. 114

序 章

- 1 計画作成の背景と目的.....p. 2
- 2 計画作成の体制と経過.....p. 4
- 3 計画の位置付け..... p. 6
- 4 計画期間..... p. 12
- 5 用語の定義..... p. 13

1 計画作成の背景と目的

（１）文化財行政をめぐる動向

これまでの文化財の保護については、文化財保護法によって規定された有形文化財など各類型のうち重要なものを指定する国の指定制度を中心として、国の登録制度、都道府県や市町村の条例による指定・登録制度が設けられ、これらによって指定等を受けたそれぞれの文化財を保護するための規制等を講じることによって、文化財の保存・活用が図られてきた。

しかし、近年、過疎化や少子高齢化が急激に進み、その影響で文化財の担い手が減少し、次の世代へ継承することが困難になりつつある。さらに、指定等を受けた文化財だけではなく、特に指定等を受けていない文化財について、その価値が十分に把握されないまま散逸・消滅の危機に瀕している。

このような課題の解決策として、従来価値付けが明確でなかった未指定の文化財を含め、文化財継承の担い手を確保し、有形・無形の文化財をまちづくりに活かすことに地域社会総がかりで取り組む体制づくりが必要となっている。

このため、平成29年（2017）5月に、文部科学大臣から文化審議会に対して「これからの文化財の保存と活用の在り方」について諮問がなされ、文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会において検討が行われ、同年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられた。

これを踏まえ、平成30年（2018）の文化財保護法改正によって、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の文化庁長官による認定が制度化された。この地域計画の作成によって、次のような効果が期待されている。

- ① 文化財の保存・活用に係る将来的なビジョンを示し、具体的な事業等に計画的に取り組むことで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進されること。
- ② 文化財行政の取り組みの方向性が対外的に周知等されることで、民間団体等の様々な関係者、地域住民の理解・協力を得た、地域社会総がかりによる充実した文化財の保存・活用が可能となること。

（２）計画作成の背景と目的

大仙市においては、急速に進む人口減少の抑制と地方創生の実現に向け、新たな概念の産業振興策のもと、平成26年（2014）3月に全国花火競技大会「大曲の花火」を核とした「花火産業構想」を策定した。この構想を地方創生「第1の矢」として、株式会社花火創造企業の設立や花火製造拠点の整備、国際花火シンポジウムの開催、花火伝統文化

継承資料館「はなび・アム」の整備などを実施し、現在は平成31年（2019）3月に策定した花火産業構想第Ⅱ期に基づき様々な取り組みを行っている。

また、地方創生「第2の矢」として、令和2年（2020）3月に「農業と食に関する活性化構想」を策定した。大仙市の恵まれた風土を活かした強い農業の推進や、優れた農産物・地酒・食文化などの強みを活かした裾野の広い産業の振興、「美食産地・大仙」の情報発信の強化、「農業と食」による地域の活性化の4つを基本方針として、「農業と食」をテーマとする市全体が活気づく取り組みを推進している。

しかしながら、地方創生に向けた取り組みは未だ道半ばであり、人口減少の動向は予断を許さない状況にある。加えて、昨今は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、市民生活や地域経済は大きな打撃を受け、先行きが見えない状況にある。

このような状況から、「地域の元気＝市全体の元気」という地域活性化の考えのもと、地方創生の深化を図るとともに、コロナ禍でダメージを受けた地域経済の回復を図るため、市が誇る文化財を適切に保存継承するとともに、観光やまちづくり、地域活性化の資源として最大限に活用するため、地方創生「第3の矢」となる新たな構想の策定と推進が必要である。

以上のような本市の状況を踏まえ、平成28年（2016）に策定した第2次大仙市総合計画基本構想に示す将来都市像「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の実現に向けて、市民および地域、行政等の多様な主体のもと、本市における文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくための基本方針かつ実施計画となる、「大仙市文化財保存活用地域計画」を作成した。



全国花火競技大会「大曲の花火」（第93回大会提供花火）

2 計画作成の体制と経過

(1) 体制

平成30年(2018)の文化財保護法の改正(平成31年(2019)4月1日施行)を踏まえ、令和4年(2022)3月24日に大仙市文化財保存活用地域計画協議会条例を制定(同年4月1日施行)し、文化財保護法第183条の9に基づく協議会として大仙市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、計画素案に対する意見を聴取した。また、大仙市文化財保護審議会でも同様に計画素案に対する意見を聴取した。

計画素案の作成は、観光文化スポーツ部文化財課が主体となって実施した。

大仙市文化財保存活用地域計画協議会 委員名簿

令和6年8月31日現在

No.	役職	所属	氏名	備考
1	—	前 大仙市文化財保護審議会 会長	武藤 祐悦	～令和5年3月31日・前会長
2	会長	秋田県文化財保護協会仙北支部 支部長	山崎 文幸	
3	副会長	大曲文化財保護協会 会長 大仙市文化財保護審議会 委員	富樫 武彦	兼 文化財所有者
4	委員	秋田県文化財保護協会西仙北支部 支部長 大仙市文化財保護審議会 委員	山口 弘靖	
5	委員	中仙文化財保護協会 会長	鈴木 直樹	兼 文化財所有者
6	委員	秋田県文化財保護協会協和支部 支部長	滝沢 清寿	
7	委員	秋田県文化財保護協会南外支部 支部長	佐藤 幸一郎	
8	委員	秋田県文化財保護協会太田支部 支部長	後藤 光三	
9	委員	(一社)大仙市観光物産協会 事務局長	五十嵐 秀美	
10	委員	大仙市商工会 副事務局長	佐藤 洋	
11	委員	大曲商工会議所 事務局長	伊藤 浩	～令和5年3月31日
			元吉 峯夫	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
			長谷川 壘	令和6年4月1日～
12	委員	元 秋田県埋蔵文化財センター所長	小林 克	学識(考古学)
13	委員	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 室長	武藤 祐浩	～令和5年3月31日
			五十嵐 一治	令和5年4月1日～
14	委員	大仙市総務部長	福原 勝人	
15	委員	大仙市企画部長	伊藤 公晃	
16	委員	大仙市観光文化スポーツ部長	伊藤 優俊	～令和5年3月31日
			加賀 貢規	令和5年4月1日～
17	委員	大仙市教育委員会 事務局長	築地 高	～令和5年3月31日
			山信田 浩	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
			藤原 秀一	令和6年4月1日～

(2) 経過

①令和3年度

令和3年 4月～10月 「市民による市政評価」実施(市の文化財について)

(2021)

令和4年	1月30日	大仙市文化財保存活用地域計画の作成に係る説明会	開催
(2022)	3月24日	大仙市文化財保存活用地域計画協議会条例	制定

②令和4年度

令和4年	4月 1日	大仙市文化財保存活用地域計画協議会条例	施行
(2022)		大仙市文化財保存活用地域計画協議会	委員委嘱
	6月30日	第1回大仙市文化財保存活用地域計画協議会	開催
	9月16日	文化庁協議（オンライン協議）	
	11月28日	第2回大仙市文化財保存活用地域計画協議会	開催
	12月22日	第1回大仙市文化財保護審議会	開催（書面開催）
令和5年	1月17日	第3回大仙市文化財保存活用地域計画協議会	開催
(2023)	1月25日	文化庁協議（オンライン協議）	
	3月12日	文化財保存活用地域計画作成アドバイザーとの協議 （文化庁派遣事業） （國學院大學観光まちづくり学部 西村 幸夫 教授）	
	3月15日	第4回大仙市文化財保存活用地域計画協議会	開催
	3月20日	文化庁現地指導 （文化庁地域文化創生本部 岡本 公秀 文化財調査官）	
	3月22日	第2回大仙市文化財保護審議会	開催

③令和5年度

令和5年	8月 7日	副市長協議	
(2023)	8月10日	第1回大仙市文化財保存活用地域計画協議会	開催
	8月16日	市長協議	
	8月18日	パブリックコメント実施（～8月30日）	
	9月 1日	第1回大仙市文化財保護審議会	開催
	9月 4日	大仙市議会産業建設常任委員会協議会にて報告	
	9月15日	大仙市議会議員全員協議会にて報告	
	12月26日	文化庁協議（オンライン協議）	
令和6年	2月20日	第2回大仙市文化財保存活用地域計画協議会	開催
(2024)	3月22日	第2回大仙市文化財保護審議会	開催



令和4年度第1回大仙市文化財保存活用地域計画協議会の様子



令和4年度第2回大仙市文化財保護審議会の様子

3 計画の位置付け

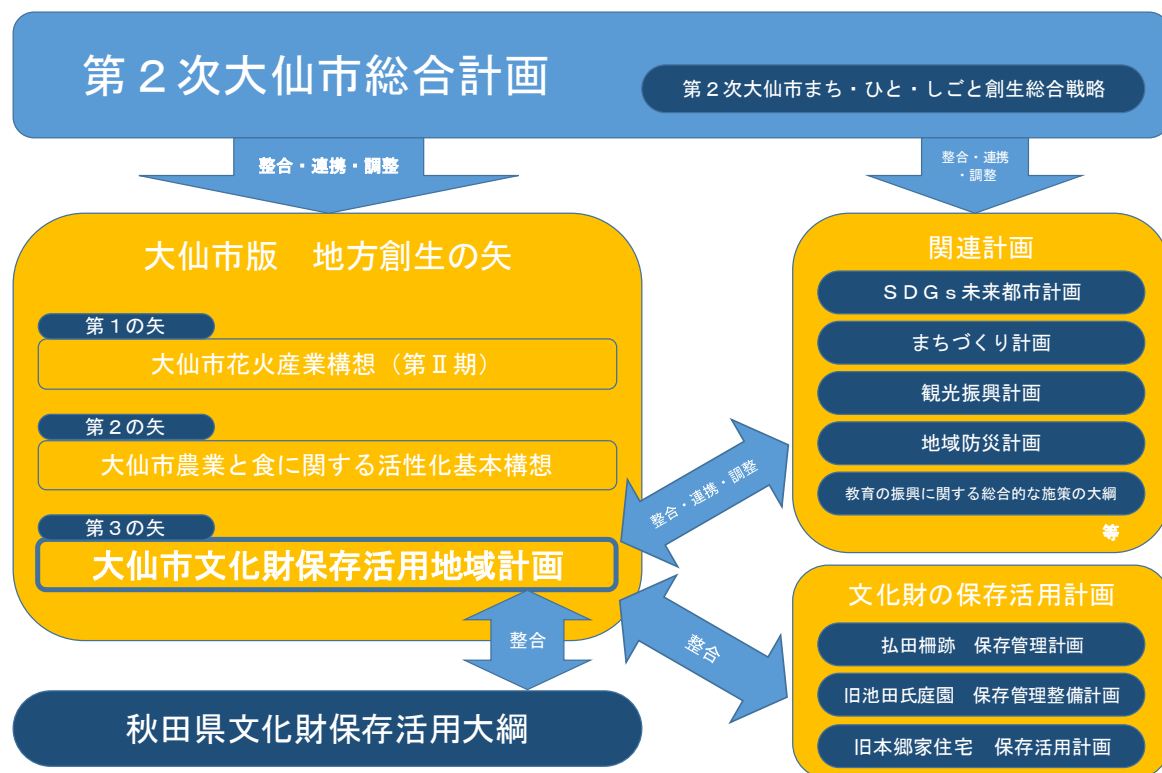
(1) 上位・関連計画との関係

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である。

作成にあたっては、本市の最上位計画である「第2次大仙市総合計画」に基づき、本市の文化財の保存及び活用に関係する総合政策及びまちづくり、観光、防災、教育など、様々な分野に係る個別計画及び施策等との整合、連携、調整を行う。

さらに、平成27年（2015）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に関連して、本市は令和4年（2022）5月に「SDGs未来都市」に選定され、同年7月に「大仙市SDGs未来都市計画」を策定している。今後実施する文化財の保存と活用に関する措置は、文化財そのものの保存と活用に留まらず、観光やまちづくり、地域活性化など様々な分野と連携しながら進めていくものであり、文化財の保存と活用に関する措置もSDGsの達成に資するものであると考えられることから、後述する文化財の保存と活用に関する方針に、関連する目標（ゴール）のロゴを加える。

また、本計画は、「史跡払田柵跡保存管理計画」等の文化財に係る個別の保存活用計画等の上位計画となるものであり、それぞれの計画と整合を図るとともに、秋田県が策定した秋田県文化財保存活用大綱の内容とも整合を図るものとする。



大仙市文化財保存活用地域計画の位置付けイメージ

（２）各計画等の概要

関連のある各計画等について、本計画に関連する部分を抽出した。

【市の上位計画】

名称	文化財に関する主な内容
第２次大仙市総合計画 <策定年月> 平成２８年（２０１６）３月 <計画期間> 平成２８年度（２０１６） ～ 令和７年度（２０２５）	将来都市像：人が生き人が集う夢のある田園交流都市 基本方針：文化財の保存、整備、活用の推進 ①関係機関との協働による取り組みを通じて、文化財の価値の発信、文化財に対する重要性の認識と理解の向上を図る。 ②文化財に対する誇りと愛着意識の醸成を図るとともに、文化財を活用した新たな地域づくりを進める。 ③教育の一環として地域の伝統芸能・行事を学ぶ機会を設けることで、文化財の歴史的価値とその重要性についての普及啓発と後継者の育成を図る。

【市の関連計画】

名称	文化財に関する主な内容
第２期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略 <策定年月> 令和２年（２０２０）３月 <計画期間> 令和２年度（２０２０） ～ 令和７年度（２０２５）	基本目標２：魅力にあふれ愛着と誇りが持てる新たな人の流れを生むまちづくり 具体的施策： ①花火をはじめとする地域資源を活かした観光振興 ②歴史や伝統文化を活かした地域活性化策の推進
大仙市SDGs未来都市計画 <策定年月> 令和４年（２０２２）７月 <計画期間> 令和４年度（２０２２） ～ 令和１２年度（２０３０）	２０３０年にあるべき姿：Well-beingにあふれ 未来に向けて持続発展する 田園交流都市だいせん ①地域資源を活かした魅力ある産業が育まれ多様な人材が活躍する活力にあふれるまち シティアイデンティティーのひとつである「大曲の花火」のブランド力や、文化財や自然などの豊かな地域資源を活用した本市ならではの観光コンテンツを創出するなど、国内外からの観光誘客を推進する。

名称	文化財に関する主な内容
大仙市まちづくり計画 <策定年月> 平成17年(2005)3月 <計画期間> 平成17年度(2005) ～ 令和6年度(2024)	将 来 像：おおきなせなかに夢を乗せ、未来に羽ばたく元気なまち 基本方針(2)：大らかで心の豊かな人を育むまちづくり 具体的施策：文化財の保護・活用 弘田柵跡をはじめとする市に多く点在する史跡・文化財は、市の特色となる貴重な財産であると同時に、市への訪問者を増加させる観光資源でもあることから、それらの保護に努めるだけではなく、保護の範囲内で十分な活用を推進する。
第3次大仙市観光振興計画 <策定年月> 令和2年(2020)3月 <計画期間> 令和3年度(2021) ～ 令和7年度(2025)	基本方針3：満足してもらう♪ 具体的施策：文化観光の推進 ①地域の歴史や文化施設・伝統文化等をストーリー仕立てに構成し、「文化観光パッケージ」としてガイドツアーを実施する。また、SNS等を活用しながら魅力を広く発信することにより、見学者数の増加を目指す。 ②各種の取り組みによる、文化観光の推進により得られた経済効果が、地域の文化振興に再投資されるサイクルを創出する。 ③文化観光資源の中でも、旧池田氏庭園を文化観光パッケージの主軸に設定し、様々な文化財群を総合的に活用する取り組みを推進する。
大仙市地域防災計画 <策定年月> 平成19年(2007)2月	文化財災害予防計画 方針：文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な財産である。地震災害にあたって文化財は、地震活動による倒壊、破損や火災の発生等の問題がある。そこで、これらの文化財を地震災害から保護し、後世に伝えるために防災管理体制を確立する。 (1)有形文化財 ①有形文化財管理者に対する指導を徹底する。 ②保存施設等を整備する。

名称	文化財に関する主な内容
大仙市地域防災計画	③古文書等が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全及び取り扱い等を周知する。 (2) 史跡、名勝及び天然記念物 ①当該土地等の環境及び安全対策上の整備を実施し、地震災害の予防に努める。 ②警報、防火、避雷、消火施設等を整備する。 ③管理責任者を定め、災害の種別、規模等に応じた対策を実施する。 ④所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。
大仙市の教育の振興に関する総合的な施策の大綱 <策定年月> 平成28年(2016)3月	教育目標：生きる力を育み、社会を支える創造力あふれる人づくり 基本方針：文化財の保存・継承・活用による地域活性化 ①文化財の保存整備と活用のため、多角的な視野から継続的な調査を実施する。 ②史跡等の保存整備事業を推進し、文化財の公開活用を図る。 ③展示施設等を活用し、ふるさとの歴史文化を学ぶ意識の啓発を図る。 ④市民と協働で文化財の保存と継承に努める。 ⑤文化財の魅力を市内外に広く情報発信し、活用による地域活性化を図る。

【大仙市版 地方創生の矢】

名称	文化財に関する主な内容
<第1の矢> 花火産業構想(第Ⅱ期) <策定年月> 平成31年(2019)3月	目標Ⅰ：花火文化に対する理解の深耕拡大と花火に関する人材育成環境の構築を目指す 日本の花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す施策を推進するとともに、花火の振興を支える人・環境づくりを行うことにより、花火文化に対する理解の深耕拡

名称	文化財に関する主な内容
花火産業構想（第Ⅱ期） ＜構想期間＞ 平成31年度（2019） ～ 令和5年度（2023）	大と花火に関する人材育成環境の構築を目指すものとします。 施策1：花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり 日本の伝統的文化である「花火」は、本市を含め我が国の経済社会発展に様々な形で恩恵をもたらしており、その持続的発展は、今後の地域の発展にとって重要な意味を持つものと考えています。これを踏まえ、「日本の花火」の持続的発展に向けた方策のひとつとして、花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す施策の推進を図ることとします。
＜第2の矢＞ 農業と食に関する活性化基本構想 ＜策定年月＞ 令和2年（2020）3月 ＜構想期間＞ 令和2年度（2020） ～ 令和7年度（2025）	目標3：本市独自の風土・農業・食の魅力に関する国内外の認知度向上を目指します 「美食産地 大仙」の魅力が広く認知されるために、自然環境、農業の営み、農産物、それらを活用した食料品や食文化が一体となって創り出す本市の魅力をホームページやSNSなどを活用して「ストーリー」として積極的に情報発信していきます。また、輸出を通して国内はもとより海外市場の開拓を推進し、本市の日本酒、料理や特色ある食文化を味わうことのできる「店舗」や「イベント」を増加させることにより、地域ブランドの確立につなげていくこととします。 目標4：「農業と食等をコンテンツとして活用した交流人口の増加」を目指します 農業や食文化だけでなく、「大曲の花火」や自然などの地域資源を一体的に捉え、コンテンツとして活用していくために、貴重な地域資源である地酒・麴・いぶりがっこなど『発酵文化』の振興と継承や、「農業と食」をテーマとする観光やツーリズムの振興による交流人口の増加に取り組んでいくこととします。

【文化財に係る個別の保存管理計画（保存活用計画）】

名称	概要
史跡払田柵跡第2次保存管理計画 ＜策定年月＞ 平成14年（2002）3月	史跡払田柵跡（昭和6年（1931）年3月国指定）を現状保存するだけでなく、史跡としての価値を高め、保存・管理と整備・活用の両立を図り、かけがえのない貴重な文化遺産を後世まで伝えるための計画である。
国指定名勝旧池田氏庭園保存整備管理計画 ＜策定年月＞ 平成22年（2010）12月	名勝旧池田氏庭園（平成16年（2004）2月国指定）の歴史的、文化的価値を保存・継承するために、現在の保存状況と今後の保存管理・活用に関する課題を検討したうえで、庭園の保存、周辺景観の保全、公開活用の方向性とその方策を定める計画である。
国登録有形文化財（建造物）旧本郷家住宅主屋ほか3件保存活用計画 ＜策定年月＞ 令和4年（2022）3月	国登録有形文化財旧本郷家住宅（主屋ほか3件、平成28年（2016）11月国登録）の価値を適切に保存するため、旧本郷家住宅の建造物群について、部分及び部位を設定して保護の方針を定める計画である。

※本計画の策定後に策定された文化財に係る個別の保存活用計画については、中間評価などの見直しや変更時に追加で記載する。

【文化財の保存と活用に関する秋田県の方針】

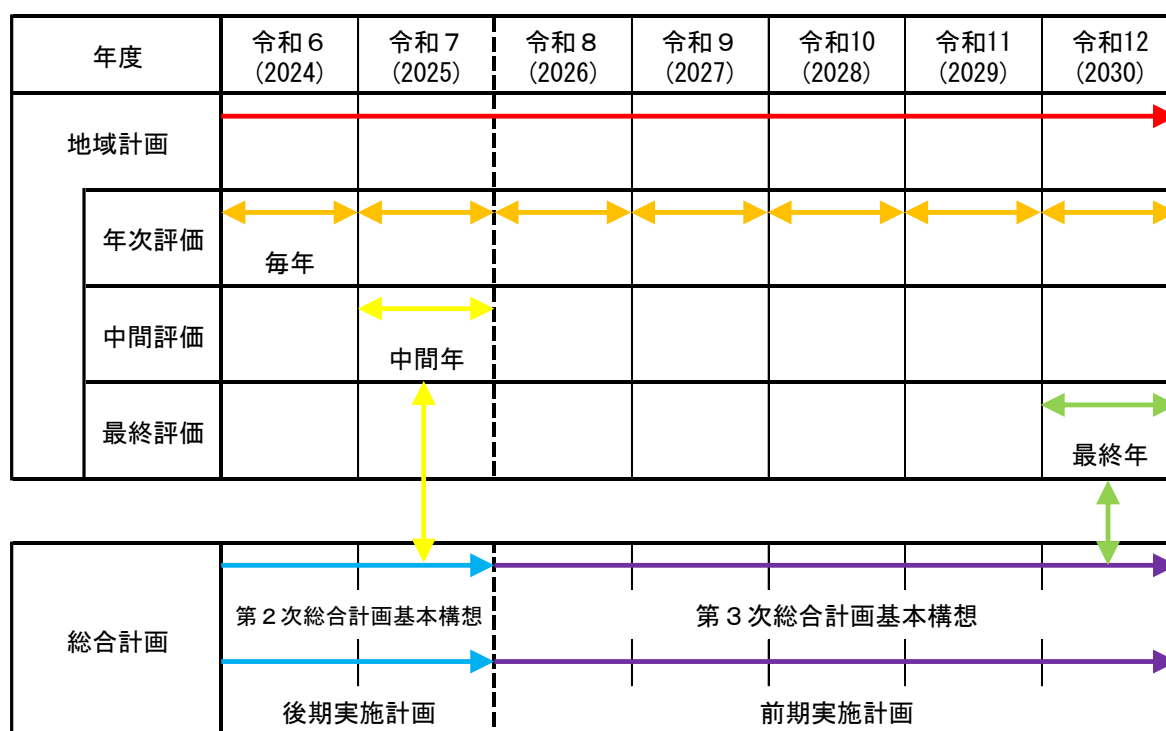
名称	概要
秋田県文化財保存活用大綱 ＜策定年月＞ 令和3年（2021）3月	地域社会全体のほか幅広い関係人口が創出され、保存と活用が相乗効果を生み出しながら秋田県の文化財を継承していくため、文化財の保存と活用に関する方針として次の8つの柱を掲げ、秋田県が主体となり実施する総合的な施策とともに、県内の市町村に対する保存・活用の取り組み及び文化財保存活用地域計画作成への支援を行うこととしている。 ①地域の文化財の把握 ②担い手の育成 ③文化財の特性に応じた対策 ④情報発信 ⑤学校教育との連携 ⑥活用に向けた専門人材との連携 ⑦観光資源としての磨き上げ ⑧地域づくりへの活用

4 計画期間

本計画の計画期間は、今後策定予定の第3次大仙市総合計画・前期実施計画の終期に合わせ、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間とする。

計画期間中において、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査の実施、開発等事業及び財政状況、また計画に記載した措置等の取り組みの進捗状況等を踏まえ、第2次大仙市総合計画・後期実施計画の最終年（令和7年度（2025年度））に合わせるかたちで、計画内容及び期間等についての中間見直しを実施する。

なお、本計画の文化庁認定後に軽微な変更（後述）を行う際には秋田県及び文化庁へ情報提供し、軽微な変更以外の変更が必要となった場合には、計画期間中においても文化庁の認定を受ける。



計画期間設定イメージ

※文化庁指針で「軽微な変更」とは次のとおりとなっている。

（『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針』p.8～p.9から一部抜粋）

軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

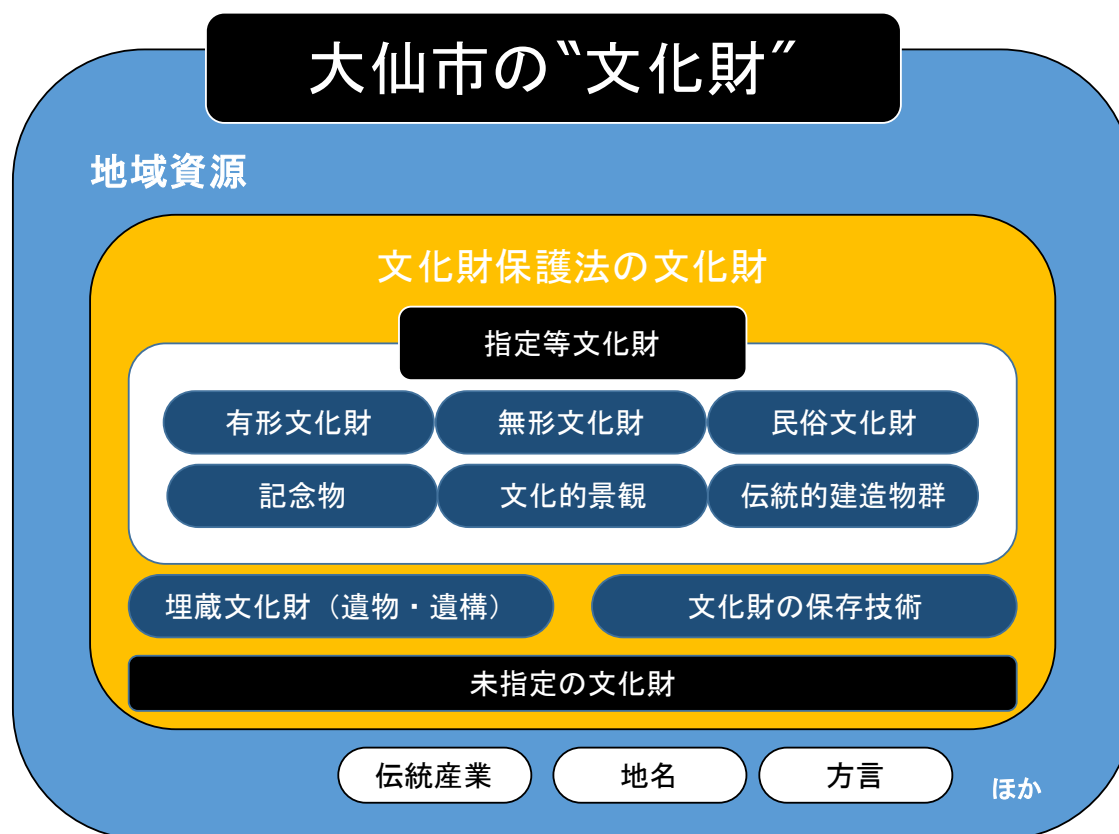
5 用語の定義

本市には、長い歴史のなか、人々が生活を営むうちに生まれ、育まれ、今日まで大切に守り伝えられてきた、私たちの歴史や伝統、文化の理解に欠かすことができない有形・無形の「地域資源」が多数存在する。

このうち、文化財保護法第2条第1項に規定される「文化財」の6つの類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）に該当するもので、価値が高いと認められたものは国宝や重要文化財などに指定・登録され、また県や市の文化財保護条例に基づいて指定され、保護の措置が図られている。さらに、これらの6類型に加え、同法では埋蔵文化財、文化財の保存技術についても保護の対象とされている。

一方、これらの指定等文化財以外に、地域の歴史や伝統、文化を語るうえで欠かせないものとしてこれまで受け継がれながらも、その把握や価値付けが明確に行われていない、いわゆる「未指定の文化財」がある。さらに、文化財保護法の6つの類型に当てはまらない地域資源も存在する。

本計画では、これらの地域資源を、文化財保護法等に基づく指定や未指定、類型などに関わらず「大仙市の“文化財”」と呼び、保存・活用の対象として取り扱うこととする。



用語の定義イメージ

第 1 章

大仙市の概要

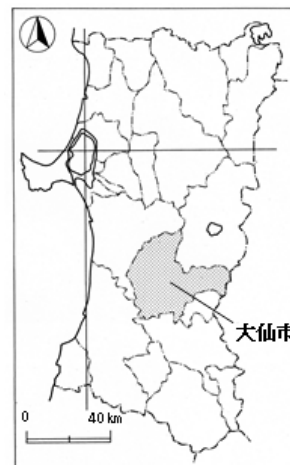
- 1 自然的・地理的環境..... p. 15
- 2 社会的状況..... p. 18
- 3 歴史的背景..... p. 25

1 自然的・地理的環境

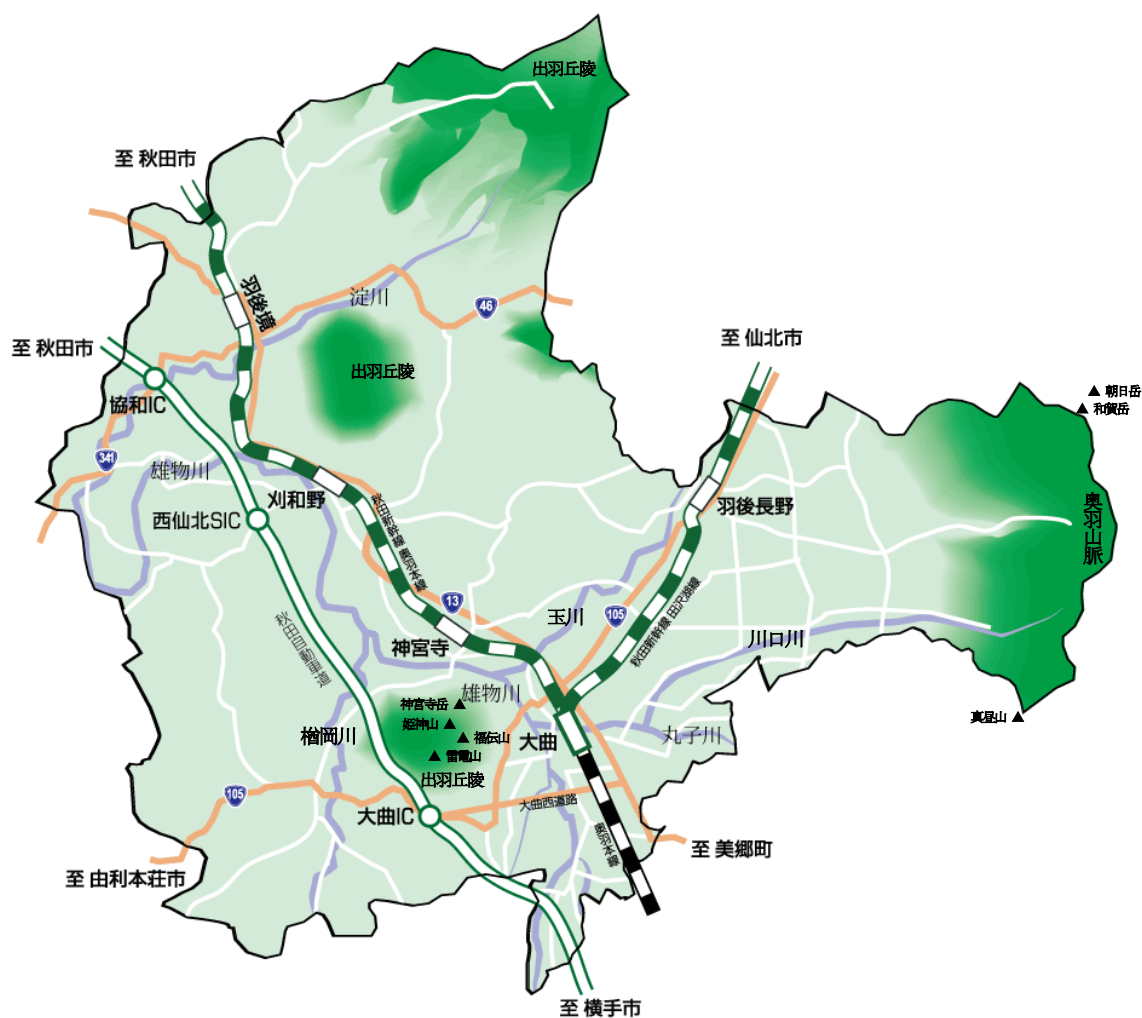
(1) 位置・面積

本市は、北緯39度27分、東経140度29分、秋田県のほぼ中央に位置しており、面積は866.77km²で、秋田県の面積(11,637.52km²)の7.4%を占める。市域は東西44km、南北40kmにわたり、東は岩手県、西は秋田市及び由利本荘市、南は横手市及び美郷町、北は仙北市と接している。

市域の東には奥羽山脈、西には出羽丘陵（出羽山地とも呼ばれる）が南北に縦走し、その間に雄物川とその支流である玉川が流れ、豊かな水系と肥沃な土壌が国内有数の穀倉地帯を形成し、四季折々の美しい表情を見せる。



大仙市の位置



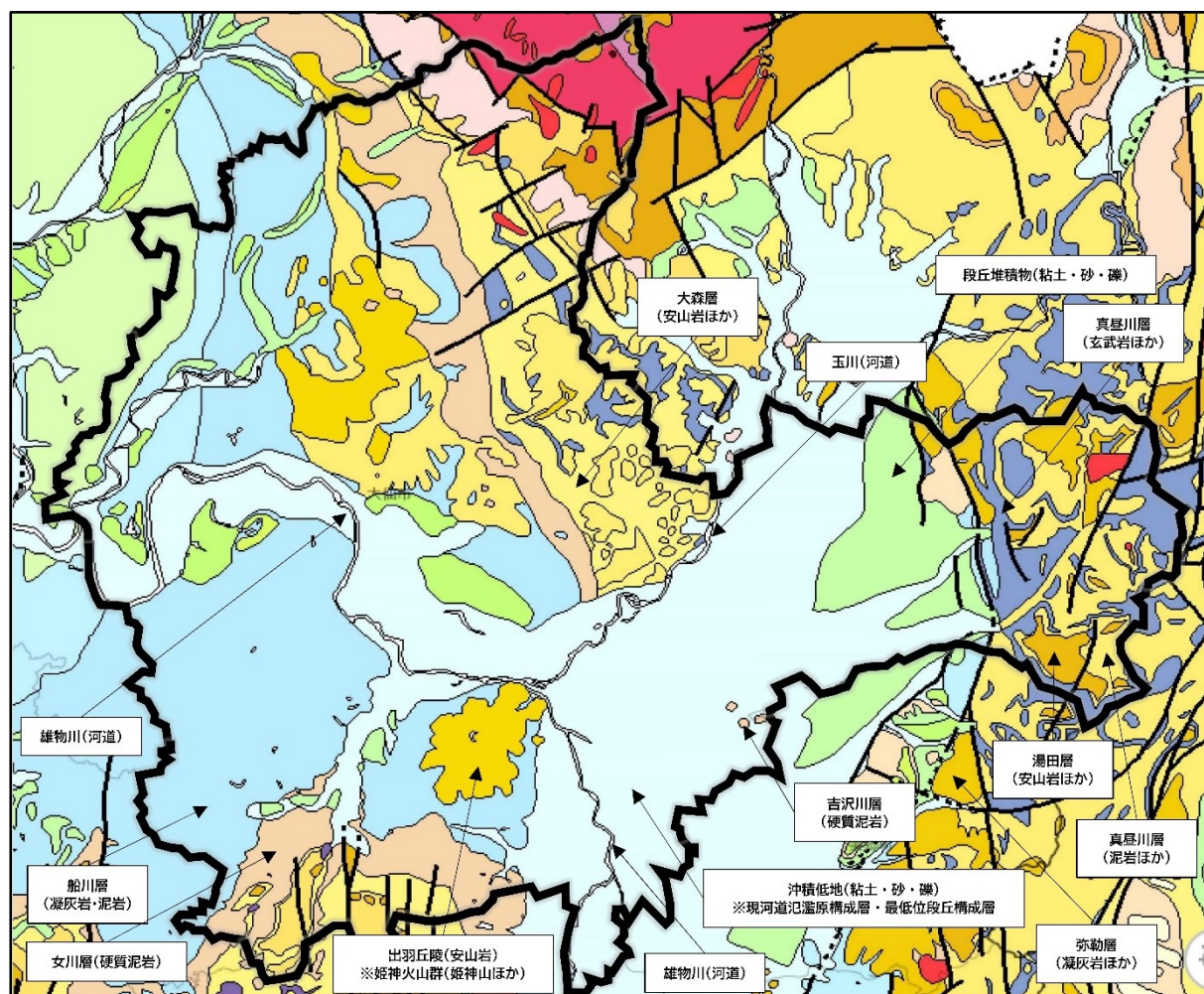
大仙市の地勢（概要）

(2) 地形・地質

奥羽山脈と出羽丘陵の間に県内最大の平地である横手盆地^{よこて}が形成されており、その広さは南北50km、東西12kmに及ぶ細長い盆地で、広大な面積を有する穀倉地帯である。本市域はこの横手盆地の北半に位置し、この平野部は旧郡名から仙北平野^{せんぼく}と呼ばれる。

奥羽山脈は新第三紀中新世の地質で、湯田層（安山岩類及び凝灰岩類）、真昼川層（玄武岩類・安山岩類・泥岩類及び砂岩類）、吉沢川層（主に硬質泥岩類）、弥勒層（凝灰岩類及び泥岩類）などで構成され、主連嶺は海拔高度1,000m内外を示す。特に真昼山^{まひるさん}（1,059m）から北部の和賀岳^{わがだけ}（1,440m）、朝日岳^{あさひだけ}（1,375m）にかけては壮年期といわれる険しい山地で、浸食谷は深い峡谷をなしている、これらの山地は隆起活動とともに年降水量2,000mm級の大量の雨によって浸食作用が続き、水系は短小、勾配は急となり、山脈の裾部には川口川^{かわぐちがわ}、丸子川^{まるこがわ}などが多量の土砂を運び、多くの扇状地を形成している。

出羽丘陵は新第三紀中新世の船川層（凝灰岩、凝灰質泥岩などの石灰質団塊を伴うもの）、女川層（硬質泥岩、凝灰岩互層）、大森層（安山岩類・凝灰岩類及び泥岩部類）及



周辺の主な地質図（出典：国土地理院地図を編集して作成）

び新第三紀鮮新世の姫神安山岩で構成されている。また、神宮寺岳（277m）、姫神山（387m）、福伝山（311m）、雷電山（310m）を構成する姫神火山群（貫入安山岩）がある。出羽丘陵は、山地を横断する雄物川などの河川によって複数の丘陵に分断されている。

平野部を流れる雄物川は、横手盆地南端の山地を源流にして横手盆地の西縁を北流し、東側からは奥羽山脈を源流とする玉川や丸子川、西からは櫛岡川などの河川が合流する。玉川が合流する付近で流路を西に変え、出羽丘陵のやや狭搾した部分を蛇行して北西に向かい、秋田平野に出て日本海へと注いでいる。この雄物川及び支流の流域には多くの河岸段丘が形成され、低地には沖積低地（河川の氾濫原など）が広がっている。これらは、第四紀更新世の段丘堆積物（礫・砂及び泥）及び、沖積低地堆積物（砂がち堆積物、泥がち堆積物）で形成されている。

（３）気候

本市の気候は、日本海沿岸に比べて冬は気温が低く、夏は高温多湿となる典型的な内陸型気候である。気温の寒暖差が大きく、夏は30℃を越す日もあり、冬は氷点下10℃以下になる日もある。平成22年（2010）から令和元年（2019）の10年間の平均気温（気象庁「アメダス大曲」の数値）は11.0℃、平均最低気温9.5℃、平均最高気温12.7℃で、最低気温は-16.4℃、最高気温は36.9℃（ともに平成30年（2018））である。

また、年間平均降水量は1,864.9mm、年間平均日照時間は1,507.6時間である。春から秋にかけて、山間部や山麓に強い東風の吹く日がある。冬は北西の季節風が強く積雪量も多くなり、平野部で積雪は150cm、山間部では300cmほどになり、雪に埋もれる期間は4箇月に及ぶ。年間平均降雪日数は65.2日、積雪は最深値211cm（平成25年（2013）2月：大曲地域）を記録するなど、豪雪地帯（一部特別豪雪地帯）に属している。

大仙市における気温等平年値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
① 平均気温(℃)	-1.9	-1.4	1.8	8.7	14.4	19.2	22.6	24.1	19.4	12.6	6.2	0.9	10.6
② 日最高気温(℃)	1.2	2.1	6.2	14.6	20.2	24.3	27.3	29.4	24.8	18.4	11.0	4.2	15.3
③ 日最低気温(℃)	-5.5	-5.1	-2.5	3.2	9.2	15.0	18.9	20.0	15.0	7.6	2.0	-2.3	6.3
④ 日照時間(h)	36.3	59.2	107.9	158.9	189.8	168.5	152.4	186.8	137.6	132.6	87.6	43.2	1,460.7
⑤ 降水量(mm)	138.9	102.5	98.3	101.8	113.4	124.5	192.5	192.9	169.7	147.4	183.6	170.3	1,735.7
⑥ 積雪深(cm)	59	77	42	-	-	-	-	-	-	-	1	18	39
⑦ 累加降雪量(cm)	258	442	529	-	-	-	-	-	-	-	4	73	543

【出典】①～⑤：秋田地方気象台（昭和56年～平成22年までの平均値）、⑥・⑦：大仙市統計資料（平成17年～令和元年までの平均値）

2 社会的状況

(1) 市域の主な変遷

廃藩置県による明治4年（1871）の秋田県誕生後、郡制の実施等の行政区画の変遷を経て、明治22年（1889）の町村制施行時には、現在の大仙市域に25村（後に町政施行や一部分立等を経て4町23村）が発足する。その後、昭和29年（1954）～昭和30年（1955）の市町村合併（昭和の市町村合併）を経て1市3町4村（うち協和村、仙北村、太田村は後に町政へ移行し1市6町1村）となり、平成17年（2005）の市町村合併（平成の市町村合併）を経て大仙市が誕生した。

現在は、平成の市町村合併前の旧8市町村を「地域」として取り扱っている。

市域の変遷

明治22年 (1889)	明治23年 (1890)	明治24年 (1891)	明治29年 (1896)	明治33年 (1900)	明治34年 (1901)	明治39年 (1905)	昭和29年 (1954)	昭和30年 (1955)	昭和44年 (1969)	昭和49年 (1974)	平成17年 (2005)
町村制施行	一部分立	町制施行	町制施行	一部分立	町制施行	町制施行	合併	編入・合併	町制施行	町制施行	合併
大曲村		大曲町									
花館村											
内小友村											
大川西根村											
藤木村											
四ツ屋村											
角間川村(平鹿郡)			角間川町								
神宮寺村	神宮寺村					神宮寺町					
	北檜岡村										
刈和野村				刈和野村	刈和野町						
土川村											
大沢郷村											
強首村											
長野村											
清水村											
豊川村											
豊岡村											
荒川村											
淀川村											
(刈和野村)				峰吉川村							
船岡村(河辺郡)											
南檜岡村											
外小友村											
高梨村											
横堀村											
長信田村											
横沢村											



本市の地域区分

(2) 人口動向

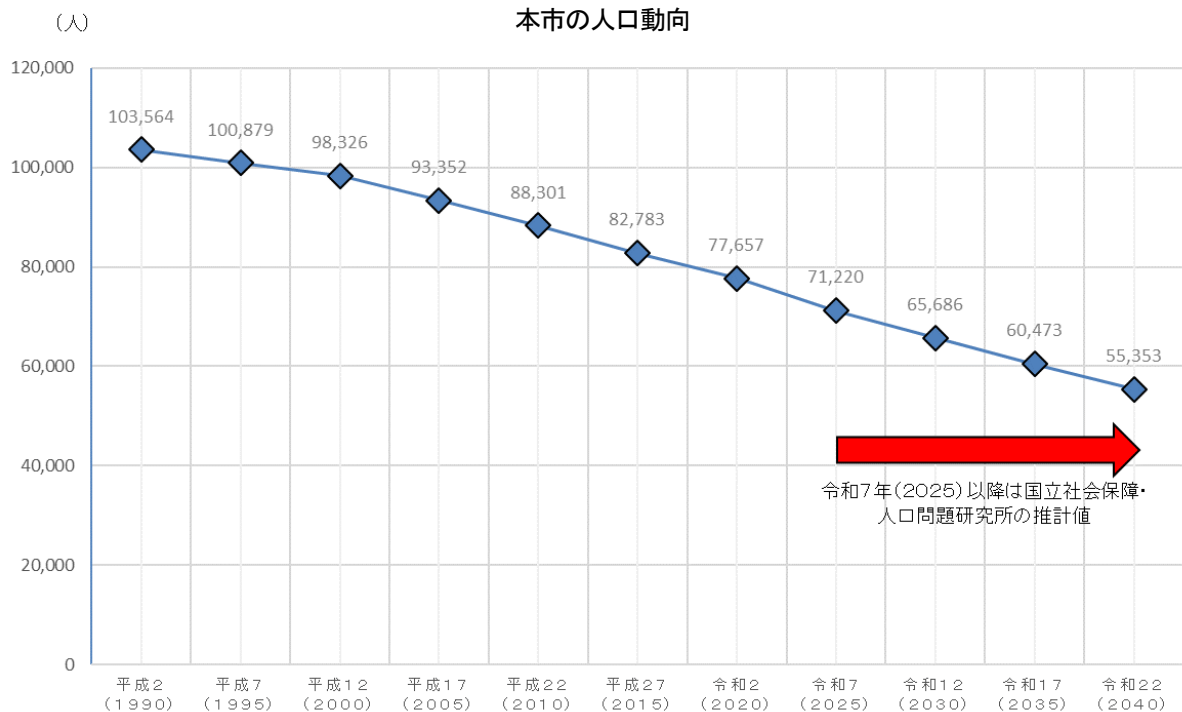
令和6年(2024)8月31日時点における本市の総人口は74,261人で、昭和30年(1955)の123,158人をピークに減少を続け、この69年間の減少数は48,897人と、減少率は39.7%となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年(2030)には65,686人、令和22年(2040)には55,353人と、令和2年(2020)の77,657人と比べて15.4%の減、28.7%の減となると推計されている。

昭和30年代後半から昭和40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への人口流出が続いたが、企業誘致などによる雇用対策や定住対策等によって、人口減少に歯止めがかかった時期もあった。しかしながら、近年は若年層等の人口流出とともに出生率の低下による人口の減少が続き、特に年少人口及び生産年齢人口が大きく減少する一方、老年人口の割合は急激な伸びとなっており、この傾向は今後も続くと言われる。

市内総人口・各地域別人口と総世帯数の推移

年度 地域名	昭和30 (1955)	昭和35 (1960)	昭和40 (1965)	昭和50 (1975)	昭和60 (1985)	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和6 (2024) ※8月末現在
大曲	41,119	41,090	39,900	40,581	41,545	40,429	39,922	39,615	37,863	36,561	35,873	35,180	34,330
神岡	7,963	7,642	7,399	6,732	6,498	6,438	6,346	6,209	5,824	5,529	5,126	4,759	4,560
西仙北	16,455	15,952	14,799	13,099	12,440	12,140	11,554	10,897	10,201	9,389	8,427	7,428	6,871
中仙	15,578	15,175	14,071	12,913	12,930	12,745	12,177	11,870	11,279	10,645	9,524	8,518	8,155
協和	14,802	14,098	12,535	10,325	10,348	10,013	9,615	9,307	8,710	7,785	6,841	6,290	5,556
南外	7,373	7,037	6,373	5,299	5,248	5,136	4,990	4,721	4,396	3,993	3,606	3,128	2,868
仙北	9,860	9,559	8,791	8,190	8,452	8,357	8,122	7,905	7,791	7,477	7,045	6,644	6,547
太田	10,008	9,813	9,025	8,305	8,465	8,306	8,153	7,802	7,288	6,922	6,341	5,710	5,374
人口計	123,158	120,366	112,893	105,444	105,926	103,564	100,879	98,326	93,352	88,301	82,783	77,657	74,261
世帯数	21,263	22,356	23,900	25,657	26,731	27,144	27,702	28,623	28,381	28,354	28,198	28,370	31,616

(単位：人及び世帯、出典：国勢調査、市民部市民課資料(令和6年度(2024年度)のみ))



(出典：大仙市人口ビジョン)

(3) 交通

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道13号、東西方向の主軸である国道46号、国道105号によって骨格が形成されている。秋田自動車道には大曲・西仙北・協和の各インターチェンジが設置されているほか、国道13号が大曲・仙北・神岡・西仙北・協和地域を南北に、国道105号が中仙・大曲・南外地域を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。また、本荘大曲道路(地域高規格道路)の一部である大曲西道路や国道13号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備などによって安全で快適な道路網の構築が進んでいる。

鉄道については、JR大曲駅に秋田新幹線、奥羽本線、田沢湖線が乗り入れているが、駅乗降客数は年々減少している。

路線バスについては、大曲バスターミナル及び羽後交通（株）境営業所（協和地域）を中心としてネットワークが形成されているが、利用者が減少傾向にあり路線の廃止や減便が続いている。

（４）土地利用

令和３年度（２０２１年度）の土地利用の内訳（割合）は、本市の総面積８６６．７７㎢に対して、田２１．７％、畑２．５％、宅地３．０％、池沼０．３％、山林３２．４％、原野４．９％、雑種地・その他３５．２％となっている。

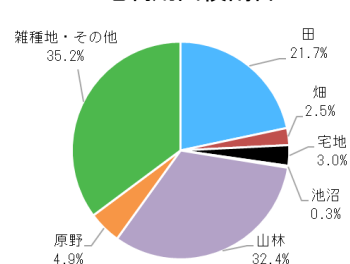
山林・原野が約３分の１、農用地（田・畑）が約４分の１と市域の多くを占めており、農業・林業を含む自然的土地利用の占める割合が高い地域である。

市内の土地利用区分ごとの面積及び割合

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地・その他	計
面積	187.91	22.02	26.33	2.55	280.70	42.37	304.91	866.79
割合	21.7	2.5	3.0	0.3	32.4	4.9	35.2	100.0

（単位：㎢及び％、市民部税務課資料）

土地利用面積割合



（５）産業構造

本市の産業構造（市内総生産）は、第３次産業が主体となっている。

第１次産業のうち農業については、市内総生産に占める割合は少ないものの、市域の面積のおよそ４分の１を田畑が占める基幹産業として、水稻や大豆の土地利用型農業を主体として、近年はこれに野菜や花卉^{かき}を組み合わせる複合経営が増加傾向にある。しかしながら、米価格の低迷や農業者の高齢化、後継者不足などによって、農業生産額の減少が進んでいることから、大豆栽培モデル対策事業やトマトの園芸メガ団地の整備、西仙北と太田の２地域への新規就農者研修施設の設置による新規就農者の確保対策などを通じて、農業の振興を推進している。

また、令和２年（２０２０）には農業と食に関する活性化基本構想（大仙市版地方創生の矢・第２の矢）を策定し、豊かな風土が育む強い農業の持続的発展と美食産地大仙ブランドの確立・発信による裾野の広い産業の振興と地域経済の活性化のため、酒・麴・いぶりがっこなど発酵文化の振興と継承やスマート農業の推進など、様々な取り組みを実施している。

第２次産業については、時代のニーズに合わせた新たな産業の導入及び創出、秋田新幹

線、秋田自動車道等の高速交通網を活用した企業誘致や既存企業の活性化が重要であることから、本市の地域資源の1つである「大曲の花火」を軸とした花火産業構想（大仙市版地方創生の矢・第1の矢）の策定や、トップセールスによる積極的な企業誘致活動、中小企業振興融資あっせん制度（マル仙制度）を通じた市内企業の安定及び振興発展に関する取り組みなどを実施している。

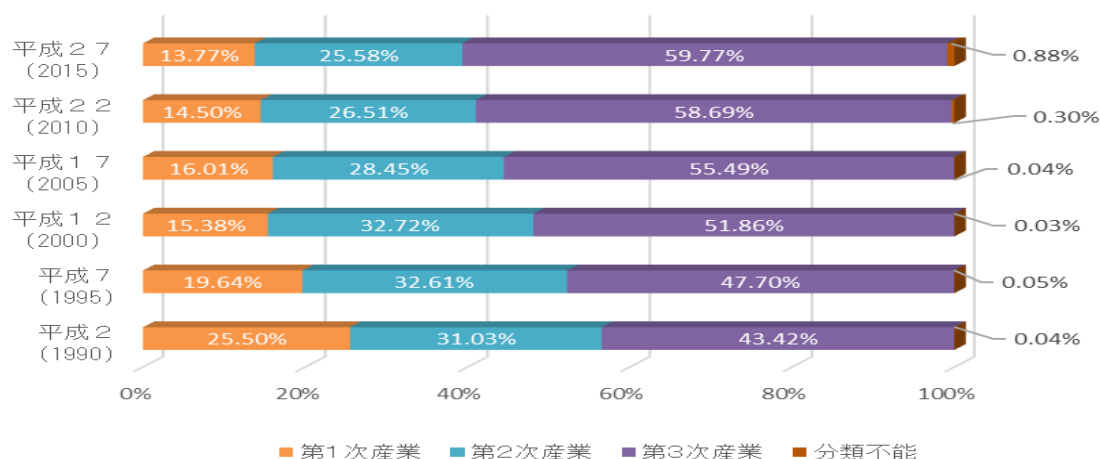
本市の就業人口は総人口と同様に減少傾向であり、平成2年（1990）から平成27年（2015）までを比較すると、54,167人から41,500人と12,667人も減少している。第1次産業の就業割合は平成2年（1990）：25.50%から平成27年（2015）：13.77%と減少の一途を辿っている一方、第3次産業の割合は、平成2年（1990）：43.42%から平成27年（2015）：59.77%と増加傾向にある。

産業別就業人口

年度 区分	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 1 2 (2000)	平成 1 7 (2005)	平成 2 2 (2010)	平成 2 7 (2015)
第 1 次産業	13,815	10,217	7,710	7,481	6,142	5,713
第 2 次産業	16,809	16,964	16,405	13,292	11,226	10,617
第 3 次産業	23,522	24,810	26,000	25,925	24,856	24,805
分類不能	21	27	16	21	125	365
総数	54,167	52,018	50,131	46,719	42,349	41,500

(単位：人、出典：国勢調査)

産業別就業割合

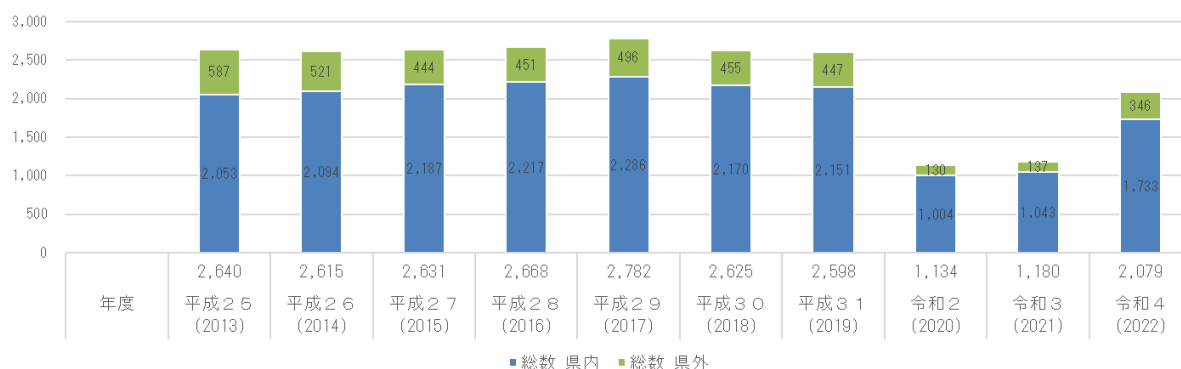


（６）観光

本市の観光客数は、平成１６年（２００４）の３２４万人をピークとして、平成２０年（２００８）頃まで減少傾向が続くが、その後はおおむね２６０万人程度で推移している。月別推移では、年間観光客の４割が８月に集中している。これは、８月に開催される全国花火競技大会「大曲の花火」の集客力が高いことを反映しており、それ以外の期間については観光集客の余地が大きいと考えられる。

令和２年（２０２０）３月頃から全国的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、その後発出された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置と相まって令和２年度（２０２０年度）以降のほぼ全ての観光事業に影響を及ぼした。特に令和２年（２０２０）の「大曲の花火 冬の章」及び「大曲の花火 春の章」は初の中止、夏の全国花火競技大会は次年度に延期となり、その他のイベントも多くが中止を余儀なくされ、観光入込客数は前年の半数以下と、これまでにない落ち込みとなった。令和４年度（２０２２年度）は感染対策を講じてイベントが開催されるようになり、観光客数はコロナ禍以前の８割（２０８万人）まで回復した。

平成２５年（２０１３）～令和４年（２０２２）の１０年における観光客数の推移



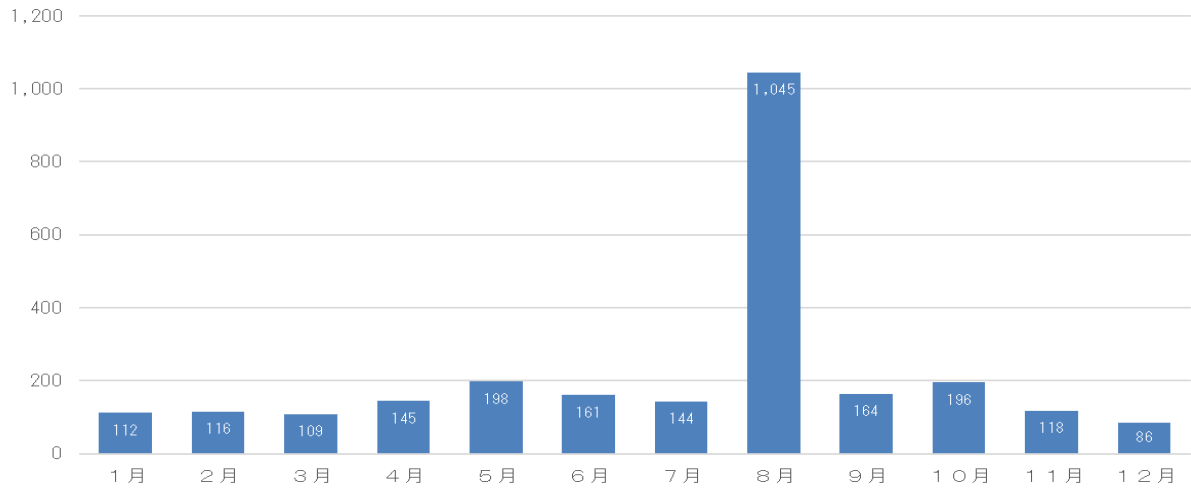
（単位：千人、出典：観光文化スポーツ部観光交流課資料）

平成２５年（２０１３）～令和４年（２０２２）の１０年における観光客数の推移

年度 区分	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
総数	2,640	2,615	2,631	2,668	2,782	2,625	2,598	1,134	1,180	2,079
県内	2,053	2,094	2,187	2,217	2,286	2,170	2,151	1,004	1,043	1,733
割合	77.8	80.1	83.1	83.1	82.2	82.7	82.3	88.5	88.4	83.3
県外	587	521	444	451	496	455	447	130	137	346
割合	22.2	19.9	16.9	16.9	17.8	17.3	17.2	11.5	11.6	16.7

（単位：千人及び％、出典：観光文化スポーツ部観光交流課資料）

月別観光客数の推移（平成31年1月～令和元年12月）



（単位：千人、出典：観光文化スポーツ部観光交流課資料）

（７）文化関連施設

本章第3節及び第2章で触れる市所有の文化財については、次の施設において保管または展示を行っている。

文化関連施設一覧

施設名称	地域	概要（用途）
大曲図書館閉架書庫	大曲	古文書及び歴史資料の保管
旧本郷家住宅 文庫蔵	大曲	本郷家旧蔵資料の保管及び展示
成沢遺跡群出土品展示室	大曲	成沢遺跡群出土品の展示
花火伝統文化継承資料館	大曲	花火に関する資料の保管及び展示
大仙市アーカイブズ	西仙北	古文書及び歴史資料の保管及び展示
大仙市民俗資料収蔵庫	協和	民俗資料の保管
南外民俗資料交流館	南外	秋田南外の仕事着や櫛岡焼などの保管及び展示
仙北歴史民俗資料館	仙北	民俗資料の保管及び展示
餅の館	仙北	餅の食文化に関する資料の保管及び展示
払田柵総合案内所	仙北	払田柵跡に関する遺物の展示
旧池田氏庭園 米蔵	仙北	池田家に関する資料や市所有文化財の展示
田茂木浜蔵（下屋部分）	仙北	埋蔵文化財（遺物）の保管
大仙市役所仙北庁舎（文化財課）	仙北	古文書及び歴史資料などの保管
太田文化プラザ	太田	鈴木空如資料や歴史資料などの保管及び展示

3 歴史的背景

(1) 旧石器時代

この頃の人々の生活は、集落を作って1箇所に留まる定住生活ではなく、滞在期間がまちまちなキャンプを中心として動物を狩り、食べられる植物を採集する遊動生活であったと考えられている。キャンプ地では、石や木、動物の骨などで道具を作って生活用具としていたようであり、特に石器がその痕跡として現代まで多く遺っている。



米ヶ森型台形石器

米ヶ森遺跡で初めて確認された型式の石器であったため
遺跡の名称がつけられた

これまで秋田県内で確認された石器群は、いずれも後期旧石器時代（35,000年～13,000年前）に属する。本市内でも、^{よねがもり}米ヶ森遺跡（協和地域）や^{こいでいち}小出Ⅰ遺跡（南外地域）など、この時代の遺跡が数件確認されており、既に人々が移り住んできていたことが明らかになっている。しかし、住居跡や墓域などの遺構は確認されておらず、どのような生活をしていたか判然としていない。おそらく上記のような遊動生活をしていたと考えられる。

(2) 縄文時代

13,000年前、縄（撚り紐や組み紐）を回転させて文様をつけた土器が作られ始める。この土器を縄文土器、縄文土器を使用していた時代を縄文時代と呼び、縄文土器の型式によって6つの時期に区分されている。土器は食料の煮炊きに用いられるようになり、堅果など食べられるものが増え、食材の確保が容易になった。このことによって移動しなくても一定の領域で生活できるようになり、山地の裾部など条件の良い場所を選んで、狩猟、漁労、採集を中心とした定住生活が始まった。

秋田県内では、草創期（13,000年～9,000年前）から早期（9,000年～6,000年前）にかけては確認された遺跡が少ないため様相があまり明らかになっていないが、草創期・早期よりも温暖化が進んだ前期（6,000年～5,000年前）から中期（5,000年～4,000年前）には集落の数も増え、10軒以上の竪穴建物がある大きな集落が作られるようになる。後期（4,000年～3,000年前）から晩期（3,000年～2,300年前）になると、寒冷化が進んだ影響から大規模な拠点集落は減少した。

本市内でも縄文時代の各期の遺跡が多数確認され、おおよそ同じ様相である。5～10

軒ほどの住居をもって集落を形成し、動物を狩り、植物や山菜を採り、河川を遡上するサケなどを捕って生活していたであろう。

60軒を超える竪穴建物跡が確認され、当時の拠点集落の遺跡であると考えられている上ノ山Ⅱ遺跡（協和地域）では、北海道日高地方を原産地とするアオトラ石（緑色岩）を加工した磨製石斧（出土した磨製石斧の3分の2がアオトラ石製）が出土している。

また、野口Ⅱ遺跡（中仙地域）では、縄文時代のヒスイの一大産地である新潟県糸魚川市周辺から持ち込まれたと思われるヒスイ製の大型玉が確認されている。このように、縄文時代から既に海や河川を利用したモノの交易行われており、現代の私たちのモノづくりに脈々と繋がる歴史が垣間見える。



上ノ山Ⅱ遺跡出土 磨製石斧

上ノ山Ⅱ遺跡の発掘調査では15,000点に及ぶ石器が確認された

（3）弥生時代・古墳時代・飛鳥時代

2,300年前、狩猟や採集を中心とした生活に稲作が加わり、使用する土器も食料の煮炊きのほか貯蔵のために形が変わり、縄文土器とは異なる特徴をもつようになった。これらの土器は弥生土器と呼ばれ、弥生土器を使用した時代を弥生時代と呼んでいる。大陸から北九州へ伝わった稲作の技術は、まもなく中国・近畿地方を経て東海・北陸地方にも伝わり、予想を超える速さで東北地方にも達したと考えられている。

秋田県内では、稲作を窺わせる遺構・遺物が出土した遺跡はあるが、確認された数は少ない。本市内でも同様に、宇津台遺跡（大曲地域）や星宮Ⅰ遺跡（仙北地域）など弥生時代の遺跡はあるが数は少なく、この時代の様相はあまり明らかになっていない。確実に弥生時代に属する水田跡も確認されておらず、おそらくは縄文時代とあまり大差のない生活であったと考えられる。

古墳時代は、3世紀後半から7世紀まで畿内を中心に古墳が作られた時代であるが、前方後円墳などは秋田県内では確認されておらず、この時代の様相ははっきりしていない。横手市で南からの古墳文化の影響を受けたと考えられる土坑墓が確認されているが、古墳時代後半になると北海道や東北地方北部社会の墓制の影響がみられる。能代市の寒川Ⅱ遺跡では、北海道の続縄文時代の墓穴と同じ様相の土坑墓が6基確認されている。本市内では古墳時代に属する遺跡は確認されておらず、様相は不明である。

飛鳥時代は、大王・王族を中心として国家が形成されはじめ、聖徳太子による冠位十二階（推古天皇11年（603））や十七条憲法（推古天皇12年（604））の制定など、中央の政治機構や地方の支配体制が整備されていく時代だが、秋田県を含む東北地方はそ

の支配領域の外側にあった。大化の改新（皇極天皇4年（645））以降、日本は律令国家として歩み始め、現在の新潟県域に^{ぬたりのさく}淳足柵（大化3年（647））、現在の新潟市東区周辺か）及び^{いわふねのさく}磐舟柵（大化4年（648））、現在の村上市岩船周辺か）を置いて東北地方支配の足掛かりとした。

『日本書紀』齊明天皇4年（658）阿部比羅夫^{あべのひらふ}北征の記事からは、現在の秋田・能代周辺に狩猟を主な生業とする「蝦夷（エミシ）」と呼ばれた在地集団がいたことがうかがえ、横手市周辺でもこの時代に属する在地集落の遺跡が確認されている。本市内では飛鳥時代に属する遺跡は確認されておらず、様相は不明である。

（４）奈良時代

和銅3年（710）、都が平城京へ遷された。以後、平安京へ遷都されるまでを奈良時代と呼んでいる。東北地方では、飛鳥時代に引き続いて律令国家による支配体制の整備が進められ、陸奥国（白雉5年（654）以降、現在の福島県、宮城県、岩手県、青森県と秋田県の一部（鹿角郡））と出羽国（和銅5年（712）、現在の山形県と秋田県（鹿角郡を除く））が置かれた。陸奥国には^{たがじょう}多賀城（神亀元年（724））、^{ものうじょう}桃生城（天平宝字3年（759））、^{いじじょう}伊治城（天平神護3年（767））など、出羽国には^{でわのさく}出羽柵（天平5年（733）、後の秋田城）、^{おがちじょう}雄勝城（天平宝字3年（759））等の城柵が設置され、律令体制整備の拠点となった。

秋田県内では、横手市域で在地集落の遺跡が複数確認されている。本市内でも諸又遺跡（大曲地域）で在地集落の一部が確認されているが、この時代の様相はあまり明らかになっていない。

（５）平安時代

延暦13年（794）、都が平安京へ遷された。以後、鎌倉幕府が成立するまでを平安時代と呼んでいる。平安時代前期における出羽国では、出羽国府・秋田城・雄勝城などの城柵が機能しており、引き続き律令体制が整備されているとともに、延暦20年（801）頃には^{ほったのさく}払田柵（仙北地域）を造営して、その支配領域は更に広がった。陸奥国側でも、払田柵造営に呼応するように^{いさわじょう}胆沢城（延暦21年（802）、岩手県奥州市）、^{しわじょう}志波城（延暦22年（803）、岩手県盛岡市）が造営される。平安時代後半になるとその支配体制は崩れ、在庁官人である清原氏が秋田城や払田柵の支配領域を引き継ぎ、前九年合戦・後三年合戦を経て中世へと向かう。



払田柵跡（平安時代の城柵の遺跡）

本市内では、払田柵跡を中心として、その周囲に関連する遺跡が確認される。払田柵跡の北西3.5kmに位置する半在家遺跡^{はんざけ}（大曲地域）では、発掘調査によって古代の水田跡が検出された。他の水田畦畔跡とは幅や高さが異なる大畦を基準として配置されていることなどから、律令国家による稲作の始まりではないかと考えられている。県内の他の遺跡でも平安時代の水田跡が確認されており、稲作がこの地に根付いていたことはほぼ間違いないであろう。



半在家遺跡で確認された古代の水田跡

そのほかにも、平安時代の集落跡である藤木遺跡^{ふじき}（大曲地域）や藤木出土品（秋田県指定有形文化財）が出土した怒遺跡^{いかり}（大曲地域）、須恵器生産拠点であったと考えられる成沢窯跡^{なりさわ}（大曲地域）などは、遺跡の性格や出土品などから払田柵跡と関連が予想されている。いずれの遺跡も払田柵跡より南側に位置しており、払田柵跡より北側に位置する遺跡の確認は稀であったが、平安時代の集落跡である小鳥田Ⅰ遺跡^{こちょうだい}（中仙地域）のように、払田柵跡より北側でも平安時代に属する遺跡の発見が少しずつ増えてきている。

また、秋田県内では経塚が出現し、銅鏡などが出土する。当時の最新の仏教文化を中央から受容した有力者の存在がうかがえる。本県唯一の国宝である線刻千手観音等鏡像^{せんこくせんじゅかんのんとくしょうぞう}（中仙地域）は、この時期の作とされる。

（6）中世（鎌倉時代・室町時代・安土桃山時代）

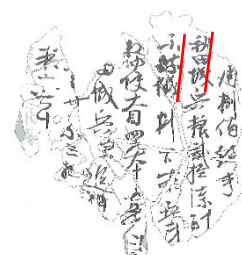
源頼朝による武家政権の成立以降（鎌倉時代）、足利尊氏による開幕以降の足利將軍家武家政権（室町時代）、織田信長・豊臣秀吉がそれぞれ政権を掌握していた時代（安土桃山時代）まで、武家政権による封建制度が確立した時代を総じて中世と呼んでいる。

源頼朝は奥州合戦で平泉の藤原氏を滅亡させ、奥州全域を支配下に置くと秋田県域に御

幻の城柵

国指定史跡・払田柵跡は、これまでの発掘調査の成果から古代城柵の遺跡であることが明確になっているが、払田柵が歴史書に記された中のどの城柵にあたるかについては、無名不文の城柵説、河辺府説、雄勝城説、第2次雄勝城説など様々な学説があり、いまだ決着をみていない。

近年は、律令国家の蝦夷政策の進展（律令国家の勢力範囲拡大）に伴って、雄勝城がより北へ移転したという第2次雄勝城説が有力視されている。



払田柵跡の第151次発掘調査で出土した第7号漆紙文書の実測図
右から2行目に「秋田城」、3行目に小勝城（＝雄勝城）の文字が見える

家人を入部させる。雄勝郡を小野寺氏に、比内郡を浅利氏に、鹿角郡を安保・秋元・奈良氏に、秋田郡を橋氏に、それぞれ所領を与え地頭に任命した。鎌倉時代末には、津軽地方から安東氏が進出し、中世末期には秋田郡・檜山郡・豊島郡・由利郡へと勢力範囲を拡大する。

本市域も勢力争いの渦中にあり、前出の安東氏、横手盆地北部を拠点とした戸沢氏、同南部を拠点とした小野寺氏が勢力を拡大し、それに伴って前田氏（大曲城）、檜岡氏（檜岡城）、太田氏（太田城）などの小豪族が三大勢力と激しく争った。横手盆地北部の丘陵部には、それぞれの居館として築造された城館の跡が確認されている。関ヶ原の戦いの後には、佐竹氏が常陸国（現在の茨城県）から移封され、秋田に入部する。



太田城跡（市指定史跡）

南外地域には、秋田県指定史跡である大畑古窯跡（大畑窯跡・大畑桧山腰窯跡）や大仙市指定史跡である甕口沢窯跡など、中世の窯跡群が存在する。これらの窯跡群の製品は本市内や秋田市、湯沢市などのほか、近年では青森県や岩手県、山形県まで広範囲に流通していたことが確認されている。県内での流通は雄物川流域に限定されており、窯跡群の製品が出土した遺跡は船着場が置かれた地点に近接しているため、雄物川水運を利用して製品が運搬されたと考えられている。

（７）近世（江戸時代）

慶長５年（１６００）の関ヶ原の戦いの後、徳川家康が江戸に幕府を開き、以後およそ２８０年間は徳川家が政権を握る。秋田県域では、由利郡と鹿角郡を除く全域が常陸国（現在の茨城県）から入部した佐竹氏の所領となり、秋田藩が成立する。藩によって町の整備とともに街道の整備も進められ、羽州街道や生保内街道、繋街道、角館街道、刈和野街道などには一里塚が築かれた。羽州街道は現在の国道１３号及び国道７号、生保内街道は現在の県道１１号、繋街道は現在の国道４６号、角館街道は現在の国道１０５号、刈和野街道は現在の県道１０号に相当し、今なお人々の生活を支える大動脈となっている。また、旧亀田街道跡（大仙市指定史跡）のように、旧街道の名残が見られる場所もある。

本市域の大部分は佐竹氏秋田藩の藩領となり、大曲、刈和野には本陣が置かれ、花館、神宮寺、上淀川、境は宿場町として栄えた。大曲中通町の御前井（大仙



御前井（市指定史跡）

市指定史跡)は、藩主への献上水を汲み上げた井戸跡として当時の様子を伝える貴重な史跡である。加えて、刈和野・角間川^{かくまがわ}には給人(領地を持った武士)が配置され給人町が形成される。刈和野は、本陣の北側と西側に給人屋敷が置かれ、北東(鬼門)には清光院、南西(裏鬼門)には西念寺や本善寺などを配していた。角間川^{かぎ}には、慶長8年(1603)から小野寺氏の家臣団が3度入植した。現在もその特徴を表す鉤型の道路が遺っている。

さらに、角間川が雄物川を、長野が玉川を利用した舟運の拠点として栄える。角間川は雄物川と横手川が合流する地点で、横手・湯沢方面との交易拠点として、長野は角館方面との交易拠点として、物流が盛んであった。

江戸時代末には、戊辰戦争が東北地方にも及び、秋田藩領内においても新政府軍と奥羽越列藩同盟軍(仙台藩・庄内藩等)との熾烈な戦いが繰り広げられた。同盟軍は雄勝(院内口)、仙北(生保内口)、由利(吹浦口・矢島口)、大館(十二所口)から進軍し、藩都である久保田城を目指して進軍する。途中、横手城や大館城は落城、両城下も戦火に見舞われ、多くの犠牲が出ることとなった。

本市域は久保田城や角館への経路にあったことから、秋田藩の重要な防衛拠点に位置づけられ、角間川や花館、南檜岡、刈和野、峰吉川、福部羅、小種、境、国見地区は激戦地となった。戦闘は1箇月ほど続き、秋田藩、新政府軍、同盟軍の戦死者は合わせて500名にもものぼるとされる。これは秋田藩内における戊辰戦争による戦死者の半数に及び、本市域での戦闘は熾烈であった。

文化面では、佐竹氏の入部に伴い、獅子踊り(ささら)に代表される伝統芸能が県内各地に伝来し定着する。また、県沿岸部の北前舟寄港地や県内の各街道を通じて藩内外の人・モノの交流が盛んになった。中でも県内各地を巡った菅江真澄は、緻密なスケッチを添えた地誌『月の出羽路』^{いでわじ}などを編纂し、江戸時代後期の風習や民俗行事など、当時の県内の様子を知る貴重な資料である。

例えば、小正月行事として刈和野の大綱引き(西仙北地域、国指定重要無形民俗文化財)や大曲の綱引き(大曲地域、県指定無形民俗文化財)は現在でも行われているが、江戸時代には神岡地域の神宮寺でも綱引きが行われていたことが『月の出羽路』からわかる。秋田市の土崎でも綱引きが行われており、雄物川の水運を通じて伝えられた民俗行事と考えられる。



刈和野の大綱引き

(8) 近代以降(明治時代以降)

明治新政府によって廃藩置県が行われ、旧秋田藩の領域に由利郡、鹿角郡が編入され、

明治4年（1871）に秋田県が誕生した。県が振興を図った農業のほか、新政府による殖産興業のため日本各地の鉱山が官有化されたことを受け、鉱山開発にもより力を注ぐようになった。

最盛期には国内有数の銅鉱山として栄えた荒川鉱山は、江戸時代から稼業していたようであるが、飛躍的な発展を遂げるのは、明治9年（1876）に岩手県盛岡の商人である瀬川安五郎せがわやすごろうが政府から払い下げを受け、同年に大鉱脈を発見したことに端を発する。これ以降、鉱山内に学校や寺院、病院を設置する一方、鉱山の発展を祈念して銀判（荒川銀判）を鑄造し関係者へ贈るなど、鉱山の繁栄を内外に示した。明治29年（1896）に三菱合資会社へ移譲されてからは、機械設備や施設の改良とともに水力発電所も設けられ、旧荒川村の中心地として村役場や学校、駐在所、病院、劇場、商店街が置かれ繁栄を極めた。

農業では、近代農法の積極的な導入や勸業博覧会の開催、試験場や植物園の設置などが行われた。中でも農村指導者の石川理紀之助が主導して開催した種子交換会（明治11年（1878））は、種苗交換会と名を改め、現在も県内農業の一大行事として継続している。石川は明治5年（1872）に県吏（県職員）となって以来、県の農業行政に携わり、地域に即した農業指導に尽力した。本市域でも九升田村（現在の大仙市強首字九升田）、布晒村や木内村（現在の大仙市角間川町字布晒及び木内）は石川を招き、労働習慣改善、節儉、風俗改良などの指導を受けて農村復興を遂げた。

このような背景があって県内農業は着実に発展する。農業の発展とともに仙北平野をはじめとして県内各地に多くの地主が生まれ、地域の政治や経済、文化に影響を与える。

酒造業

近世の酒造は藩の統制下にあったが、明治維新後はその統制がなくなり、その後の第1次世界大戦前後の好景気も相まって、酒蔵の数と酒造量は増加を続ける。この酒造業の発展の要因には、市域が肥沃な穀倉地帯であったこと、雄物川や玉川を通じた河川交通（舟運）が発達しており物資輸送が便利であったこと、そして近代以降に地主制が発展して地主達が米を多く保有し、余剰米を酒造にまわし利益を得ようとしたことが挙げられる。

現在、本市内には秋田富士酒造（大曲地域）、金紋秋田酒造（大曲地域）、刈穂酒造（神岡地域）、福乃友酒造（神岡地域）、鈴木酒造（中仙地域）、奥田酒造（協和地域）、出羽鶴酒造（南外地域）の7つの酒蔵があるが、1つの自治体にある酒蔵の数としては全国的に見ても多い数字である。

特に宝暦元年（1848）に秋田藩の御用酒となった「秀よし」の酒銘で知られる鈴木酒造（元禄2年（1689）創業）や、「千代緑」の酒銘で知られる奥田酒造（延宝年間（1673～1681）創業）は、県内でも創業が古い醸造元である。



鈴木酒造店事務所兼主屋



奥田酒造店店舗兼主屋

仙北地域高梨地区の池田家は、秋田県最大の地主であり、山形県酒田の本間氏、宮城県石巻の齋藤氏と並び東北三代地主と称された。江戸時代享保年間（1716～1736）には肝煎を務めた家柄であり、明治～大正期にかけて在地地主として農業を基盤とし、耕地整理や治水工事の実施、無料診療所や学校の設立、学校給食の開始、歴代当主の高梨村長就任など、高梨村をはじめ地域の発展に大きく貢献した。



旧池田氏庭園

大曲地域角間川町地区の本郷家は、江戸時代中期に始まる商人地主であり、雄物川舟運が最も盛んだった明治中期に県内屈指の大地主となり、舟で土崎湊（現秋田市土崎）へ米などの物資を運び、帰りは北前船交易によって上方（京都・大坂方面）から仕入れた最新の文物を持ち帰った。「秋田縣管内大地主名鑑（明治23年（1890）発行）」には、前述の池田家、秋田市の辻家に次ぐと記されている。



旧本郷家住宅（主屋）

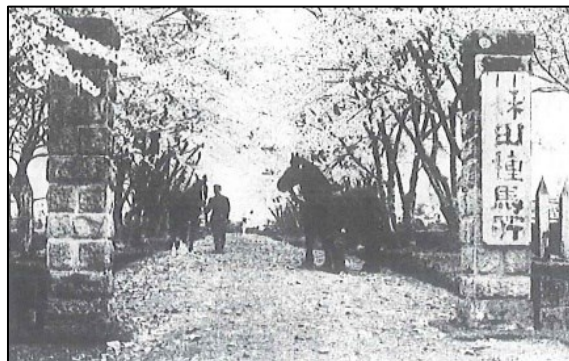
近代の本郷家の歴代当主は、明治末期から昭和初期にかけては在村地主として用水路整備・営農改善普及のほか、「秋田の腐れ米」と呼ばれた乾燥が不十分な米の品質改善に取り組む秋田改良社を設立して販路の拡大を図るとともに、雄物川通船貨物保険の運営（本郷合名会社）を行うなど、小作米の徴収だけではなく公益的な役割を担い、地域の農業や経済の発展に大きく貢献した。

明治新政府による殖産興業政策は、交通の在り方にも大きな影響を与えた。それまで物資の輸送は舟運による海路や河川交通が主体だったが、新政府は鉄道の敷設に力を入れ、陸路を主体とした交通網の整備を推し進めた。奥羽本線（青森駅～福島駅、明治27年（1894）年着工、明治38年（1905）全線開通）は、明治37年（1904）に秋田駅側から大曲駅まで延伸した。奥羽本線の開通によって各地の港や船着場では物資と人の往来が減り、次第に衰えていった。奥羽本線全線開通後、仙北地方の地域住民は更なる地域の発展をめざし、盛岡～大曲間の盛曲線（現在の田沢湖線、大正12年（1923）全線開通）の鉄道敷設を目指す。盛曲線の敷設にあたっては、地域住民の熱意と衆議院議員であるさかきだせいべえ榊田清兵衛による中央政界への働きかけによって敷設が実現した。

一方、近代は海外列強と戦争が相次いだ時期としても知られる。日清戦争（1894～

1895)、日露戦争(1904～1905)を経て日本は大陸進出を果たし、第1次世界大戦(1914～1918)にも参戦した。その後も領土拡大を狙って中国へ侵略し日中戦争(1937～1945)へ発展、同時期に第2次世界大戦(1939～1945)も勃発し、世界中が大混乱に陥った。

国内では日清戦争を経て騎馬・重挽馬の需要が高まったが、在来馬を軍事利用するには数が少なく、馬体が貧弱で資質が悪いことが判明したため、馬産の改良が始められた。明治31年(1898)には神宮寺に秋田種馬所が設置され、軍馬育成の拠点となり、洋種牡馬・牝馬の輸入による馬体改良と増産が行われることとなった。時期を同じくして、農業面では乾田馬耕や耕地整理による農地改良が普及し始め、能力の高い馬を平常時は農耕馬として利用することが奨励された。この軍事政策による馬体改良と増産は農業経営の効率化、ひいては数多くの地主の誕生に大きな影響を与えた。



秋田種馬所・正門

(9) 現代

昭和20年(1945)、ポツダム宣言を受諾して日本は無条件降伏し、第2次世界大戦は終結する。大量の兵力動員と軍需産業の増大によって疲弊した国内は、深刻な労働力不足と食料不足が恒常化していたが、GHQが推進した農地改革によって、地主が保有する農地は政府が買い上げて小作人に売り渡した。この農地解放とも呼ばれる改革で農家は基本的に自作農となり、生産意欲が湧き、徐々に農業生産高が増進する。

昭和28年(1953)には農業機械化促進法が制定され、人力による重労働からの解放が図られ、作業効率と生産技術の水準が高まり、米の作付面積が増加する。この作付面積の増加によって、農家は栽培管理のしやすさと増産多収を求めて米の品種改良を続ける。この結果、秋田を代表するブランド米「あきたこまち」が誕生し、昭和59年(1984)には県の奨励品種となっている。

農業技術の進展とともに生産基盤の整備(農地の拡大や集積・ほ場整備)も進められ、

戦争遺跡

広島県に所在する原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)が平成7年(1995)に国の史跡に指定され、翌平成8年(1996)に世界遺産に登録されたことが契機となり、近代の戦争に関する遺跡や遺構が戦争遺跡として注目され、文化財として認識され始めている。本市にも強首陸軍演習場跡地などの戦争遺跡が確認されており、戦争を学ぶための教材として利用されている。

これとともに道路網の整備も併せて行われた。この道路網の整備は、自動車の一般普及とも相まって人々の生活を大きく変え、まちづくりにも大きな影響を与えた。現在は空路や高速道路網などの整備も進み、秋田空港の開港（昭和36年（1961）秋田市新屋に開港、昭和56年（1981）秋田市雄和に移転開港）や秋田自動車道の開通（平成3年（1991））、秋田新幹線の開業（平成9年（1997））などによって、秋田県と首都圏等との時間距離の短縮や利便性が向上し、人の往来や物流がより活発となっている。

本市においても、秋田空港へのアクセスは比較的容易（大仙市役所本庁（大曲庁舎）から車で40～50分）であり、大曲中心部には秋田新幹線の停車駅である大曲駅があるほか、秋田自動車道のインターチェンジも市内に3箇所（大曲・西仙北・協和）所在するため、近隣自治体からだけではなく、首都圏等からの観光誘客を見込むことが可能となっている。

花火(煙火)

全国花火競技大会「大曲の花火」の前身にあたる「第1回奥羽六県煙火共進会」が明治43年（1910）に開催されている。花火は、江戸時代の紀行家である菅江真澄の著書『月の出羽路』にも「大曲郷の眠り流し」の挿絵内に描かれており、明治時代初期の作と思われる大曲村年中行事絵巻（市指定有形文化財）にも花火の描写があることから、江戸時代には既に秋田にも花火が広く普及していた。東北で有名な花火師が一堂に会して花火を打ち上げることは、当時としては画期的な催し物であった。



大曲村年中行事絵巻

以後、第3回まで奥羽六県煙火共進会として開催、大正4年（1915）の第4回大会からは「全国煙火競技大会」と名称を変え、名実ともに全国規模の花火大会へと発展する。その後、第2次世界大戦などで一時中断されたが、終戦後の昭和21年（1946）、現在の「全国花火競技大会」として再開された。もともとは諏訪神社（大曲地域）の祭典と関係のある奉納花火・余興花火であったが、昭和39年（1964）から諏訪神社の祭典とは切り離され、現在に至る。

この「大曲の花火」の持続的な発展に向け、花火を伝統文化と捉え、「大曲の花火」をはじめとする花火関連資料の収集、保存を行うため、花火伝統文化継承資料館（通称はなび・アム）を設置している。花火の文化的価値を高め、観光やまちづくりと結びつけながら、将来にわたって貴重な文化的財産として確実に継承していかなければならない。

第 2 章

大仙市の文化財の概要

- 1 指定等文化財の概要..... p. 36
- 2 過去の文化財調査の概要..... p. 42

1 指定等文化財の概要

令和6年（2024）8月末現在、本市内には、文化財保護法及び秋田県文化財保護条例、大仙市文化財保護条例に基づく指定等文化財は244件所在する。その内訳としては、国指定文化財12件（うち国宝1件含む）、国登録文化財15件、秋田県指定文化財42件、大仙市指定文化財175件である。これに加えて、周知の埋蔵文化財包蔵地は490箇所存在し、旧石器時代から現代に至るまでの人々の営みの跡が遺されている。

大仙市管内指定等文化財 件数一覧（令和6年（2024）8月末現在）

類型			国		県	市	合計
			指定	登録			
有形文化財	計		9	14	31	103	157
	建造物		7	14	2	7	30
	美術 工芸品	絵画	1	0	2	27	30
		彫刻	0	0	6	11	17
		工芸品	1 (うち国宝 1)	0	11	16	28
		書跡・典籍	0	0	0	4	4
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	8	11	19
		歴史資料	0	0	2	27	29
	無形文化財		0	0	0	1	1
民俗文化財	計		1	1	3	27	32
	有形の民俗文化財		0	1	0	14	15
	無形の民俗文化財		1	0	3	13	17
記念物	計		2	0	8	44	54
	遺跡		1	0	4	10	15
	名勝地		1	0	0	1	2
	動物・植物・地質鉱物		0	0	4	33	37
文化的景観			0				0
伝統的建造物群			0				0
合計			12 (うち国宝 1)	15	42	175	244

※文化的景観及び伝統的建造物群については国登録及び県・市指定の制度なし

（１）有形文化財

①建造物

建造物分野の指定等文化財は、国指定７件、県指定２件、市指定７件、国登録１４件となっており、主に中世から近代にかけての社寺建築、近代以降の地主・酒造業関連の建造物がある。

このうち代表的な社寺建築として、古四王^{こしおう}神社本殿（国指定、大曲地域）が挙げられる。古四王神社本殿は、古社寺保存法^{（※１）}に基づいて明治４１年（１９０８）に秋田県内で初めて文化財に指定（特別保護建造物として指定）された後、昭和６年（１９３１）には国宝保存法^{（※２）}に基づいて国宝に指定、昭和２５年（１９５０）には文化財保護法に基づいて重要文化財に指定されている。



古四王神社本殿

また、地主関連の建造物としては旧池田家住宅洋館（国指定、仙北地域）、佐藤家住宅（国指定、大曲地域）、旧小山田家住宅（国登録、西仙北地域）、旧本郷家住宅（国登録、大曲地域）などがあり、酒造業関連建造物としては鈴木酒造店事務所兼主屋（国登録、中仙地域）と奥田酒造店店舗兼主屋（国登録、協和地域）がある。いずれも近代以降の建造物で、近代地主制の発展を色濃く反映している。



旧池田家住宅洋館

※１ 古社寺保存法：明治３０年（１８９７）制定、昭和４年（１９２９）廃止。古社寺の建造物及び宝物類を廃仏毀釈運動から保護するため制定された。

※２ 国宝保存法：昭和４年（１９２９）制定、昭和２５年（１９５０）廃止。古社寺保存法を引き継ぎ、古社寺の所有要件を外して国有や公有、私有であっても保護の対象とした。

②美術工芸品

美術工芸品分野の指定等文化財は、国指定２件（うち国宝１件含む）、県指定２９件、市指定９６件となっている。本市域の指定等文化財の分野のうち、最も件数が多い分野である。

このうち、絵画は国指定１件、県指定２件、市指定２７件で、中世から近代にかけての

絵画が指定されている。^{けんぽんちやくしよくたいまんだらず}絹本著色當麻曼荼羅図（国指定、大曲地域）などの中世の絵画をはじめ、地元出身の^{まつおかはくせき}松岡白石（現在の大仙市角間川町出身）や^{すずきくうによ}鈴木空如（現在の大仙市太田町太田出身）が手掛けた近代の絵画などがある。

彫刻は県指定6件、市指定11件で、平安時代の地方作と見られる聖観世音菩薩像や十一面観世音菩薩像（ともに県指定、中仙地域）をはじめ、古代から近代にかけての仏像等が指定されている。

工芸品は国指定1件、県指定11件、市指定16件で、平安時代後期（11世紀頃）の作とみられる^{せんこくせんじゅかんのんとうきやうぞう}線刻千手観音等鏡像（国宝、中仙地域）は秋田県内において唯一の国宝に指定されている。また、縄文時代の広域的な交易を示すヒスイ石環（市指定、中仙地域）や、古代から中世にかけての太刀、佐竹北家（江戸時代の秋田藩主・佐竹氏の分流）関連の武具などが指定されている。

書跡・典籍は市指定4件で、松岡白石の十六面画帖（市指定、大曲地域）など、中世から近代にかけての資料が指定されている。

考古資料は県指定8件、市指定11件で、米ヶ森遺跡出土品（県指定、協和地域）や星宮遺跡出土土偶（県指定、仙北地域）など旧石器時代から平安時代までの石器や土器、土製品などのほか、この地域の仏教文化の受容を示す中世の板碑などが指定されている。

歴史資料は県指定2件、市指定27件で、鈴木空如の法隆寺金堂壁画模写（県指定、太田地域）や、明治時代初期の諏訪神社（大曲地域）の主要行事（花火・綱引き・祭典など）の様子が克明に描かれている大曲村年中行事絵巻（市指定、大曲地域）、江戸時代に肝煎を務めた旧小山田家（旧住宅は国登録有形文化財）に遺された小山田治右衛門家文書（市指定、西仙北地域）をはじめとする近世以降の古文書などが指定されている。



絹本著色當麻曼荼羅図



線刻千手観音等鏡像



鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写
（展示会のようす）

（２）無形文化財

無形文化財は、市指定１件である。南外地域で江戸時代から伝統的に続くならおかやき樽岡焼の陶芸技術が、市の無形文化財に指定されている。



樽岡焼（海鼠釉）

（３）民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は市指定１４件、国登録１件で、南外地域で昭和３０年代以前に着用されていた仕事着を取りまとめた秋田南外の仕事着（国登録、南外地域）のほか、交通の重要手段であった河川交通の歴史を伝える蛭川渡船場の渡しぶね（市指定、大曲地域）や、江戸時代の制札（周知用立て札）などが指定されている。



蛭川渡船場の渡しぶね

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は国指定１件、県指定３件、市指定１３件で、刈和野の大綱引き（国指定、西仙北地域）や、佐竹氏入部（江戸時代）に伴って各地に伝えられた国見ささら（県指定、太田地域）や長野ささら・東長野ささら（県指定、中仙地域）などの伝統芸能、渡し舟で雄物川対岸の伊豆山山頂にある伊豆山神社へ梵天を奉納する伊豆山神社川を渡る梵天（市指定、大曲地域）などが指定されている。



刈和野の大綱引き

（４）記念物

①遺跡

遺跡は国指定１件、県指定４件、市指定１０件で、平安時代の城柵の遺跡である払田柵跡（国指定、仙北地域）のほか、雄物川舟運を利用した交易が窺える大畑古窯跡（県指定、南外地域）などの中世窯跡、近世の街道整備の歴史



大畑古窯跡（大畑松山腰窯跡）

を伝える一里塚跡（県指定、神岡地域）や旧亀田街道跡（市指定、西仙北地域）、近世大曲に本陣が置かれた際に藩主への献上水を汲み上げた御前井（市指定、大曲地域）などが指定されている。

②名勝地

名勝地は国指定1件、市指定1件で、秋田県内の庭園として初めて国の名勝に指定された旧池田氏庭園（国指定、仙北地域）、八坂神社（中仙地域）の境内に渾々と湧く天王清水（市指定、中仙地域）指定されている。

旧池田氏庭園は、近代造園の祖と呼ばれる長岡安平による作で、本家庭園と払田分家庭園が一括で指定を受けている。池田家の家紋を意識した敷地形態は共通だが、その構造や意匠は異なるなどの特徴がある。



旧池田氏庭園（本家庭園）

③動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は県指定4件、市指定34件で、内訳は植物が36件（県指定4件、市指定32件）、地質鉱物が2件（市指定2件）である。

植物は、一里塚のサイカチ（市指定、中仙地域）のほか、唐松神社の杉並木（県指定、協和地域）や水神社の杉（市指定、中仙地域）、姥杉（市指定、仙北地域）など、神社境内の御神木や参道に植えられた樹木等を中心として指定されている。地質鉱物は、クジラの化石（市指定、西仙北地域）や化石塊（市指定、西仙北地域）が指定されている。



一里塚のサイカチ

なお、この件数には特別天然記念物カモシカなど、地域を定めず指定されているものについては計上していない。

（５）文化的景観

文化的景観については、現在大仙市管内で選定を受けているものは存在しない。

（６）伝統的建造物群

伝統的建造物群についても、現在大仙市管内で選定を受けているものは存在しない。

（７）文化財の保存技術

文化財の保存技術についても、現在大仙市管内で選定を受けているものは存在しない。

2 過去の文化財調査の概要

(1) 文化財等の調査研究

本市では、開発行為等に伴う埋蔵文化財の発掘調査のほか、本市誕生以後に新たに実施した埋蔵文化財以外の文化財調査の成果を『大仙市文化財調査報告書』として刊行し、市内外の図書館等に配架してその成果の公開に努めている。

また、県事業による開発行為等に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室及び払田柵跡調査事務所、秋田県埋蔵文化財センターが実施し、発掘調査報告書を刊行しているほか、県主体による文化財悉皆調査については、県遺跡地図の改訂事業のほかに様々な文化財類型による悉皆調査事業が実施され、報告書が刊行されている（資料編5・8・9参照）。

(2) 旧市町村による自治体史編纂・文化財調査

合併前の旧市町村によって、地域の歴史を明らかにするため自治体史編纂事業が行われた。同じく、旧市町村によって埋蔵文化財（遺跡）を中心に文化財の調査が行なわれ、報告書が刊行されている（資料編6・7参照）。

(3) 未指定の文化財の概要

本市には、これまでの調査によって指定・登録された文化財のほか、把握はされているものの指定や登録まで至っていない文化財（未指定の文化財）が多数存在する。

この度の地域計画作成に伴い、先述した調査研究の報告書や旧市町村史の歴史文化に関する記述を確認したところ、文化財の各分野の調査状況の概要は次の表のとおりであった。

未指定文化財調査状況（令和6年（2024）8月末現在）

類型	有形文化財						
	建造物	美術工芸品					
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	考古資料	歴史資料
調査状況	▲	▲	▲	△	△	△	△

無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群
	有形	無形	遺跡	名勝地	動物植物地質鉱物		
△	△	△	△	△	△	×	×

○ 調査が十分に行われている ▲ 一部の分野で調査が行なわれている △ 調査が行なわれているが不十分である × 調査が行なわれていない

文化財保護法に規定される6つの類型のうち有形文化財は、建造物及び絵画、彫刻の一部の分野において現況調査及び詳細調査を実施している。建造物については、秋田県が平

成14年度（2002年度）から平成15年度（2003年度）にかけて実施した近代和風建築等総合調査の補完調査を市で実施しており、近代の伝統技法及び意匠を用いて作られた建造物については現況調査及び詳細調査まで進み、指定や登録まで至った建造物がある。絵画及び彫刻については、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）にかけて仏像・仏画の現況調査が実施されている。

また、無形文化財及び民俗文化財、記念物は把握調査が行なわれているが、文化的景観と伝統的建造物群は調査が未実施である。

これらの調査によって把握された未指定の文化財の抽出を行ったところ、1,725件を把握することができた。これらも指定・登録文化財と同様に、地域の歴史文化を作り上げる重要な要素となっている。

未指定文化財把握件数一覧（令和6年（2024）8月末現在）

類型	有形文化財						
	建造物	美術工芸品					
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	考古資料	歴史資料
把握件数	280	98	570	0	0	47	31

無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的 景観	伝統的 建造物 群	計
	有形	無形	遺跡	名勝地	動物 植物 地質鉱物			
12	0	79	592	3	10	2	1	1,725

※工芸品や書跡・典籍、有形の民俗文化財の把握数がゼロとなっているが、過去調査の確認の際、類型の不明瞭なものについては仮に彫刻や歴史資料などに分類したため、このような結果となっている。今後の調査の進展（類型の見直し）に伴って件数が変化するものと思われる。

①ー 1 有形文化財（建造物）

主に近世から近代にかけての民家や社寺が把握されている。伝統的な技法を用いて作られた建造物は少なくなってしまったが、大曲地域角間川町地区に残る旧北島家住宅や旧荒川家住宅文庫蔵などのように、かつての地主の邸宅が市全域にわたって残っており、指定等文化財と同様に近代地主制発展の影響が見られる。また、延暦20年（801）創立と縁起が残る諏訪神社（大曲地域）のように、近世以前の歴史を持った社寺が多く現存している。



諏訪神社（大曲地域）

①ー２ 有形文化財（美術工芸品）

絵画及び彫刻では、主に社寺が所蔵する仏画及び仏像が把握されている。

考古資料では、主にこれまで発掘調査が行なわれた遺跡から出土した土器・石器などの遺物が把握されている。また、大曲地域では中世の板碑も把握されており、中世の仏教文化の受容を示す資料である。

歴史資料では、主に旧家が所蔵している近世から近代にかけての古文書が把握されている。

②無形文化財

社寺彫刻などの木竹工や染物など、伝統的な技法や原料を用いる工芸が把握されている。

③民俗文化財

無形の民俗文化財として、鹿島ながし行事やぼんでんなど、各地域に伝わる伝統行事（風俗慣習）が把握されている。また、強首はくさい（西仙北地域）や横沢曲がりねぎ（太田地域）などの伝統野菜のほか、大曲納豆汁（大曲地域）や日の丸鍋（中仙地域）などの郷土食も把握されている。



伝統野菜 強首はくさい

④記念物

遺跡は、後述する⑦埋蔵文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地）のとおりである。また、近代化遺産（鉄道敷設）に関わるものとして大曲駅などの交通施設や角間川港跡（大曲地域）などの旧跡、強首演習場跡（西仙北地域）などの戦争遺跡も把握されている。

名勝地は、角間川本通り旧地主庭園群（大曲地域）や鈴木家庭園（中仙地域）など、かつての地主の邸宅内に作られた庭園が把握されている。



J R東日本・大曲駅（駅舎）

植物は、真木溪谷の自然や横沢公園の生態系（ともに太田地域）など、主に自然植生がよく保たれている植物群落が把握されている。

⑤文化的景観

かつての地主の邸宅群が残る角間川本通り（大曲地域）や、仙北平野の散居景観が把握されている。広大な田園風景の中に屋敷林を持つ民家の敷地が小島のように浮かび上がる散居景観は非常に特徴的である。



仙北平野の散居景観

⑥伝統的建造物群

文化的景観と同様に、かつての地主の邸宅群が残る角間川本通り（大曲地域）が把握されている。江戸時代に給人町であった特徴を表す鉤型の道路や町割りなどと相まって、雄物川舟運の歴史を伝える貴重な町並みである。



角間川本通り（旧本郷家住宅の黒塀）

⑦埋蔵文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地）

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が490箇所確認されている。縄文時代に属する遺跡が最も多く、次いで平安時代の遺跡、中世の遺跡及び城館跡と続く。

発掘調査（本調査）によって遺跡の性格を把握できた数は多くないが、今後の開発行為等の計画・立案状況によっては発掘調査（本調査）を実施する可能性があると思われる。これらの遺跡の発掘調査の結果、払田柵跡や米ヶ森遺跡出土品のように、その遺跡や遺物が地域の歴史や文化の形成にとって重要なものであると判断された場合は、文化財保護法等に基づいて史跡や重要文化財、有形文化財（考古資料）に指定され、更なる保存の措置が図られることとなる。

また、中世城館の多くは城址公園として整備される例が多く、本市内でも城址公園として整備されたため改変を受けている城館跡が見受けらる。その一例として、^{まつやまじょう}松山城（^{ひめがみ}大曲・^{まえざきやまじろ}姫神公園）、^{あまるめ}前崎山城（^{やおとめじょう}大曲・^{あまるめ}余目公園）、^{じゅうろくさわじょう}八乙女城（^{やおとめじょう}中仙・^{あまるめ}八乙女公園）、^{じゅうろくさわじょう}十六沢城（^{やおとめじょう}中仙・^{あまるめ}十六沢城址公園）などがある。



八乙女城跡（八乙女公園）

（４）関連する制度

文化財の指定や登録に関する制度として、本市では「100年フード」に関する取り組みが挙げられる。

平成25年（2013）12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文

化遺産に登録され、国内外を問わず和食の人気の高まっている。国内には豊かな自然風土や歴史に根差した多様な食文化が存在しており、文化庁では、その中でも特に歴史性のあるものを文化財として登録する取り組みを進めている。

一方で、比較的新しいものであることなどを理由に文化財として登録されない食文化であっても、世代を超えて受け継がれ、長く地域で愛されてきたものが数多く存在する。このような食文化を「100年フード」と名付けるとともに、地域の関係者や地方自治体が100年続く食文化として継承することを宣言する「100年フード宣言」の取り組みを推進している。

本市では、中仙地域の「ジャンボうさぎ料理（日の丸鍋等）」が、秋田県を代表する郷土食である「きりたんぽ」や「秋田かやき」などとともに「100年フード」に認定されている。



100年フード ロゴマーク

第 3 章

大仙市の歴史文化の 特徴

大仙市の歴史文化の特徴

「第1章 大仙市の概要」では自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景をまとめ、続く「第2章 大仙市の文化財の概要」では、文化財の概要、過去の文化財調査の概要をまとめた。これらを踏まえると、大仙市の歴史文化の特徴は、次のように見出すことができる。

（1）古くから交通の要衝として発展した地域

主に江戸時代以降、幕府の命によって全国的に街道が整備され、人の往来や物資の輸送が活発になった。本市域には羽州街道、生保内街道、白岩街道などが整備されるとともに、特に羽州街道沿いには本陣や宿場が置かれ、大曲や神宮寺、刈和野、境は宿場町として栄え、街道を往来する人によって様々な物資や文化が持ち込まれるようになる。こうした街道は、一部道筋が変わっているものの、今なお国道や県道として我々の生活を支える幹線道路となっている。



御本陣を模して建設された旧産業展示館
(現花火伝統文化継承資料館・別館)

明治の廃藩置県後、大曲本陣は大曲村に払い下げられて大曲小学校として利用、その後には大曲裁判所や仙北郡役所（仙北郡＝現在の大仙市・仙北市・美郷町の範囲）として利用される。仙北郡役所は、郡制廃止後は仙北地方事務所（県の出先機関）となる。また、街道が国道として改められるが、大曲地域の国道沿いには税務署や銀行、電信局、学校など様々な官公庁施設が置かれ、しだいに旧仙北郡の中心的な役割を担うようになる。

さらに、奥羽本線（鉄道）の敷設にあたって大曲駅が置かれる。大曲駅起点の路線（盛曲線、現在の田沢湖線）も敷設され、陸路（道路・鉄道）の結節点となる。

陸路（街道）と併せ、水路（河川交通・水上交通）も地域経済や文化の発展には欠かせないものであった。古くは、縄文時代に河川を利用して石器や装飾品の素材を流通させ、交易を行っていたことも河川交通・水上交通の一種であるが、特に江戸時代以降、雄物川沿いには舟着場が整備され、舟で土崎湊（現



蛭川渡船場の渡しぶね（2艘）
(大仙市指定有形民俗文化財)

秋田市土崎)へ人や物資を運び、帰りは北前船交易によって上方(京都・大坂方面)から仕入れた最新の文物を内陸部へと持ち帰った。角間川町が雄物川を利して横手・湯沢方面と、長野が玉川を利用して角館方面と物流が盛んであった。

また、江戸時代以前、古代においても交通の要衝であった。

平安時代初期の出羽国は出羽国府(山形県酒田市の国史跡・城輪柵跡に比定される)と秋田城(秋田市)、雄勝城(第2次雄勝城=払田柵跡(28ページのトピックス「幻の城柵」参照))によって統治されていた。この雄勝城の位置付けは、出羽国の蝦夷(エミシ)最大の反乱である元慶の乱(元慶2年(878))の際、『其れ、雄勝城は十道を承く大衝也。国の要害、尤も此地にあり。』とされ、出羽国の軍事・交通・交易の重要拠点として認識されていた。

払田柵跡で出土した第59号木簡
「狄藻肆拾(=昆布四十)」と墨書されている



(2) 広大な仙北平野がもたらす恵み

広大で肥沃な仙北平野がもたらす恵みの代表格は、何と言っても「米(稲作)」である。本市域は古くから稲作に適した土地柄であり、星宮Ⅰ遺跡(仙北地域)や半在家遺跡(大曲地域)の発掘調査で確認された水田跡からは、全国有数の穀倉地帯である本市の稲作の起源をうかがい知ることができる。

この米を用いて、江戸時代以降には、広大で肥沃な仙北平野とそこに流れる河川の恩恵を活かして酒造が始められ、特に近代以降、この仙北平野に生まれた数多くの地主によって産業化され、大きく発展した。また、これらの地主は地域の名望家として経済や文化を牽引し、邸宅や庭園、歴史資料など様々な文化財を残した。



秋田県の銘柄米・あきたこまち

(3) 花火のまち

全国花火競技大会「大曲の花火」をはじめ、市内各地域のどこかで毎月打ち上げられる花火は、本市の地域経済に大きな恩恵をもたらしている。特に毎年夏に開催される全国花火競技大会「大曲の花火」のネームバリューは高く、市外や県外においては「大曲といえば花火」というイメージがあるほど地域に根付いている。

本市における花火の歴史は古く、江戸時代から雄物川舟運で大いに栄えた大曲において行事や祭りなどで花火が盛



昼花火の打ち上げ

んに打ち上げられていたと考えられており、その頃から地域にとって欠かせない存在であったと推測される。

花火を伝統文化として確立し、その文化の継承、観光や教育など多方面での活用などの取り組みを進めながら持続的に発展させることは、本市にとって欠かせない。



花火伝統文化継承資料館 はなび・アム

第4章

文化財の保存と活用に関する現状と課題

1 文化財の保存と活用に関する

これまでの取り組み..... p. 52

2 文化財の保存と活用に関する課題..... p. 56

1 文化財の保存と活用に関するこれまでの取り組み

前章で見出した本市の歴史文化の特徴を観光やまちづくり、地域活性化の資源として最大限に活用するためには、文化財の保存と活用を継続的に行っていかなければならない。この継続的な文化財の保存と活用には、それぞれの文化財の価値や特徴を十分に把握したうえで保存を図り、活用し、様々な主体を通して次世代へ確実に継承するための措置が必要となる。

そのため、第4章においては、大仙市におけるこれまでの文化財の保存と活用に関する取り組みについて「把握」、「保存」、「活用」、「組織」の4つの視点から概観し、現状と課題を整理する。

（1）文化財の把握

文化財を把握する調査については、第2章の2「過去の文化財調査の概要」でも述べたとおりであるが、各市町村の協力のもと秋田県が主導しながら実施され、文化財の種別等に沿って所在等を記録した成果が蓄積されている。

また、大仙市においても、独自に有形文化財や埋蔵文化財の調査等に取り組んでいるほか、県で実施した調査の補完調査を行っている。

（2）文化財の保存

文化財の保存に関する取り組みについては、国指定及び登録文化財の保存に関する取り組みが中心となっている。

例えば、国指定史跡「払田柵跡」や国指定名勝「旧池田氏庭園」、国登録有形文化財「旧本郷家住宅」については、これらの所有や管理団体が大仙市となっており、保存管理計画（保存活用計画）を策定して現状変更を規制し、指定土地等の買い上げによる保存、環境整備を実施して公開に供するなど、本市の文化財に関する業務において多大な割合を占めている。

国指定史跡「払田柵跡」は昭和6年（1931）に国の史跡に指定されたものの、その後は長期間手付かずの状態となっていた。昭和30年代後半以降の高度経済成長によって開発行為が盛んになり、昭和40年代には遺跡周辺においても農業経営基盤整備事業（ほ場整備事業）の地域開発計画が持ち上がるなど、遺跡存亡の危機に直面した。そこで、遺



環境整備された払田柵跡

跡の性格の更なる解明と今後の保存対策の確立を図るため、秋田県は昭和49年度（1974年度）に払田柵跡調査事務所を設置し、継続的な発掘調査が始められた。これ以降、昭和53年度（1978年度）に策定された「国指定史跡払田柵跡保存管理計画」を皮切りに順次定めた環境整備計画等によって遺跡の保存のための土地買い上げ及び復元整備が進められ、現在に至る。

国指定名勝「旧池田氏庭園」は、平成16年（2004）に本家庭園（高梨字大嶋）が「池田氏庭園」として国の名勝に指定され、平成19～20年度（2007～2008年度）には庭園保存のため土地買い上げを実施している。また、平成20年度（2008年度）には分家庭園（払田字真山）が追加指定されたことから名称を「旧池田氏庭園」に統一し、平成22年度（2010年度）に「旧池田氏庭園保存整備管理計画」を策定して統一的な保存措置を講じている。



旧池田氏庭園（払田分家庭園）

国登録有形文化財「旧本郷家住宅」は、平成26年度（2014年度）から実施した「近代和風建築物等総合調査」において調査が行われ、平成28年度（2016年度）に主屋・文庫蔵・洋館・味噌蔵の4棟が国の登録有形文化財となった。これを機に、市では歴史的文化遺産の保存整備による地域活性化とまちづくりの推進を図るため「河港のまち角間川・歴史まちづくり事業基本計画」を策



旧本郷家住宅主屋（奥座敷）

定し、この計画に基づいて本郷家の土地と建物を公有化し、保存整備と公開活用を開始した。また、令和3年度（2021年度）には、これらの建造物群を適切に保存管理し、後世に継承しながら地域活性化の拠点として活用するため、「旧本郷家住宅主屋ほか3件保存活用計画」を策定している。

これらの公開に供されている文化財については、地元住民を中心としてガイド団体が設立されており、団体の活動を通じてそれぞれの文化財の活用のほか、保存に対する意識啓発において一翼を担っている。

秋田県内唯一の国宝である「線刻千手観音等鏡像」については、専用の収蔵庫を設置して保管するとともに、収蔵庫内部の温湿度調査の実施及び除湿器・除湿剤を設置している。また、防犯カメラや防犯センサーを設置して防犯対策を行うなど、保管状況の整備に努め

ている。

そのほか、国庫補助事業を活用して、払田柵跡や旧池田氏庭園、古四王神社本殿、浄蓮寺（国指定重要文化財・絹本著色当麻曼荼羅図を所有）に防犯センサー付きカメラを設置し、それぞれの防犯体制を強化している。

また、市内各地域に秋田県文化財保護協会の各支部が活動を行っており、それぞれの地域において文化財の把握や保存に関する活動を実施し、公共団体による文化財調査や保存活動を補完している。市では、これら各支部の活動に対して補助金を交付し、支援を行っている。さらに、市内に所在する文化財に対しては、市単独の補助金制度を設けており、それぞれの文化財の保存に係る取り組みに対して補助金を交付し、支援を行っている。

（３）文化財の活用

文化財の活用に関する取り組みも、保存に関する取り組みと同様に、国指定及び登録文化財の活用に関する取り組みが中心となっている。

国指定史跡「払田柵跡」は、平成３年度（１９９１年度）に払田柵総合案内所（ガイダンス施設）の設置、平成５年度（１９９３年度）に史跡の玄関口ともいえる外柵南門を復元整備して以降、通年で公開されている。

国指定名勝「旧池田氏庭園」は、名勝指定当初は時期を定めて特別公開を実施していたが、内部の建造物群の保存修復が一区切りついた平成３０年度（２０１８年度）以降は通年公開（冬期間を除く）を行っている。

国登録有形文化財「旧本郷家住宅」も旧池田氏庭園と同様に、登録当初は時期を定めての特別公開を実施していたが、令和元年度以降は通年公開（冬期間を除く）を行っている。

これらの主要な文化財や施設に関してはパンフレットを作成・発行しており、環境整備や活用の進展に基づいて得られた新たな情報を交えながら、随時更新を行っている。なお、新聞やテレビ等のメディアや一般書籍の出版元からの要望に対しても可能な範囲で積極的に情報提供を行っており、それぞれの文化財の価値の発信に努めている。

また、これらの文化財や施設を核として、企画展示やワークショップ等を開催している。企画展示は、払田柵総合案内所や旧池田氏庭



払田柵跡・復元外柵南門



払田柵跡ワークショップ（弓矢体験）

園米蔵、旧本郷家住宅文庫蔵を活用し、市内に所在する文化財の展示を行っている。ワークショップについては、例えば払田柵跡では、勾玉・木簡づくりや火起こし、弓矢体験など古代の暮らしを体験できる内容とするなど、それぞれの施設で地域の歴史を見る、聞く、実際に体験できる内容としており、参加者から好評を得ている。

平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）にかけては、ふるさと歴史の広場整備事業として、国及び県指定文化財を保有し、本市の文化的観光の拠点となる古四王神社（市中央部）、唐松神社（市西部）、水神社（市東部）において、危険・支障枝の剪定などの安全確保対策や、案内板の設置、見学者用トイレ及び見学路表示等の整備を行った。

本県唯一の国宝「線刻千手観音等鏡像」については、毎年8月17日に御開帳が行われ、県内外から多くの見学者が訪れている。

（４）文化財の保存と活用に取り組む組織

本市において文化財の保護を主管する部署は観光文化スポーツ部文化財課であり、指定等文化財を中心として把握や保存、活用に関する取り組みを行っている。令和6年（2024）4月1日現在7名（兼務含む）が在籍し、専門職員（学芸員採用）は1名である。

市役所内部においては、同部局内の観光振興課のほか、歴史文化において総務課アーカイブズ、農林業を担当する農業振興課及び農林整備課、防災担当の総合防災課、学校教育や生涯学習等において教育委員会事務局教育指導課や生涯学習課と連携を図っている。

また、諮問機関として大仙市文化財保護審議会が設置されており、市内の文化財に関する事項の審議等を行っている。専門家等10名の委員構成となっている。

さらに、それぞれの文化財が持つ価値の保存、効果的な活用のためには、各分野における専門家の知識が不可欠であることから、大学や専門的機関等の専門家との連携のもと取り組みを行っている。同じく諮問機関として払田柵跡環境整備審議会（専門家等8名）、旧池田氏庭園保存整備審議会（専門家等5名）が設置されており、それぞれ払田柵跡及び旧池田氏庭園の環境整備に関する取り組みの審議等を行っている。

2 文化財の保存と活用に関する課題

前節を踏まえ、文化財の保存と活用に関する取り組みにおいて直面している課題を、同じく把握・保存・活用・組織の4つの視点から概観する。

(1) 文化財の把握

① これまで行われた文化財の把握に関する調査が、地域や分野によって偏っている。

本市におけるこれまでの文化財の把握については、開発行為等に係る事前の埋蔵文化財の調査のほか、国指定名勝「旧池田氏庭園」や国登録有形文化財「旧本郷家住宅」、国登録有形民俗文化財「秋田南外の仕事着」などといった、文化財の指定や登録に関する調査が主体となっている。そのため、調査に一定の期間を要するなどして、調査が一部の地域や分野に集中してしまうなど偏っている。文化的景観と伝統的建造物群は調査が未実施である

② 過去に調査を実施した文化財で、現況を把握できていないものがある。

有形文化財は、建造物において近代和風建築、絵画において仏画、彫刻において仏像は現況調査が行なわれているが、その他の分野では過去の調査によって把握した文化財の現況調査は行なわれていない。同じく、無形文化財及び民俗文化財、記念物でも、過去の調査によって把握した文化財の現況調査は行なわれていない。

③ これまで行われた文化財の価値づけに関する調査が、地域や分野によって偏っている。

有形文化財は、建造物において近代和風建築、絵画において仏画、彫刻において仏像は詳細調査が行なわれているが、その他の分野では過去の調査によって把握した文化財の詳細調査は行なわれていない。同じく、無形文化財及び民俗文化財、記念物でも、過去の調査によって把握した文化財の及び詳細調査は行なわれていない。

④ 過去に行われた調査の結果が台帳など共通の様式で整理できていない。

これまで調査が行われている文化財について、把握や価値づけに関する調査の結果を台帳など共通の様式で整理できていないため、対外的に文化財の情報提供を満足に行うことができず、その適切な保存や活用に対して支障が出るおそれがある。

(2) 文化財の保存

① 法令に基づく指定・登録等の保護措置がとられていない文化財がある。

これまで行われてきた把握や価値づけに関する調査によって様々な文化財が確認さ

れているが、内容が把握調査に留まるなどの理由で価値づけが十分ではないため、文化財指定もしくは登録まで至っていないものがある。そのため、所有者の理解や協力のもと、補足調査を実施するなどして価値づけを明確にし、文化財指定もしくは登録をすることによって保存措置を講じる必要がある。

② 文化財の価値を失わないよう、計画的かつ継続的に、適切な保存措置を講じる必要がある。

文化財としての価値を失わないよう計画的かつ継続的に保存措置を行うため、現在策定されている保存管理計画（保存活用計画）や環境整備計画については適切な時期で見直しを行わなければならない。併せて、保存活用計画を策定していない指定等文化財については、早急にその策定を検討しなければならず、個人所有の文化財についても行政が積極的に働きかけて保存活用計画の策定を推進しなければならない。

③ 適切な保存のための環境整備ができていない文化財がある。

国指定史跡「払田柵跡」や国指定名勝「旧池田氏庭園」など、一定の調査成果をあげ、文化財指定・登録に至った文化財については、可能なものから順次保存や環境整備、活用の取り組みを行ってきたが、他の文化財において一様に対策が講じられてはおらず、それぞれが持つ本質的な価値の保存が十分に図られているとは言えない。

④ 文化財収蔵施設における文化財の保存のための環境整備が十分ではない。

民俗資料収蔵庫など市内にある文化財収蔵施設において、文化財の日常管理や施設内の清掃、空調や温湿度管理など、保存のための環境整備が十分に行われていない。

⑤ き損や滅失に備えて、文化財の記録保存が必要である。

文化財そのものの保存とともに、劣化等のき損や滅失に備えて、それぞれの文化財が持つ価値をデジタル技術で記録保存しておく必要がある。

⑥ 防災・防犯に取り組むための体制づくりが万全ではない。

いつ発生するかわからない災害に対応するため、文化財の保管場所の確認や現況把握、文化財の防災・防犯に関する所有者・市民等の意識向上のための訓練実施など、様々な主体が連携して対策に取り組む体制づくりが必要である。

（３）文化財の活用

① 活用に関する施策が十分ではない文化財がある。

文化財の活用に関しては、主に市が所有者または管理者となっており、かつ保存活用計画（保存管理計画）を定めた国指定史跡『払田柵跡』や国指定名勝『旧池田氏庭園』などの活用が中心となっている。その他の文化財については保存活用計画の策定

がなく、個々の文化財の活用に関する措置を講じることができていない。

- ② 文化財に対する理解促進のため、学校教育や生涯学習において普及啓発を図る必要がある。

地域住民や関連団体をはじめ、将来にわたって文化財の担い手となるべき子どもたちが文化財に対しての認識や理解を深めるため、学校教育や生涯学習において文化財を積極的に活用することが必要である。

- ③ 個々の文化財の活用が主であり、相互連携が十分ではない。

国指定史跡『払田柵跡』や国指定名勝『旧池田氏庭園』など公開に供している主要な文化財については、各々での活用に関する施策が多く、文化観光の拠点となるべきそれぞれの文化財の相互連携が不十分である。

- ④ 周遊コースの設定や企画展示等のイベントなどに関する情報発信を強化しなければならない。

これまで企画展示等のイベント実施に関する情報発信は、主に広報誌や公式ウェブサイトで行ってきたが、今後はSNS（公式X（旧 t w i t t e r）や公式LINE等）などの様々な媒体を活用し、市民等への情報提供を積極的に行う必要がある。

（４）文化財の保存と活用に取り組む組織

- ① 所有者、市民・団体、専門家、行政など各取組団体それぞれの連携が不十分である。

全国規模の課題として人口減少や少子高齢化の影響が懸念されているが、本市においても例外ではなく、文化財の保存継承においても担い手不足、後継者不足の課題が生じている。この課題に対して行政だけでは対応していくことは難しいため、今後市内における様々な主体間での連携が必要である。

- ② 文化財保護協会など文化財の保存・活用に取り組む民間団体への支援が不十分である。

地域住民が参画する文化財保護協会などの民間団体による文化財の保存や活用に関する取り組みが行われているが、文化財に関する情報提供や、それぞれの団体の情報共有の場の設置など、これらの団体に対する支援が不十分である。

- ③ 文化財の調査研究及び保存・活用に必要な知識を持つ職員が不足している。

現在、本市の文化財保護担当部局（観光文化スポーツ部文化財課）に在籍する職員のうち専門職員（学芸員採用）が1名のみであり、専門性の確保が重要な課題である。市内に所在する多種多様な文化財の保存と活用に対応するため、必要な研修の受講や、更なる専門職員の確保が求められる。

④ 文化財の保存と活用に取り組む体制強化のため、学識経験者を文化財保護審議会の委員に委嘱することが必要である。

大仙市文化財保護審議会についても、文化財の指定による保存措置はもちろんのこと、その後の整備や活用に至るまで審議するための専門性の確保が要求されることから、地域の文化財に詳しい方々に加えて、各分野の専門家に委員を委嘱することが必要である。

第5章

文化財の保存と活用に関する方針と措置

- 1 文化財の保存と活用に関する方針..... p. 61
- 2 文化財の保存と活用に関する措置..... p. 64

1 文化財の保存と活用に関する方針

(1) 基本理念

本市の歴史文化の特徴を活かした観光まちづくりを進めるうえで、市民・地域・行政などの様々な主体が協力し、文化財の保存と活用を通じた観光やまちづくりの推進のために共有する基本理念を、「文化財をはじめとした地域の魅力ある資源を活かし、市民とともに地域を元気にするまちづくり」とし、この基本理念に基づいて市内全域で様々な施策を展開する。

(2) 方針

基本理念に基づき、歴史文化の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、先述した課題を踏まえて次の4つの方針を設定する。

(2) - 1 地域の文化財を知る

地域の文化財の掘り起こしと価値づけを行う。



- ① 無形文化財や民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の分野において、まだ知られていない文化財の発見のため把握調査を推進する。

(ターゲット：11. 4、17. 14、17. 17)

- ② 過去に調査が行われた文化財の現況を把握するための調査を行う。

(ターゲット：11. 4、17. 14、17. 17)

- ③ 価値づけが十分ではない文化財の調査研究を推進する。

(ターゲット：11. 4、17. 14、17. 17)

- ④ 過去の文化財調査の内容を台帳化する。

(ターゲット：11. 4、17. 14、17. 17)

(2) - 2 地域の文化財を守る

地域の文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承する。



- ① 文化財の適切な保存と継承のため、調査研究の成果に基づき文化財指定や登録を行う。

(ターゲット：11. 4、15. 5、17. 14、17. 17)

- ② 文化財の計画的かつ継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。

(ターゲット：11. 4、15. 5、17. 14、17. 17)

- ③ 文化財の価値の保存・理解のための環境整備を実施する。

(ターゲット：11. 4、15. 5、17. 14、17. 17)

- ④ 収蔵資料の価値の保存のため、適切な管理ができるよう必要な整備を行う。

(ターゲット：11.4、17.14、17.17)

- ⑤ デジタル技術による文化財の記録保存を実施する。

(ターゲット：11.4、17.14、17.17)

- ⑥ 防災・防犯訓練等を実施し、所有者や市民など様々な主体が連携して対策に取り組む体制づくりを行う。(ターゲット：11.4、17.14、17.17)

(2) - 3 地域の文化財を活かす

地域の文化財を適切に活用する。



- ① 地域の文化財を積極的に活用・公開する。

(ターゲット：8.9、9.1、11.4、17.14、17.17)

- ② 学校教育や生涯学習において文化財の普及啓発を図り、文化財への理解や認識を深める。(ターゲット：4.1、4.7、8.9、11.4、17.14、17.17)

- ③ 公開に供している主要な文化財をはじめとして見学周遊ルートを設定するなど、文化財の相互連携を図る。(ターゲット：4.7、8.9、11.4、17.14、17.17)

- ② 広報誌や公式ウェブサイトをはじめとして、SNS（公式X（旧twitter）や公式LINE等）などの様々な媒体を活用し、企画展示や講座、見学会等イベントの実施を積極的に情報発信し、文化財の魅力の発信及び活用を進める。

(ターゲット：4.7、8.9、9.1、11.4、17.14、17.17)

(2) - 4 地域の文化財を支える

地域の文化財の保存と活用に取り組む組織体制を整備する。



- ① 文化財の保存・活用に適切かつ継続的に取り組むため、所有者、市民・団体、専門家、行政それぞれの連携強化を図る。

(ターゲット：4.1、4.7、11.4、17.14、17.17)

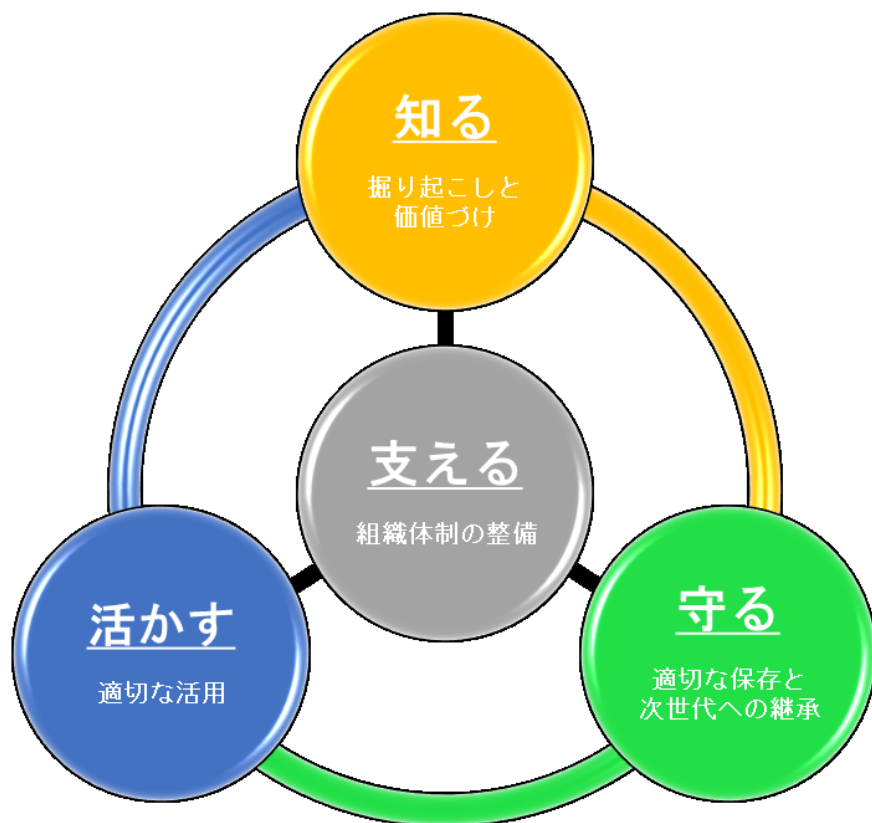
- ② 市内の文化財の調査研究、保存活用に取り組む団体の活動支援を行う。。

(ターゲット：4.1、4.7、11.4、17.14、17.17)

- ③ 専門職員の採用・配置に取り組み、既存職員は必要となる知識の習得に努める。

(ターゲット：4.7、11.4、17.14)

- ④ 地域の文化財に詳しい方々に加えて、大学教授等の専門家に文化財保護審議会の委員を委嘱する。(ターゲット：11.4、17.14、17.17)



文化財の保存と活用に関する方針イメージ

2 文化財の保存と活用に関する措置

前節で示した4つの方針に基づき、取り組むべき措置とその内容についてまとめる。

(1) 計画期間（実施期間）

本計画の期間は、序章4（12ページ）で述べたとおり7年間（令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度））としている。その期間を最初の2年、中間の3年、終盤の2年に分割して、それぞれ前期（令和6年度（2024年度）～令和7年度（2025年度））・中期（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））・後期（令和11年度（2029年度）～令和12年度（2030年度））とし、後述する措置は、主として実施する期間をいずれかの期間もしくは複数の期間にまたがる形で示す。

(2) 推進体制（取組団体）

それぞれの措置の実施にあたっては、その性質に基づき、取り組むべき主体の類型化を行ったうえで協力関係を把握できるように示す。

措置の取組団体は「所有者」、「市民・団体」、「専門家」、「行政」の4区分とし、それぞれに「◎：主体となって取り組む」、「○：協力して取り組む」といった関わり方を把握できるように示した。

【所有者】…文化財所有者（または管理者、保存団体）

【市民・団体】…文化財所有者（または管理者、保存団体）以外の市民、
文化財保護協会・商工会・観光物産協会等の民間団体

【専門家】…学識経験者、大学や国立文化財機構などの研究機関及び専門機関

【行政】…大仙市・大仙市教育委員会、秋田県、文化庁

(3) 費用の充当

計画期間内の措置の実施にあたっては、市費のほか県費、国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金ほか）、起債事業等を活用する予定である。

(4) 措置の内容

①地域の文化財を知る

文化財の保存と活用を今後さらに推進するうえで、まずどのような文化財があるかを知り、文化財そのものが持つ本質的価値を理解する必要があることから、文化財の掘り起こしと価値づけを目的として、次のような措置を講ずる。

方針①－１ 無形文化財や民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の分野において、まだ知られていない文化財の発見のため把握調査を推進する。

措置 1－1 文化財の把握調査

文化的景観や伝統的建造物群の把握調査のほか、有形文化財など他の類型でも新たな文化財の掘り起こしを行う。

方針①－２ 過去に調査が行われた文化財の現況を把握するための調査を行う。

措置 1－2 文化財の現況確認調査

過去に調査を実施した文化財の現況確認調査を行う。

方針①－３ 価値づけが十分ではない文化財の調査研究を推進する。

措置 1－3 市内遺跡発掘調査（分布調査・試掘調査）

各種の開発行為等に伴って、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布調査・試掘調査を実施する。併せて、これまで分布調査が行なわれたことがない周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）については、現地踏査を行う。

措置 1－4 近代和風建築等総合調査

秋田県が実施した秋田県近代和風建築総合調査（平成14年度（2002年度）～平成15年度（2003年度））の補完調査を実施する。

令和6年（2024）3月末現在、この調査の結果、旧本郷家住宅主屋ほか3棟（国登録有形文化財）、鈴木酒造店事務所兼主屋ほか7棟（国登録有形文化財）、佐藤家住宅主屋ほか4棟（重要文化財）が文化財指定等を受けており、保存措置が講じられるなど一定の成果を挙げている。

措置 1－5 仏像・寺社什物等総合調査

秋田県が実施した「秋田の仏像・寺社什物」文化財収録作成調査（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））の補完調査を実施する。この調査については、前述の近代和風建築等総合調査の完了後に着手することとする。

措置 1－6 市内文化財の調査

前述の近代和風建築等総合調査及び仏像・寺社什物等総合調査が完了後、有形文化財のその他の分野や、無形文化財・民俗文化財・記念物などの類型においても、過去の調査によって把握した文化財の詳細調査を実施する。

方針①－４ 過去の文化財調査の内容を台帳化する。

措置１－７ 文化財台帳の整備

過去の文化財調査の内容を台帳化し、データベースとして情報共有と均一化を図る。

「①地域の文化財を知る」に関する措置の内容

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む				前期		中期			後期		
		所有者	市民・団体	専門家	行政	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
方針 ①－１	無形文化財や民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の分野において、まだ知られていない文化財の発見のため把握調査を推進する。												
１－１	文化財の把握調査	文化的景観や伝統的建造物群の把握調査のほか、有形文化財など他の類型でも新たな文化財の掘り起こしを行う。	○	○	○	◎							
方針 ①－２	過去に調査が行われた文化財の現況を把握するための調査を行う。												
１－２	文化財の現況確認調査	過去に調査を実施した文化財の現況確認調査を行う。	○	○	○	◎							
方針 ①－３	価値づけが十分ではない文化財の調査研究を推進する。												
１－３	市内遺跡発掘調査（分布調査・試掘調査）	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布調査・試掘調査を実施する。	○	○	○	◎							
１－４	市内近代和風建築等総合調査	秋田県が実施した秋田県近代和風建築総合調査（平成１４年度～平成１５年度）の補完調査を実施する。	○	○	○	◎							
１－５	市内仏像・寺社什物等総合調査	秋田県が実施した「秋田の仏像・寺社什物」文化財収録作成調査（平成２８年度～令和２年度）の補完調査を実施する。	○	○	○	◎	（準備を行っておく）						
１－６	市内文化財の調査	過去の調査によって把握した文化財の詳細調査を実施する。	○	○	○	◎	（準備を行っておく）						
方針 ①－４	過去の文化財調査の内容を台帳化する。												
１－７	文化財台帳の整備	過去の文化財調査の内容を台帳化し、データベースとして情報共有と均一化を図る。	○			◎							

②地域の文化財を守る

それぞれの文化財が持つ本質的価値が失われないよう適切に保存し、次世代へ確実に継承する必要があることから、文化財の適切な保存と次世代への確実な継承を目的として、次のような措置を講じる。

方針②－１ 文化財の適切な保存と継承のため、調査研究の成果に基づき文化財指定や登録を行う。

措置２－１ 法令に基づく文化財指定等の実施

文化財所有者の理解と協力のもと、調査研究の成果に基づき文化財指定及び登録を

継続して実施する。

方針②－２ 文化財の計画的・継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。

措置２－２ 保存活用計画の策定

指定等を受けたそれぞれの文化財について保存活用計画を策定し、適切な保存措置を講ずる。また、個人所有の指定等文化財についても、行政が積極的に働きかけて保存活用計画の策定を推進する。

方針②－３ 文化財の価値の保存・理解のための環境整備を実施する。

措置２－３ 国指定史跡「払田柵跡」の保存及び環境整備

遺跡の適切な保存管理を図るとともに、昭和５７年（１９８２）から実施している環境整備を継続して実施する。具体的な内容は、「史跡払田柵跡第２次保存管理計画」及び「史跡払田柵跡第３次環境整備事業基本計画」、「史跡払田柵跡復元建造物等再整備事業基本計画」に基づく。

措置２－４ 国指定名勝「旧池田氏庭園」の保存及び環境整備

庭園の適切な保存管理を図るとともに、平成１６年（２００４）から実施している環境整備を継続して実施する。具体的な内容は、「国指定名勝旧池田氏庭園保存整備管理計画」及び「名勝旧池田氏庭園保存修復事業修復基本計画」に基づく。

措置２－５ 角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備

国登録有形文化財「旧本郷家住宅」並びに歴史的建造物である旧北島家住宅及び旧荒川家住宅で構成される角間川・川のまち歴史交流の杜について、適切な保存及び環境整備を実施する。具体的な内容は、「河港のまち角間川・歴史まちづくり事業基本計画」及び「国登録有形文化財（建造物）旧本郷家住宅主屋ほか３件保存活用計画」に基づく。

措置２－６ 指定等文化財の環境整備及び維持管理

適切な保存のための環境整備及び維持管理ができていない、もしくは十分ではない指定等文化財について、現況把握調査をもとに、優先度をつけて環境整備及び維持管理を実施する。

方針②－４ 収蔵資料の価値の保存のため、適切な管理ができるよう必要な整備を行う。

措置２－７ 鈴木空如作品群保管施設の環境整備

秋田県指定有形文化財「鈴木空如筆法隆寺金堂壁画」をはじめとした鈴木空如の作

品群について、収蔵施設である太田文化プラザ収蔵庫内の設備の更なる充実や、展示設備を整えるなど、適切な措置を講じる。

措置 2-8 民俗資料収蔵庫等の環境整備

民俗資料収蔵庫等各施設で保管している資料について、適切な保存状態を保つための条件を整備する。

方針②-5 デジタル技術による文化財の記録保存を実施する。

措置 2-9 文化財のデジタルデータ化（デジタル保存）

デジタル技術を活用し、文化財を電子的に保存して次世代へ継承する。

方針②-6 防災・防犯訓練等を実施し、所有者や市民など様々な主体が連携して対策に取り組む体制づくりを行う。

措置 2-10 防災・防犯対策の実施

文化財ハザードマップや防災・防犯マニュアルを作成、防災・防犯訓練の実施など、文化財所有者や地域住民の意識向上を図る。この措置の具体的な内容については、第6章で言及する。

「②地域の文化財を守る」に関する措置の内容（1）

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		所有者	市民・団体	専門家	行政	前期		中期			後期		
						◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む							
		所有者 管理者	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大田市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
方針 ②－1 文化財の適切な保存と継承のため、調査研究の成果に基づき文化財指定や登録を行う。													
2－1	法令に基づく文化財指定等の実施	調査研究の成果に基づく文化財指定（登録）を継続して実施する。	○	○	○	◎							
方針 ②－2 文化財の計画的・継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。													
2－2	保存活用計画の策定	指定等を受けたそれぞれの文化財について保存活用計画を策定し、適切な保存措置を講ずる。また、個人所有や未策定の個別の文化財についても、行政が積極的に働きかけて保存活用計画の策定を推進する。	◎	○	○	○							
方針 ②－3 文化財の計画的・継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。													
2－3	国史跡・弘田柵跡の保存及び環境整備	適切な保存措置を講じるとともに環境整備を継続して実施する。	○	○	○	◎							
2－4	国名勝・旧池田氏庭園の保存及び環境整備	適切な保存措置を講じるとともに環境整備を継続して実施する。	○	○	○	◎							

「②地域の文化財を守る」に関する措置の内容（２）

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		所有者	市民・ 団体	専門家	行政	前期		中期			後期		
						R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
		所有者 管理者	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大仙市								
方針 ②－3 文化財の計画的・継続的な保存のため、保存活用計画の策定や見直しを行う。													
2－5	角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備	○	○	○	◎								
2－6	指定等文化財の環境整備及び維持管理	○	○	○	◎								
方針 ②－4 収蔵資料の価値の保存のため、適切な管理ができるよう必要な整備を行う。													
2－7	鈴木空如作品群の保存管理	○	○	○	◎								
2－8	民俗資料収蔵庫等の収蔵方法の改善			○	◎								
方針 ②－5 デジタル技術による文化財の記録保存を実施する。													
2－9	文化財のデジタルデータ化（デジタル保存）	○	○	○	◎								
方針 ②－6 防災・防犯訓練等を実施し、所有者や市民など様々な主体が連携して対策に取り組む体制づくりを行う。													
2－10	防犯・防災対策の実施	○	○	○	◎								

③地域の文化財を活かす

それぞれの文化財の保存を前提としつつ、文化財を活用した本市の持続的なまちづくりや観光、地域活性化に関する取り組みによって地域内外の観光交流人口の拡大を図る必要があることから、文化財の適切な活用を目的として、次のような措置を講じる。

方針③－１ 地域の文化財を積極的に活用・公開する。

措置３－１ 国指定史跡「払田柵跡」の保存及び環境整備（再掲）

遺跡の適切な保存管理を図るとともに、昭和５７年（１９８２）から実施している環境整備を継続して実施し、公開活用を図る。

措置３－２ 国指定名勝「旧池田氏庭園」の保存及び環境整備（再掲）

庭園の適切な保存管理を図るとともに、平成１６年（２００４）から実施している

環境整備を継続して実施し、公開活用を図る。

措置 3-3 角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備（再掲）

国登録有形文化財「旧本郷家住宅」並びに歴史的建造物である旧北島家住宅及び旧荒川家住宅で構成される角間川・川のまち歴史交流の杜について、適切な保存及び環境整備を実施し、公開活用を図る。

措置 3-4 河港のまち角間川・歴史まちづくり事業の実施

国登録有形文化財「旧本郷家住宅」をはじめとした川のまち歴史交流の杜や、河港遺構や浜倉が残る河港跡の整備・活用などを行い、雄物川舟運の歴史を伝える建造物群を活かしたまちづくり事業を推進する。

措置 3-5 地域の文化財の活用・公開促進

市所有の文化財のほか、個人所有の文化財についても所有者との連携・協力のもと、活用や公開を促進する。

措置 3-6 各施設における企画展等の開催

払田柵総合案内所や旧池田氏庭園米蔵、旧本郷家住宅文庫蔵（内蔵）等で実施している企画展示について、継続して実施するとともに、これまであまり公開されてこなかった文化財の展示を行うなど、内容の充実を図る。

措置 3-7 文化財を活かした観光商品の開発

関連部局・団体と連携し、本市の文化財に因んだ商品（グッズ）を開発し、これを媒体として文化財の普及啓発を図る。

方針③-2 学校教育や生涯学習において文化財の普及啓発を図り、文化財への理解や認識を深める。

措置 3-8 文化財見学・出前授業（講座）の実施

市教育委員会や地域住民、民間団体等と連携し、総合学習・社会科見学・生涯学習における文化財訪問・見学の実施や出前授業（出前講座）を実施する。

措置 3-9 体験学習の実施

市教育委員会と連携して実施している大仙市ふるさと博士育成事業（文化財・歴史体験DAY、ふるさと体験ワークショップ）について、内容を更新しながら継続して実施する。

方針③－３ 公開に供している主要な文化財をはじめとして見学周遊ルートを設定するなど、文化財の相互連携を図る。

措置３－１０ 文化財保存活用地域計画の周知及び内容更新

作成した文化財保存活用地域計画を、市広報やホームページ等を活用して市民へ広く周知するとともに、次期計画の見直しに向けて関連文化財群や文化財保存活用区域の設定を検討する。

措置３－１１ 保存活用計画に基づく文化財の活用・連携の推進

個別の保存活用計画において、その文化財だけの活用だけではなく、他の文化財との連携についても言及し、相互連携を図る。

措置３－１２ それぞれの文化財の連携

本市の歴史や文化に触れることができるよう、それぞれの文化財を連携させた観光周遊ルートを設定する。

措置３－１３ 文化観光パッケージツアーの構築

観光部局と連携して、地域の歴史や伝統文化等をストーリー仕立てにした文化観光パッケージツアーを構築し、滞在型文化観光の推進を図る。単に見学・周遊するだけではなく、伝統芸能などの体験メニューもツアー内に盛り込む。

措置３－１４ 「大曲の花火」や「農業と食」との連携

「大曲の花火」や米・酒などの「農業と食」と連携し、大仙市が誇る産業とともに文化財や歴史文化の要素を取り入れた地域ブランドの確立を推進する。

措置３－１５ 市外との広域連携

払田柵跡と秋田城跡（秋田市）や志波城跡（岩手県）、多賀城跡（宮城県）などの城柵遺跡、旧池田氏庭園と旧本間家（山形県）や齊藤氏庭園（宮城県）などの旧家・庭園群と広域周遊ができるようなネットワークを構築する。

措置３－１６ 観光周遊対策

主要幹線道路から払田柵跡など公開している文化財までの案内看板等の新設・更新を図る。また、インバウンド対策としてこれらの案内看板等の多言語化に対応する。

方針③－４ 市の広報誌や公式ウェブサイト、SNS（公式X（旧twitter）や公式LINE等）などの様々な媒体を活用し、企画展示や講座、見学会等イベントの実施を積極的に情報発信し、文化財の魅力の発信及び活用を進める。

措置３－１６ 情報発信の強化

これまで実施した文化財の調査研究に関する報告書を発行する。また、企画展示や体験学習などのイベント情報を市広報やホームページ等を活用し、情報発信に努める。

「③地域の文化財を活かす」に関する措置の内容（１）

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		所有者	市民・団体	専門家	行政	前期		中期			後期		
						◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む							
		所有者 管理官	地域住民 民間団体 等	学識経験者 大学 等	国・県 大田市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
方針 ③－１ 地域の文化財を積極的に活用・公開する。													
３－１	国史跡・弘田柵跡の保存及び環境整備（再掲）	○	○	○	◎								
３－２	国名勝・旧池田氏庭園の保存及び環境整備（再掲）	○	○	○	◎								
３－３	角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備（再掲）	○	○	○	◎								
３－４	河港のまち角間川・歴史まちづくり事業の実施	○	○	○	◎								
３－５	地域の文化財の活用・公開促進	○	○	○	◎								
３－６	各施設における企画展等の開催	○		○	◎								
３－７	文化財を活かした観光商品の開発	○	○	○	◎								
方針 ③－２ 学校教育や生涯学習において文化財の普及啓発を図り、文化財への理解や認識を深める。													
３－８	文化財見学・出前授業（講座）の実施	○	○	○	◎								
３－９	体験学習の実施	○	○	○	◎								
方針 ③－３ 公開に供している主要な文化財をはじめとして見学周遊ルートを設定するなど、文化財の相互連携を図る。													
３－１０	文化財保存活用地域計画の周知及び内容更新	○	○	○	◎								
３－１１	保存活用計画に基づく文化財の活用・連携の推進	◎	○	○	○								
３－１２	それぞれの文化財の連携	○	○	○	◎								

(定期的に見直しを行う)

「③地域の文化財を活かす」に関する措置の内容（２）

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む											
		所有者	市民・ 団体	専門家	行政	前期		中期			後期		
						R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
		所有者 管理者	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大仙市								
方針 ③－3 公開に供している主要な文化財をはじめとして見学周遊ルートを設定するなど、文化財の相互連携を図る。													
3－13 文化観光パッケージツアーの構築	観光部局と連携し、地域の歴史や伝統文化等をストーリー仕立てにした文化観光パッケージツアーを構築する。単に見学や周遊するだけではなく、伝統芸能などの体験メニューも盛り込む。	○	○	○	◎								
3－14 「大曲の花火」や「農業と食」との連携	「大曲の花火」や米・酒などの「農業と食」と連携し、大仙市が誇る産業とともに文化財や歴史文化の要素を取り入れた地域ブランドの確立を推進する。	○	○	○	◎								
3－15 市外との広域連携	弘田柵跡と秋田城跡（秋田市）や志波城跡（岩手県）、多賀城跡（宮城県）などの城柵遺跡、旧池田氏庭園と旧本間家（山形県）や齊藤氏庭園（宮城県）などの旧家・庭園群と広域周遊ができるようなネットワークを構築する。	○	○	○	◎								
3－16 観光周遊対策	主要幹線道路から弘田柵跡など公開している文化財までの案内看板等の新設・更新を図る。また、インバウンド対策としてこれらの案内看板等の多言語化に対応する。	○	○	○	◎								
方針 ③－4 市の広報誌や公式ウェブサイト、SNS（公式X（旧twitter）や公式LINE等）などの様々な媒体を活用し、企画展示や講座、見学会等イベントの実施を積極的に情報発信し、文化財の魅力の発信及び活用を進める。													
3－17 情報発信の強化	これまで実施した文化財の調査研究に関する報告書を発行する。また、企画展示や体験学習などのイベント情報を市広報やホームページ等を活用し、情報発信に努める。			○	◎								

④地域の文化財を支える

将来にわたって文化財の把握・保存・活用を適切に行う必要があることから、文化財の保存と活用に取り組む組織体制を整備することを目的として、次のような措置を講じる。

方針④－１ 文化財の保存・活用に適切かつ継続的に取り組むため、所有者、市民・団体、専門家、行政それぞれの連携強化を図る。

措置４－１ それぞれの取組団体の連携促進

まちづくりや観光、地域活性化に関する取り組みに資することができるよう、文化財の適切かつ多様な活用方法を検討する必要があることから、所有者、市民・団体、専門家、行政それぞれの相互連携を図る。

措置４－２ 大学等専門機関との連携の促進

文化財の把握・保存・活用を、それぞれの文化財の分野や材質等に即して適切に行う必要があることから、大学教授等の専門的知識を持つ人材との連携強化を図る。

方針④－２ 市内の文化財の調査研究、保存活用に取り組む団体の活動支援を行う。

措置４－３ 民間団体の活動支援

文化財保護協会等民間団体の活動の発展のため、地域の文化財に関する情報提供や、情報共有の場の設置などを推進する。

措置４－４ 学習講座の実施

市の主要文化施設である国指定史跡「払田柵跡」や国指定名勝「旧池田氏庭園」、国登録有形文化財「旧本郷家住宅」について、それぞれの文化財に詳しい説明員（公開・見学時のガイド）の育成を兼ねて、学習講座を計画・実施する。

方針④－３ 専門職員の採用・配置に取り組むとともに、既存職員は必要となる知識の習得に努める。

措置４－５ 文化財の保存・活用を担う職員の配置

文化財の把握・保存・活用を、それぞれの文化財の分野や材質等に即して適切に行う必要があることから、これを担う専門職員や学芸員の採用・配置の促進と、既存職員の研修等による資質の向上を図る。

方針④－４ 地域の文化財に詳しい方々に加えて、大学教授等の専門家に文化財保護審議会委員を委嘱する。

措置４－６ 学識経験者の文化財保護審議会委員への委嘱

文化財の調査研究の結果に基づき指定等について諮問を行うため、地域の文化財に詳しい方々に加えて、各分野の専門家へ委員を委嘱する。

「④地域の文化財を支える」に関する措置の内容（１）

具体的な措置	措置の内容	取組団体 ◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む				実施期間						
		所有者	市民・ 団体	専門家	行政	前期		中期		後期		
		所有者 管理官	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大仙市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)
方針 ④－１ 文化財の保存・活用に適切かつ継続的に取り組むため、所有者、市民・団体、専門家、行政それぞれの連携強化を図る。												
４－１	それぞれの取組団体の連携促進		○	○	○	◎						
４－２	大学等専門機関との連携の促進				○	◎						

「④地域の文化財を支える」に関する措置の内容（２）

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む											
		所有者	市民・ 団体	専門家	行政	前期		中期		後期			
		所有者 管理者	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大田市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
方針 ④－2 市内の文化財の調査研究、保存活用に取り組む団体の活動支援を行う。													
4－3 民間団体の活動支援	文化財保護協会等民間団体の活動の発展のため、地域の文化財に関する情報提供や、情報共有の場の設置などを推進する。	○	○	○	◎								
4－4 学習講座の実施	各文化財に詳しいガイドの育成を兼ねて、学習講座を計画・実施する。	○	○	○	◎								
方針 ④－3 専門職員の採用・配置に取り組むとともに、既存職員は必要となる知識の習得に努める。													
4－5 文化財の保存・活用を担う職員の配置	文化財の把握・保存・活用を、それぞれの文化財の分野や材質等に即して適切に行う必要があることから、これを担う専門職員や学芸員の採用・配置の促進と、既存職員の研修等による資質の向上を図る。				◎								
方針 ④－4 地域の文化財に詳しい方々に加えて、大学教授等の専門家に文化財保護審議会の委員を委嘱する。													
4－6 学識経験者の文化財保護審議会委員への委嘱	文化財の調査研究の結果に基づき指定等について諮問を行うため、地域の文化財に詳しい方々に加えて、各分野の専門家へ委員を委嘱する。			○	◎								

⑤重点措置

先述した措置のうち、本計画の基本理念に基づき、文化財の保存と活用を通じた観光やまちづくりを行うことを目的として、特に重点的に取り組む措置を再掲する。

措置 重－１ 国史跡・弘田柵跡の保存及び環境整備

適切な保存措置を講じるとともに、第３次環境整備計画・復元建造物等再整備計画に基づき環境整備を実施し、観光やまちづくりの資源としての磨き上げを図る。

措置 重－２ 国名勝・旧池田氏庭園の保存及び環境整備

適切な保存措置を講じるとともに、庭園修復基本計画に基づき環境整備を実施し、観光やまちづくりの資源としての磨き上げを図る。

措置 重－３ 角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備

適切な保存措置を講じるとともに、環境整備を継続して実施し、観光やまちづくりの資源としての磨き上げを図る。

措置 重－４ 河港のまち角間川・歴史まちづくり事業の実施

旧本郷家住宅をはじめとした川のまち歴史交流の杜や河港遺構や浜倉が残る河港跡

の整備・活用などを行い、雄物川舟運の歴史を伝える建造物群を活かしたまちづくり事業を推進する。

措置 重－５ 文化財を活かした観光商品の開発

関連部局・団体と連携し、本市の文化財に因んだ商品（グッズ）を開発し、これを媒体として文化財の普及啓発を図る。

措置 重－６ それぞれの文化財の連携

払田柵跡と中世城館跡、旧池田氏庭園・旧本郷家住宅ほか仙北平野の旧家と庭園など、関連する文化財を周遊する観光ルートを設定する。また、設定したルートを市のホームページや関連パンフレット等を作成して周知する。

措置 重－７ 文化観光パッケージツアーの構築

観光部局と連携して、地域の歴史や伝統文化等をストーリー仕立てにした文化観光パッケージツアーを構築する。単に見学・周遊するだけではなく、伝統芸能などの体験メニューもツアー内に盛り込む。

措置 重－８ 「大曲の花火」や「農業と食」との連携

「大曲の花火」や米、酒などの「農業と食」と連携し、大仙市が誇る産業とともに文化財や歴史文化の要素を取り入れた地域ブランドの確立を推進する。

措置 重－９ 市外との広域連携

払田柵跡と秋田城跡（秋田市）や志波城跡（岩手県）、多賀城跡（宮城県）などの城柵遺跡、旧池田氏庭園と旧本間家（山形県）や齊藤氏庭園（宮城県）などの旧家・庭園群と広域周遊ができるようなネットワークを構築する。

措置 重－１０ 観光周遊対策

主要幹線道路から払田柵跡など公開している文化財までの案内看板等の新設・更新を図る。また、インバウンド対策としてこれらの案内看板等の多言語化に対応する。

「⑤重点措置」に関する措置の内容（１）

具体的な措置		措置の内容	取組団体				実施期間							
			◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む											
			所有者	市民・団体	専門家	行政	前期		中期			後期		
			所有者 管理者	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大仙市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
重－１	国史跡・払田柵跡の保存及び環境整備（再掲）	適切な保存措置を講じるとともに、第３次環境整備計画・復元建造物等再整備計画に基づき環境整備を実施し、観光やまちづくりの資源としての磨き上げを図る。	○	○	○	◎								

「⑤重点措置」に関する措置の内容（２）

具体的な措置		措置の内容	取組団体				実施期間							
			◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む				前期		中期			後期		
			所有者	市民・ 団体	専門家	行政								
			所有者 管理者	地域住民 民間団体 等	宇都群 大字 等	国・県 大仙市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
重－２	国名勝・旧池田氏庭園の保存及び環境整備（再掲）	適切な保存措置を講じるとともに、庭園修復基本計画に基づき環境整備を実施し、観光やまちづくりの資源としての磨き上げを図る。	○	○	○	◎								
重－３	角間川・川のまち歴史交流の杜の保存及び環境整備（再掲）	適切な保存措置を講じるとともに、環境整備を継続して実施し、観光やまちづくりの資源としての磨き上げを図る。	○	○	○	◎								
重－４	河港のまち角間川・歴史まちづくり事業の実施	旧本郷家住宅をはじめとした川のまち歴史交流の杜や河港遺構や浜倉が残る河港跡の整備・活用などを行い、雄物川舟運の歴史を伝える建造物群を活かしたまちづくり事業を推進する。（前述の５－７を含む。）	○	○	○	◎								
重－５	文化財を活かした観光商品の開発	関連部局・団体と連携し、本市の文化財に因んだ商品（グッズ）を開発し、これを媒体として文化財の普及啓発を図る。	○	○	○	◎								
重－６	それぞれの文化財の連携（再掲）	弘田柵跡と中世城館跡、旧池田氏庭園・旧本郷家住宅ほか仙北平野の旧家と庭園など、関連する文化財を周遊する観光ルートを設定する。また、設定したルートを市ホームページや関連パンフレット等を作成して周知する。	○	○	○	◎								
重－７	文化観光パッケージツアーの構築（再掲）	観光部局と連携し、地域の歴史や伝統文化等をストーリー仕立てにした文化観光パッケージツアーを構築する。単に見学や周遊するだけではなく、伝統芸能などの体験メニューもツアー内に盛り込む。	○	○	○	◎								
重－８	「大曲の花火」や「農業と食」との連携	「大曲の花火」や米、酒などの「農業と食」と連携し、大仙市が誇る産業とともに文化財や歴史文化の要素を取り入れた地域ブランドの確立を推進する。	○	○	○	◎								
重－９	市外との広域連携	弘田柵跡と秋田城跡（秋田市）や志波城跡（岩手県）、多賀城跡（宮城県）などの城柵遺跡、旧池田氏庭園と旧本間家（山形県）や齊藤氏庭園（宮城県）などの旧家・庭園群と広域周遊ができるようなネットワークを構築する。	○	○	○	◎								
重－１０	観光周遊対策	主要幹線道路から弘田柵跡など公開している文化財までの案内看板等の新設・更新を図る。また、インバウンド対策としてこれらの案内看板等の多言語化に対応する。	○	○	○	◎								

第 6 章

文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する

現状と課題..... p. 79

2 文化財の防災・防犯に関する

方針と措置..... p. 83

1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

近年、全国的にも地震や台風、集中豪雨等による大きな自然災害が増え、文化財にも多大な被害が生じている。さらに、火災や盗難、破壊等の人為的災害も発生しており、人口が減少し地域のコミュニティ力が低下しているなかで、防災・防犯といった文化財の保存管理は大きな課題となっている。

ここでは、本市の文化財に関する災害や犯罪等のリスク、防災・防犯における現状と課題を記載する。

(1) 防災・防犯に対する現状

①自然災害

①－１ 震災

本市における地震の被害は、日本海側沿岸海域や太平洋側海域を震源とする地震での被害は少なく、直下型（内陸型）地震によるものが顕著である。

明治29年（1896）の陸羽地震（マグニチュード7.2）では千屋断層（仙北郡美郷町千屋・国指定天然記念物）等が出現し、横手盆地北部を中心に家屋倒壊等の著しい被害があり、大正3年（1914）の秋田仙北地震（強首地震・マグニチュード7.1）でも市内西部に集中的な被害を受けている。本市の東側、奥羽山脈に沿って横手盆地東断層帯と呼ばれる複数の活断層が確認されているため、マグニチュード7級の地震がいつ発生してもおかしくない状況である。また、直下型（内陸型）地震の場合、地震の規模（マグニチュード）が小さい場合でも震源までの距離が近い（もしくは震源の深さが浅い）場合、被害が大きくなることもある。

本市誕生以降、これまで地震による文化財指定建造物の倒壊等大きな被害は発生していないが、建具の破損などの被害は発生している。いつ発生するかわからない地震に備え、建造物については耐震診断の実施や耐震化対策の実施検討を行う必要がある。

①－２ 火災

火災は、地震発生時における2次被害としてだけでなく、人為的な原因によっても発生するおそれがある。令和元年（2019）に発生した沖縄県の国史跡・首里城跡における火災（火災原因は不明）は記憶に新しい。

本市の場合、木造家屋が多いことや森林面積が大きいことから、火災が発生する危険性は多くの場所に潜在している。また、木造家屋が密集している場合や石油化学製品の内装材を使用している場合、さらには石油やガス等の可燃性燃料の使用頻度が高い場合は、火

災の発生危険度も高くなる。近年は、常備消防組織の体制強化及び消防施設の整備充実によって大火には至っていないが、建造物が被災するとその内部に収蔵されている文化財にも被害が及ぶおそれがある。

本市では、これまで火災による指定文化財への被害は発生していないが、建造物への消火栓設備、自動火災報知設備等を検討する必要がある、建造物の内部に収蔵されている文化財については防火対策を施したうえで保管する必要がある。

①－３ 水害

水害は、本市で過去に何度も発生している災害の１つであり、これまで雄物川水系・玉川水系の支流河川の氾濫による農地・道路の冠浸水や建造物への床下・床上浸水のほか、集中豪雨による急傾斜地の土砂災害（地すべり・崩落）が発生している。

特に、平成２９年（２０１７）７月の集中豪雨では１日の降水量が１８４．０mm（平成２９年（２０１７）７月２２日・アメダス大曲観測史上１位の記録）となり、市内各地で甚大な被害があり、史跡払田柵跡においても、この集中豪雨を起因とする法面の土砂崩れが発生した。

また、近年は市街地化の進展と短時間の集中的降雨の増加によって、道路側溝の溢水等による局地的な浸水被害が多発するようになった。住宅密集地でこうした被害が発生した場合、家屋内に保管されている文化財にも浸水被害等の影響が出るおそれがある。大仙市が作成した「大仙市ハザードマップ」において洪水による浸水想定区域や豪雨による土砂災害警戒区域内に所在する文化財もあるため、このような危険区域に所在する文化財について対策を講じる必要がある。

①－４ 風害

毎年春には急速に発達した低気圧によって突発的な強風や竜巻が発生することがあり、秋には台風の接近による影響が数度あり、特にビニールハウスなどの農業施設への被害が大きい。

史跡払田柵跡においても、平成２４年（２０１２年）４月の爆弾低気圧による最大瞬間風速３２．９m／秒の暴風（平成２４年（２０１２年）４月４日・アメダス大曲観測史上１位の記録）によって外柵南門に取りつく材木塀が一部倒壊する被害が発生している。また、天然記念物に指定されている樹木についても、枝折れや折損、倒伏などの被害が発生しており、周囲への影響も含めて注意が必要である。

それぞれの文化財について、強風によって影響を受けそうな箇所をあらかじめ確認しておき、補強や修理、支柱の設置等の対策を講じる必要がある。

①－５ 雪害

本市は１年のうち約４箇月間は雪の中での生活を強いられる豪雪地帯であり、交通機能

の低下、農業用施設の倒壊、樹木の枝折れが発生する危険性がある。また、強い風を伴った降雪も少なくはなく、先述の風害と相まって、特に天然記念物に指定されている樹木の枝折れや折損、倒伏の危険性が高まる。さらには、積雪による荷重によって建造物そのものや内部に保管している文化財にも被害が生じるおそれがある。

風害と同様に、それぞれの文化財について、積雪によって影響を受けそうな箇所をあらかじめ確認しておき、補強や修理、支柱の設置等の対策を講じる必要がある。

②人為的災害

人口減少の影響によって空き家の発生や社寺などの日常管理が行き届かず、破壊や盗難、紛失等の被害が発生するおそれがあり、その危険性が特に高いのが有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財である。

文化庁によると、令和5年（2023）3月26日時点で国指定文化財が138件所在不明であるとされており、所有者別では個人所有が97件（70.3％・社寺所有も含めれば133件で96.4％）と最も割合が高く、種別では有形文化財の工芸品が74件（53.6％・うち刀剣72件）と最も割合が高い。理由別では、所有者転居が40件（29.0％）と最も割合が高く、盗難が28件（20.3％）と続く。

本市では、現在のところ盗難による被害は発生していないが、文化財所有者の代替わりや相続、管理責任者の交代等に伴って文化財に関する情報共有や管理が行き届かなくなり、指定文化財が市外等に持ち出される事案が発生している。

定期的な監視を行うとともに、防犯カメラなどの防犯設備の設置、保管施設などの施錠などの対策を講じる必要がある。また、将来の人口減少に備え、文化財の防災・防犯に対する市民意識の向上や、地域において守るべき文化財をその地域住民が普段から把握しておくことも重要である。また、文化財所有者の代替わりについては、定期的に文化財の所在確認等を行うなど、速やかにその情報把握に努めるよう対策を講じる必要がある。

③その他

これまで概観した現状と課題において、防災・防犯対策を電子機器に大きく頼らざるを得ない以上、災害によって引き起こされる停電についても対応を検討しなければならない。こうした電子機器は停電時に機能しなくなってしまうため、バッテリー電池を内蔵した機器を導入することや、ガソリン等を動力とした自家発電装置などの準備も検討する必要がある。

また、停電から電気を復旧する際に電気配線等から発火する場合があるため、災害発生時の見回りの際に主電源を切る（ブレーカーを落とす、コンセント・ボックスからプラグを抜く）、震感ブレーカーを導入するなど通電火災の防止策を検討しなければならない。

（２）防災・防犯に対する課題

（１）防災・防犯に対する現状をふまえると、本市の文化財における防災・防犯に対する課題は次のとおり整理できる。

① それぞれの文化財が所在する場所や、様々な災害の発生・被災リスクを把握できていない。

文化財の所有者や管理者だけではなく、地域住民や民間団体等の様々な主体が連携しながら、それぞれの文化財が所在する場所を把握するとともに、様々な自然災害や人為的被害の発生・被災リスクを把握しておく必要がある。

② 日常の防災・防犯活動や災害発生時の対応・情報共有の方法が確立できていない。

文化財の防災・防犯に係るマニュアルが作成されておらず、文化財パトロールなど日常の防災・防犯活動や、災害発生時において文化財の保存措置を誰がどのように行うかが情報共有できていない。

③ 防災・防犯訓練ができていない文化財がある。

防災・防犯訓練を定期的に行うことができていない文化財があり、防災・防犯に対する知識や経験が少なく、災害発生時に文化財の保存のための措置を速やかに講じることができない恐れがある。

④ 防災・防犯設備を設置できていない文化財がある。

防災・防犯対策のための設備を設置できていない文化財があり、災害発生時に初動対応が遅れた場合、文化財のき損や滅失の恐れがある。

2 文化財の防災・防犯に関する方針及び措置

大仙市地域防災計画では、文化財の所有者及び管理者に対して、通常時における予防措置の実施と災害発生時における応急措置の実施について定めている。ここで述べる文化財の防災・防犯に関する方針及び措置については、この計画に基づいて定めるものとする。

(1) 方針

文化財の防災・防犯に関する方針は、前章（第5章の1）で述べたとおり「防災・防犯対策を実施して適切な保存を行い、次世代へ確実に継承する」ことである。

いつ、どこで起こるか分からない災害に対応するため、可能な限り万全の体制を整えておく必要がある。国や県が示す方針のもと、市の地域防災計画に沿って防犯・防災マニュアルを作成し、市所有の文化財はもちろん、個人所有の文化財については所有者と共有を図るほか、防火訓練等を実施することで所有者及び地域住民の意識向上を図る。

① 災害発生場所・被災想定箇所の把握

文化庁が作成した文化財の防火・防犯対策チェックリストを参考として、それぞれの文化財の現況を定期的に確認するとともに、震災や火災、風害や水害などによって影響を受けそうな箇所を把握し、どのような被害が想定されるかあらかじめ洗い出す。

特に、建造物や美術工芸品は、火災や盗難等の人為的災害の影響を受けやすいため、建造物では周囲における火気の使用や可燃性の高い物品等の存在を把握すること、美術工芸品においては保管や展示場所の火災、盗難等のリスクを把握する。

また、水害及び土砂災害については、大仙市ハザードマップを参考にして、周辺の地形を把握するとともに想定される被害を把握し、文化財所有者や地域住民に対して災害発生・被災リスクについて周知する。

② 防災・防犯体制の構築

災害発生時及び被災時に、被災した文化財に対する迅速かつ最適な処置がとれるように、文化財災害対応マニュアル等の作成を推進する。

また、文化財所有者による定期的な巡視のほか、地域住民による防犯パトロールを実施するなど、地域全体での防犯対策を推進する。

③ 防災・防犯訓練の実施

現在も文化財防火デーを中心として古四王神社（大曲）や水神社（中仙）、唐松神社（協和）、旧池田氏庭園（仙北）などで行っているが、今後も市総合防災課及び消防署等と連携して地域住民や消防団が参加する防災訓練とともに防犯訓練についても

実施し、災害発生時における対応に関する知識の習得とともに防災意識の向上を図る。

④ 防災・防犯設備の設置

前述の「①被災想定箇所の把握」において把握した被災想定箇所について、影響を受けそうな箇所の補強や修理、被害を軽減するための設備設置や保管場所の補強など、可能な限り事前の対策を講じる。

震災対策として、建造物については専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じる。建造物の耐震化にあたっては、専門家の指導助言をいただきながら、文化財としての価値を損なわないよう注意する。

火災対策として、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）・文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年（2019）・文化庁）に示される対策に基づき、建造物及び文化財収蔵施設への消火設備設置や自動火災報知設備の設置等を推進する。

防犯対策として、盗難等のリスクが高い文化財については防犯カメラ等設備の設置を推進する。

（２）措置

前章（第5章の2）で述べたとおり、文化財の保存に関する措置2-10として、防災・防犯対策の実施を挙げている。ここでは、その措置の具体的な内容について述べる。

方針① 災害発生場所・被災想定箇所の把握

措置2-10-1 文化財ハザードマップの作成

市総合防災課と連携し、既に作成されている大仙市ハザードマップを活用して、各地域に所在する文化財をとりまく災害の危険性の把握を行う。この成果として文化財ハザードマップを作成し、文化財所有者等と共有することで、防災・防犯意識の啓発を図る。

方針② 防災・防犯体制の構築

措置2-10-2 文化財防災・防犯マニュアルの作成

大仙市地域防災計画を参考として、日常の防災・防犯活動や、災害発生時において文化財の保存措置を誰がどのように行うかといった情報を記載した「文化財防災・防犯マニュアル」を作成する。これを文化財所有者等と共有することで、災害発生時の連絡体制を構築する。

措置 2-10-3 文化財パトロールの実施

定期的に文化財パトロールを実施し、人為的災害を未然に防ぐとともに、所有者及び地域住民の防犯意識の向上を図る。

方針③ 防災・防犯訓練の実施

措置 2-10-4 防災・防犯訓練の実施

災害発生時、文化財の保存のための措置を速やかに講じることができるよう、文化財防火デーを中心として防災・防犯訓練を実施する。また、文化財所有者等が国・県が主催する講習会や研修会を必要に応じて受講するなど、防災・防犯及び災害発生時取るべき行動に関して知識の習得に努める。

方針④ 防災・防犯設備の設置

措置 2-10-5 防災・防犯設備の改修及び設置支援

自然災害及び人為的災害に備え、国や県の補助金等を活用して防災・防犯設備の設置を推進する。また、既に設置済みの設備については、改修や更新を推進する。

「文化財の防災・防犯」に関する措置の内容

具体的な措置	措置の内容	取組団体				実施期間							
		◎・・・主体となって取り組む ○・・・協力して取り組む				前期		中期			後期		
		所有者	市民・ 団体	専門家	行政	前期		中期			後期		
		所有者 管理者	地域住民 民間団体等	学識経験者 大学等	国・県 大仙市	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	
方針① 災害発生場所・被災想定箇所の把握													
2-10-1 文化財ハザードマップの作成	市総合防災課や地域と連携し、各地域に所在する文化財をとりまく危険箇所の状況把握と防災意識の啓発を図る。	○	○	○	◎								
(定期的に見直しを行う)													
方針② 防災・防犯体制の構築													
2-10-2 文化財防災・防犯マニュアルの作成	日常の防災・防犯活動、災害発生時の連絡体制を構築する。	○	○	○	◎								
(定期的に見直しを行う)													
2-10-3 文化財パトロールの実施	定期的に文化財パトロールを実施し、人為的災害を未然に防ぐとともに、所有者及び地域住民の防犯意識の向上を図る。	◎	○	○	○								
方針① 災害発生場所・被災想定箇所の把握													
2-10-3 防災・防犯訓練の実施	文化財防火デーを中心として防災・防犯訓練を実施する。	◎	○	○	○								
方針① 災害発生場所・被災想定箇所の把握													
2-10-4 防災・防犯設備の設置及び改修支援	各種補助金を活用して防災・防犯施設の設置及び改修支援を行う。	○		○	◎								

第7章

文化財の保存と活用に関する推進体制

文化財の保存と活用に関する推進体制

大仙市の文化財保護に関する行政は、大仙市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和2年（2020）条例第48号・令和3（2021）年4月1日施行）に基づき、市長部局の観光文化スポーツ部文化財課が担っている。

また、諮問機関として大仙市文化財保護審議会を設置しているほか、払田柵跡環境整備審議会及び旧池田氏庭園保存整備審議会を設置し、それぞれの文化財の保存及び活用について審議を行っている。特に文化財保護審議会は、今後複数の分野において専門家に委員をお願いするなど、体制の充実が求められる。

さらに、文化財保護法第191条に基づく市の文化財保護指導委員の設置や、同じく第192条の2に基づく文化財の保存と活用を担うことができる団体（文化財保存活用支援団体）の指定などを検討する必要がある。

所有者

文化財所有者及び管理者（有形文化財・有形民俗文化財・記念物等）
無形民俗文化財の保護団体

市民・団体

文化財所有者（上記所有者）以外の市民

大曲商工会議所	「大曲の花火」、花火産業構想に関すること
大仙市商工会	商工業の振興、まちづくりに関すること
（一社）大仙市観光物産協会	観光振興・案内、特産品販売に関すること
文化財保護協会（各支部）	文化財の調査研究、保存、活用に関すること
ほたるの会	払田柵跡の案内に関すること
池田家顕彰会	旧池田氏庭園の案内に関すること
（株）角間川	旧本郷家住宅の案内に関すること

その他まちづくりや観光、地域活性化、教育等に関連して活動している団体

専門家

秋田大学・秋田県立大学・国際教養大学

国立文化財機構文化財防災センター・東京文化財研究所・奈良文化財研究所

その他の学識経験者

行政

大仙市

【文化財保護行政主管課】

観光文化スポーツ部文化財課

職員構成：行政職7名（兼務1名含む）、うち専門職1名（学芸員）

主な業務：文化財の調査・研究・保存、各種普及啓発事業の開催 ほか 所管施設：弘田柵跡、弘田柵総合案内所、旧池田氏庭園、旧本郷家住宅 ほか	
【庁内関連部局】	主な業務
総務部総務課アーカイブズ	歴史資料等の保存管理に関すること
総務部総合防災課	地域防災計画、その他防災に関すること
企画部総合政策課	総合計画、その他計画に関すること
企画部地域活動応援課 (各支所地域活性化推進室)	地域活動の振興に関すること
農林部農業振興課	「農業と食」、食文化に関すること
農林部農林整備課	農地整備や緑化推進、水産業に関すること
経済産業部花火産業推進課 (花火伝統文化継承資料館)	「大曲の花火」、花火産業構想に関すること
観光文化スポーツ部観光交流課	観光の振興に関すること
教育委員会事務局教育指導課	学校教育の指導に関すること
教育委員会事務局生涯学習課	生涯学習の推進に関すること
大仙市文化財保護審議会	
市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行う。 構成：委員１０名（郷土史家７名、学識経験者３名（建築史学、考古学、歴史学））	
弘田柵跡環境整備審議会	
市長の諮問に応じて、弘田柵跡の環境整備計画について専門的な立場から調査研究し、計画の実施について審議する。 構成：委員８名（学識経験者）	
旧池田氏庭園保存整備審議会	
市長の諮問に応じて、旧池田氏庭園の適切な保存及び整備に関し諸方策を審議する。 構成：委員５名（学識経験者）	
国・県	
文化庁	文化財全般に関すること
秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室	国・県指定等文化財に係る調査・研究・保存等に関すること
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所	弘田柵跡の発掘調査に関すること
秋田県埋蔵文化財センター	県内の埋蔵文化財の調査研究に関すること
秋田県立博物館	県内の歴史文化・自然に関する資料収集及び保存、調査研究等に関すること
秋田県公文書館	県内の古文書・歴史資料等の収集及び保存、調査研究に関すること
秋田県立農業科学館	県内の農業、林業、農村生活に関すること

資料編

- 1 国指定・登録文化財一覧..... p. 90
- 2 秋田県指定文化財一覧..... p. 91
- 3 大仙市指定文化財一覧..... p. 93
- 4 大仙市管内の周知の埋蔵
文化財包蔵地(遺跡)一覧..... p. 97
- 5 大仙市文化財調査
報告書一覧..... p. 107
- 6 旧市町村史一覧..... p. 107
- 7 旧市町村文化財調査
報告書一覧..... p. 108
- 8 国・県による既存の調査
報告書一覧..... p. 109
- 9 秋田県文化財調査報告書
一覧(埋蔵文化財)..... p. 111
- 10 令和3年度「市民による
市政評価」結果報告書..... p. 114

1 国指定・登録文化財

(1) 重要文化財（建造物）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	明治41. 4. 23	古四王神社本殿	1棟	大曲	古四王神社
2	平成29. 11. 28	旧池田家住宅洋館	1棟	仙北	大仙市
3	令和4. 12. 12	佐藤家住宅主屋	1棟	大曲	個人
4	令和4. 12. 12	佐藤家住宅文庫蔵	1棟	大曲	個人
5	令和4. 12. 12	佐藤家住宅味噌蔵	1棟	大曲	個人
6	令和4. 12. 12	佐藤家住宅米蔵及び検査所	1棟	大曲	個人
7	令和4. 12. 12	佐藤家住宅大工小屋	1棟	大曲	個人

(2) 重要文化財（絵画）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	大正12. 3. 28	絹本著色当麻曼荼羅図	1幅	大曲	浄蓮寺

(3) 国宝（工芸品）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和28. 11. 14	線刻千手観音等鏡像	1面	中仙	水神社

(4) 重要無形民俗文化財

番号	指定年月日	名称	員数	地域	保護団体
1	昭和59. 1. 21	刈和野の大綱引き		西仙北	刈和野大綱引保存会

(5) 記念物（史跡）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和6. 3. 30	払田柵跡		仙北	大仙市ほか

(6) 記念物（名勝）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	平成16. 2. 27	旧池田氏庭園		仙北	大仙市・個人

(7) 登録有形文化財（建造物）

番号	登録年月日	名称	員数	地域	所有者
1	平成11. 10. 28	強首樅峰苑（旧小山田家住宅）	1棟	西仙北	個人
2	平成12. 5. 17	秋田県立農業科学館曲屋（旧伊藤家住宅）	1棟	大曲	秋田県立農業科学館
3	平成21. 5. 14	奥田酒造店店舗兼主屋	1棟	協和	個人
4	平成28. 11. 29	旧本郷家住宅主屋	1棟	大曲	大仙市
5	平成28. 11. 29	旧本郷家住宅洋館	1棟	大曲	大仙市
6	平成28. 11. 29	旧本郷家住宅文庫蔵	1棟	大曲	大仙市
7	平成28. 11. 29	旧本郷家住宅味噌蔵	1棟	大曲	大仙市
8	令和2. 4. 3	鈴木酒造店事務所兼主屋	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店
9	令和2. 4. 3	鈴木酒造店上座敷	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店
10	令和2. 4. 3	鈴木酒造店文庫蔵	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店
11	令和2. 4. 3	鈴木酒造店前蔵	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店
12	令和2. 4. 3	鈴木酒造店中蔵及び袖蔵	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店
13	令和2. 4. 3	鈴木酒造店北蔵	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店
14	令和2. 4. 3	鈴木酒造店仕込蔵	1棟	中仙	合名会社鈴木酒造店

(8) 登録有形民俗文化財

番号	登録年月日	名称	員数	地域	所有者
1	平成26. 2. 24	秋田南外の仕事着	341点	南外	大仙市

2 秋田県指定文化財

(1) 有形文化財（建造物）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和31. 5. 21	石造五重塔	1 基	大曲	八幡神社
2	昭和48. 12. 11	唐松神社奥殿	1 棟	協和	唐松神社

(2) 有形文化財（絵画）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和27. 11. 1	普賢菩薩像	1 幅	大曲	個人
2	昭和43. 3. 19	秋田蘭画「岩に牡丹図」	1 幅	大曲	個人

(3) 有形文化財（彫刻）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和27. 11. 1	聖観世音菩薩像	1 軀	中仙	小沼神社
2	昭和27. 11. 1	十一面観世音菩薩像	1 軀	中仙	小沼神社
3	昭和27. 11. 1	聖観世音菩薩像	1 軀	大曲	個人
4	昭和27. 11. 1	舞楽二ノ舞面	1 組	西仙北	円満寺
5	昭和35. 3. 1	木造僧形頭部	1 箇	中仙	小沼神社
6	昭和50. 4. 10	木造獅子頭	1 個	協和	唐松神社

(4) 有形文化財（工芸品）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和27. 11. 1	銅鼓	1 口	大曲	個人
2	昭和27. 11. 1	太刀 銘正恒	1 口	中仙	個人
3	昭和27. 11. 1	太刀 銘吉岡一文字	1 口	大曲	個人
4	昭和27. 11. 1	短刀 銘信国	1 口	大曲	個人
5	昭和27. 11. 1	太刀 銘栗田口	1 口	太田	個人
6	昭和28. 10. 5	黒塗角頭兜	1	中仙	個人
7	昭和28. 10. 5	紫色威横矧二枚銅具足 附六十二間筋兜	1	中仙	個人
8	昭和31. 5. 21	瑞花文円鏡	1 面	中仙	個人
9	昭和31. 5. 21	竜文刻馬具	1 式	中仙	個人
10	昭和31. 5. 21	螺鈿鞍馬具	1 式	中仙	個人
11	昭和43. 12. 28	白磁瓶子（初期伊万里）		大曲	個人

(5) 有形文化財（考古資料）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和34. 1. 7	藤木出土品	一括	大曲	個人
2	昭和35. 3. 1	土偶	1 個	大曲	個人
3	昭和38. 2. 5	灰釉牡丹文瓶子	1 個	大曲	個人
4	昭和60. 3. 15	米ヶ森遺跡出土品	一括	協和	大仙市
5	平成14. 3. 19	田久保下遺跡土坑墓出土品	68点	仙北	秋田県
6	平成15. 3. 25	寒川Ⅱ遺跡土坑墓出土品	107点	仙北	秋田県
7	平成17. 3. 22	戸平川遺跡出土品	5, 144点	仙北	秋田県
8	平成23. 3. 22	星宮遺跡出土土偶	1 点	仙北	大仙市

(6) 有形文化財（歴史資料）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和62. 7. 14	田沢湯元道中画報	1 冊	中仙	個人
2	平成24. 3. 23	鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写及び下絵	77点	太田	大仙市

(7) 無形民俗文化財

番号	指定年月日	名称	員数	地域	保護団体
1	昭和39. 11. 17	国見ささら		太田	国見ささら保存会
2	昭和39. 11. 17	東長野ささら・長野ささら		中仙	東長野・長野ささら保存会
3	平成23. 3. 22	大曲の綱引き		大曲	大曲綱引委員会

(8) 記念物 (史跡)

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和34. 1. 7	四十二館跡		大曲	国ほか
2	昭和34. 1. 7	一里塚		神岡	大仙市
3	昭和37. 2. 15	心像市道の窯跡		西仙北	個人
4	平成12. 3. 17	大畑古窯跡		南外	大仙市ほか

(9) 記念物 (天然記念物)

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和28. 10. 5	しだれ桜	1 本	協和	個人
2	昭和30. 1. 24	枝垂桜	1 本	西仙北	個人
3	昭和48. 6. 16	鬢垂のシダレグリ		協和	個人
4	昭和48. 12. 11	唐松神社の杉並木		協和	唐松神社

3 大仙市指定文化財

(1) 有形文化財（建造物）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和50.12.6	諏訪堂	1棟	中仙	個人
2	昭和51.11.20	常泉寺本堂	1棟	南外	個人
3	昭和55.12.11	高梨神社（神殿・拝殿）	2棟	仙北	高梨神社
4	昭和61.12.16	多郎兵衛稲荷神社本殿	1棟	神岡	多郎兵衛稲荷神社講中
5	平成1.4.1	水板倉	1棟	中仙	個人
6	平成13.12.4	慈眼山 寶泉寺本堂	1棟	西仙北	個人
7	平成17.3.7	田茂木浜蔵	1棟	仙北	大仙市

(2) 有形文化財（絵画）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和45.12.4	諏訪神社格天井	49枚	大曲	個人
2	昭和47.7.10	秋景山水の図	1幅	大曲	個人
3	昭和47.7.10	極彩色秋景山水の図	1幅	大曲	個人
4	昭和47.7.10	淡彩色柳堤の図	1幅	大曲	個人
5	昭和47.7.10	極彩色絹本山水の図	1幅	大曲	個人
6	昭和47.7.10	水墨山水の図	1幅	大曲	個人
7	昭和47.7.10	前後赤壁	2対	大曲	個人
8	昭和47.7.10	極彩色紙本お多福の図	1幅	大曲	個人
9	昭和47.7.10	絹本水僕竹石の図	1幅	大曲	個人
10	昭和50.12.6	鏡図	1幅	中仙	個人
11	昭和50.12.6	方便法身尊影	1幅	中仙	個人
12	昭和54.6.1	紙本角間川港の図	1枚	大曲	個人
13	昭和54.8.27	白馬の絵馬	1枚	西仙北	個人
14	昭和58.9.22	十二天画像	12枚	神岡	八幡神社
15	昭和58.9.22	七僧画像	7枚	神岡	八幡神社
16	平成1.4.1	戊辰懸額	1面	中仙	長野神社
17	平成2.9.11	釈迦涅槃図	1幅	大曲	個人
18	平成8.3.29	「雲龍」	1面	中仙	個人
19	平成8.3.29	「東福寺終点」	1幅	中仙	大仙市
20	平成11.12.28	燕子花	1幅	中仙	個人
21	平成11.12.28	花鳥図屏風	1双	中仙	個人
22	平成11.12.28	山水図	1幅	中仙	個人
23	平成15.4.1	聖観音（絹本着色聖観音像）	1点	太田	個人
24	平成15.4.1	十三仏（絹本着色十三仏像）	1点	太田	個人
25	平成15.4.1	阿弥陀如来（絹本着色阿弥陀如来）	1点	太田	個人
26	平成15.4.1	大日如来（絹本紺地金泥大日如来）	1点	太田	個人
27	平成17.2.22	裸婦	1幅	中仙	個人

(3) 有形文化財（彫刻）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和40.2.17	力士像	1基	大曲	個人
2	昭和51.11.1	十三仏像	13躯	太田	個人
3	昭和51.11.1	大黒天像	1躯	太田	個人
4	昭和53.1.20	不動明王像	1躯	西仙北	個人
5	昭和53.1.20	阿弥陀如来像	1躯	西仙北	円満寺
6	昭和53.1.20	子巢越八幡尊像及び同厨子	1躯	西仙北	個人
7	昭和55.2.1	薬師如来像	1躯	太田	個人
8	平成1.8.28	木造善女竜王立像	1躯	西仙北	神明社
9	平成4.9.24	多郎兵衛稲荷神社愛染明王像	1体	神岡	多郎兵衛稲荷神社講中
10	平成12.3.31	愛染明王坐像	1体	協和	高善寺
11	令和1.11.20	大日如来坐像	1躯	大曲	長延山大川寺

(4) 有形文化財（工芸品）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和40. 2. 17	神棚用神殿	1 基	大曲	個人
2	昭和50. 12. 6	石環	1 口	中仙	大仙市
3	昭和54. 1. 16	ナマコ瓢形花瓶	1 個	大曲	個人
4	昭和54. 1. 16	草花文德利	1 個	大曲	個人
5	昭和60. 6. 1	百万塔	1 基	大曲	個人
6	昭和62. 1. 1	斎藤光郎家資料（伊勢型紙）	432点	太田	大仙市
7	平成1. 4. 1	栗沢窯本焼、諸道具	162点	中仙	個人
8	平成1. 8. 28	茶弁当	1 組	西仙北	個人
9	平成3. 12. 24	獅子頭	1 個	中仙	小沼神社
10	平成3. 12. 24	鍮 鉄鍮	1 本・12点	中仙	幕林神社
11	平成3. 12. 24	小沼観音堂厨子	1 棟	中仙	小沼神社
12	平成6. 3. 30	菊花散双雀鏡	1 個	中仙	個人
13	平成8. 3. 29	袴田村肝煎 印鑑、机、筆筥	各 1	中仙	個人
14	平成10. 3. 31	太刀 銘国宗	1 口	中仙	個人
15	平成10. 3. 31	太刀 銘大原真守	1 口	中仙	個人
16	平成10. 3. 31	螺鈿刀掛	1 基	中仙	個人

(5) 有形文化財（書跡・典籍）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和47. 7. 10	十六面画帖	1 冊	大曲	個人
2	平成1. 11. 28	熊野の本地	1 巻	大曲	満友寺
3	平成8. 3. 29	菅江真澄真筆	1 幅	中仙	個人
4	平成14. 8. 1	高見巨鬼工所蔵短冊	172枚	南外	大仙市

(6) 有形文化財（考古資料）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和38. 12. 2	板碑（画像碑）	1 基	大曲	個人
2	昭和38. 12. 2	板碑（永和碑）	1 基	大曲	個人
3	昭和48. 8. 7	板碑（画像碑）	1 基	大曲	個人
4	昭和48. 8. 7	石棒（黒色・双頭式）	1 個	大曲	個人
5	昭和53. 1. 20	板碑梵字石「金胎不二曼荼羅」	1 基	西仙北	八幡神社
6	昭和62. 10. 26	板碑（貞和碑）	1 基	大曲	大仙市
7	平成1. 11. 28	須恵器（横瓮）	1 個	大曲	大仙市
8	平成2. 11. 14	芦沢共同墓地の板碑	1 基	協和	個人
9	平成5. 3. 30	経甕片口ふたつき	1 個	中仙	大仙市
10	平成6. 3. 30	瑪瑙勾玉	3	中仙	個人
11	平成12. 5. 31	星宮遺跡出土品	137点	仙北	大仙市

(6) 有形文化財（歴史資料）

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和38. 12. 2	大曲村年中行事絵巻	1 巻	大曲	個人
2	昭和55. 4. 9	八幡神社棟札	3 枚	神岡	八幡神社
3	昭和58. 9. 22	「八幡大菩薩」大簾	1 枚	神岡	八幡神社
4	平成1. 4. 1	佐竹北家御霊屋	6 基	中仙	個人
5	平成1. 4. 1	正徳5年国見村御打直御検地帳（	2 冊	太田	個人
6	平成1. 4. 1	享保11年仙北郡国見村打抜畠返新	1 冊	太田	個人
7	平成1. 4. 1	明和2年仙北郡国見村打抜畠返新	1 冊	太田	個人
8	平成1. 4. 1	正保4年仙北本堂小金成御検地野	1 冊	太田	大仙市
9	平成1. 4. 1	安永9年仙北郡小神成村打直御検	1 冊	太田	個人
10	平成1. 4. 1	正徳5年国見村絵図	1 枚	太田	個人
11	平成3. 3. 15	高梨村絵図	1 副	太田	大仙市
12	平成4. 9. 24	延宝打直検地帳	上下 2 冊	神岡	大仙市
13	平成4. 9. 24	村方用控	1 冊	神岡	大仙市
14	平成4. 9. 24	御伝馬屋敷	1 冊	神岡	大仙市
15	平成4. 9. 24	御用扣	1 冊	神岡	大仙市
16	平成4. 9. 24	神宮寺村旧記帳	1 冊	神岡	個人

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
17	平成4.9.24	八幡宮江御目衆御参詣之日記	1冊	神岡	個人
18	平成6.3.30	諏訪宮懸額	1	中仙	八幡神社
19	平成7.1.25	太田の田神碑	1基	大曲	個人
20	平成11.12.28	幟旗	1対	中仙	館ノ郷神社
21	平成13.12.4	六郡御絵図	1幅	西仙北	個人
22	平成13.12.4	小山田治右衛門家文書	1,494点	西仙北	個人
23	平成15.1.21	伊藤重左衛門家文書	430点	西仙北	個人
24	平成15.1.21	深浦武左衛門家文書	420点	西仙北	個人
25	平成15.4.1	仙北郡太田村神社佛閣小村書上	5枚	太田	個人
26	平成28.4.26	拂田柵址研究日誌	1点	太田	大仙市
27	平成28.9.29	半鐘	1点	協和	大仙市

(7) 無形文化財

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和58.11.10	檜岡焼海鼠釉（工芸技術）	1	南外	個人

(8) 有形民俗文化財

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和51.11.1	池上のせいろ	1棟	太田	個人
2	昭和51.11.20	制札	1枚	南外	個人
3	昭和51.11.20	制札	1枚	南外	個人
4	昭和51.11.20	制札	1枚	南外	個人
5	昭和51.11.20	制札	1枚	南外	個人
6	昭和51.11.20	制札	1枚	南外	個人
7	昭和51.11.20	制札	1枚	南外	個人
8	昭和54.1.1	算額	1面	太田	個人
9	昭和55.2.1	絵馬（連句の額）	1面	太田	個人
10	昭和57.2.1	道祖神（おによさま）	1軀	協和	個人
11	昭和59.8.1	制札	1枚	南外	個人
12	平成1.4.20	算額	1枚	仙北	個人
13	平成2.11.14	宇津野番楽面	12面	協和	個人
14	平成25.9.25	蛭川渡船場の渡しぶね	1組2艘	協和	大仙市

(9) 無形民俗文化財

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和42.6.21	角間川盆踊り		大曲	角間川盆踊保存会
2	昭和54.1.1	横沢ささら		太田	横沢ささら保存会
3	昭和58.4.12	堀見内ささら		仙北	堀見内ささら保存会
4	昭和58.4.12	高梨神社正神楽		仙北	高梨神社
5	平成1.8.28	椒沢番楽		西仙北	椒沢番楽保存会
6	平成3.12.24	鳥子舞い		大曲	諏訪神社
7	平成3.12.24	伊豆山神社獅子神楽		大曲	伊豆山神社
8	平成5.4.2	唐松神社蛇頭神楽		協和	唐松神社
9	平成5.7.15	八幡神社祭典旗背負い		神岡	八幡神社
10	平成7.7.1	三本扇サイサイ		協和	三本扇サイサイ保存会
11	平成11.5.31	伊豆山神社川を渡る梵天		大曲	伊豆山神社
12	平成17.2.22	黒土神楽		中仙	清水小学校
13	平成17.2.22	長野神社神輿巡行		中仙	長野神社

(10) 史跡

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和55.10.22	弥助堰		西仙北	大仙市
2	昭和57.2.1	戊辰戦争史跡（竹村庫之丞戦死の地）		太田	大仙市
3	昭和57.2.1	太田城跡	19,333㎡	太田	大仙市
4	昭和62.1.1	一里塚跡		太田	大仙市
5	平成1.8.28	法華宝塔	1基	西仙北	個人
6	平成2.6.12	旧亀田街道		西仙北	大仙市

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
7	平成2. 11. 14	唐松城跡		協和	大仙市
8	平成3. 12. 24	恙虫病研究所	1 棟	大曲	個人
9	平成8. 3. 1	甕コ沢窯跡	1	南外	個人
10	平成20. 4. 22	御前井	1	大曲	個人

(1 1) 名勝

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	平成5. 3. 30	天王清水 (泉)		中仙	八坂神社

(1 2) 天然記念物

番号	指定年月日	名称	員数	地域	所有者
1	昭和50. 12. 6	一里塚の皂莢	1 本	中仙	大仙市
2	昭和50. 12. 6	豊栄の松	1 本	中仙	大仙市
3	昭和50. 12. 6	桂の木	1 本	中仙	個人
4	昭和54. 8. 27	モミの木群	2 本	西仙北	個人
5	昭和55. 12. 11	姥杉	1 本	仙北	高梨神社
6	昭和55. 12. 26	作助稲荷の杉	1 本	中仙	個人
7	昭和55. 12. 26	阿彌陀堂のクスギ	1 本	中仙	個人
8	昭和55. 12. 26	お金塚の松	4 本	中仙	大神成部落
9	昭和55. 12. 26	善法寺の銀杏	1 本	中仙	善法寺
10	昭和57. 12. 13	ブナの原生林 トチの木		西仙北	月山神社
11	昭和58. 4. 12	水芭蕉群生地	1, 200m ²	仙北	個人
12	昭和60. 2. 6	杉	1 本	仙北	板見内神社
13	昭和61. 4. 16	杉	1 本	仙北	水尺神社
14	平成1. 4. 1	お諏訪さんの姥杉	1 本	太田	個人
15	平成1. 4. 1	壺本木の種蒔桜	1 本	太田	個人
16	平成1. 4. 1	毘沙門様の大もみ	1 本	太田	個人
17	平成1. 4. 1	壺本杉の大シャガチ	1 本	太田	個人
18	平成1. 4. 1	宮内のイチョウ	2 本	太田	宮内神社
19	平成1. 4. 1	作エンのさくら	1 本	太田	個人
20	平成1. 8. 28	エノキ	1 本	西仙北	大仙市
21	平成2. 6. 12	クジラの化石	1	西仙北	大仙市
22	平成2. 6. 12	化石かい	1	西仙北	個人
23	平成2. 6. 12	バックスギ	1 本	西仙北	国 (農林水産省)
24	平成5. 3. 30	水神社の杉	4 本	中仙	水神社
25	平成5. 4. 2	萬松寺のシダレザクラ	1 本	協和	萬松寺
26	平成12. 2. 1	オブ山の大杉群落	0. 25ヘクタール	太田	国 (農林水産省)
27	平成12. 2. 1	横沢公園の松	2 本	太田	大仙市
28	平成12. 2. 1	白山神社の松	1 本	太田	白山神社
29	平成12. 2. 1	四ツ橋の松	1 本	太田	個人
30	平成15. 4. 1	甚ねん霧氷ブナ	2 本	太田	個人
31	平成16. 2. 1	長左衛門のサワラの垣根	1 組	太田	個人
32	平成17. 3. 1	日暮の一本スギ	1 本	協和	淀川財産区
33	平成31. 4. 24	角間川給人屋敷のモミ群	9 本	大曲	個人

4 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
1	212-8-1	大曲城堡	大曲	城跡	
2	212-8-2	石造五重塔	大曲	石造塔婆	県指定有形文化財（彫刻）
3	212-8-3	土屋館	大曲	遺物包含地	
4	212-8-4	館の下	大曲	遺物包含地	
5	212-8-5	大川寺画像碑	大曲	板碑	市指定有形文化財（考古資料）
6	212-8-6	大日碑	大曲	板碑	
7	212-8-7	塩谷家 永和碑	大曲	板碑	市指定有形文化財（考古資料）
8	212-8-8	古四王神社康暦碑	大曲	板碑	
9	212-8-9	四十二館	大曲	館跡	県指定史跡
10	212-8-10	浄蓮寺墓地大日碑	大曲	板碑	
11	212-8-11	旧喜福院墓地画像碑	大曲	板碑	市指定有形文化財（考古資料）
12	212-8-12	鳥居Ⅱ	大曲	遺物包含地	
13	212-8-13	鳥居Ⅰ	大曲	遺物包含地	
14	212-8-14	成沢Ⅲ	大曲	遺物包含地	
15	212-8-15	成沢Ⅰ	大曲	遺物包含地	
16	212-8-16	成沢窯跡	大曲	窯跡	
17	212-8-17	成沢Ⅱ	大曲	遺物包含地	
18	212-8-18	宇津台	大曲	遺物包含地	
19	212-8-19	仁応寺Ⅰ	大曲	遺物包含地	
20	212-8-20	仁応寺Ⅱ	大曲	遺物包含地	
21	212-8-21	深山	大曲	遺物包含地	
22	212-8-22	中沢Ⅰ	大曲	遺物包含地	
23	212-8-23	中沢Ⅱ	大曲	遺物包含地	
24	212-8-24	高寺経塚	大曲	経塚	
25	212-8-25	九十九沢窯跡	大曲	窯跡	
26	212-8-26	上野Ⅰ	大曲	遺物包含地	
27	212-8-27	藤木	大曲	遺物包含地	
28	212-8-28	怒	大曲	遺物包含地	
29	212-8-29	前村館	大曲	館跡	
30	212-8-30	松山城	大曲	城跡	
31	212-8-31	前崎山城	大曲	城跡	
32	212-8-32	高寺山城	大曲	城跡	
33	212-8-33	三浦館	大曲	館跡	
34	212-8-34	成沢館	大曲	館跡	
35	212-8-35	孔雀城	大曲	城跡	
36	212-8-36	戸蔭城	大曲	城跡	
37	212-8-37	大槻城	大曲	城跡	
38	212-8-38	佐戸館	大曲	館跡	
39	212-8-39	殿屋敷	大曲	館跡	
40	212-8-40	吉清館	大曲	館跡	
41	212-8-41	河野目城	大曲	城跡	
42	212-8-42	保谷城	大曲	城跡	
43	212-8-43	門野目城	大曲	城跡	
44	212-8-44	七頭館	大曲	館跡	
45	212-8-45	大館城	大曲	城跡	
46	212-8-46	大曲城	大曲	城跡	
47	212-8-47	土屋館	大曲	館跡	
48	212-8-48	藤原友利館	大曲	館跡	
49	212-8-49	下田谷地	大曲	遺物包含地	
50	212-8-50	太田	大曲	遺物包含地	
51	212-8-51	大関	大曲	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
52	212-8-52	石神	大曲	館跡	
53	212-8-53	大日碑	大曲	板碑	
54	212-8-54	蛭川Ⅰ	大曲	遺物包含地	
55	212-8-55	蛭川Ⅱ	大曲	遺物包含地	
56	212-8-56	荒山台	大曲	遺物包含地	
57	212-8-57	上葛野	大曲	遺物包含地	
58	212-8-58	中嶋	大曲	遺物包含地	
59	212-8-59	切上	大曲	遺物包含地	
60	212-8-60	上嘉町	大曲	遺物包含地	
61	212-8-61	下嘉町	大曲	遺物包含地	
62	212-8-62	鳥屋場	大曲	遺物包含地	
63	212-8-63	東田	大曲	遺物包含地	
64	212-8-64	下新谷地	大曲	遺物包含地	
65	212-8-65	諸又	大曲	遺物包含地	
66	212-8-66	水木田	大曲	墓地	
67	212-8-67	半在家	大曲	農耕・祭祀	
68	212-8-68	御前井	大曲	井戸	市指定史跡
69	212-8-69	上野Ⅱ	大曲	遺物包含地	
70	212-45-1	三本杉経塚	神岡	経塚	
71	212-45-2	三本杉一里塚	神岡	一里塚	県指定史跡
72	212-45-3	龍蔵寺館	神岡	館跡	
73	212-45-4	龍蔵台経塚	神岡	経塚	
74	212-45-5	萩の台	神岡	遺物包含地	
75	212-45-6	八石	神岡	遺物包含地	
76	212-45-7	上高野	神岡	遺物包含地	
77	212-45-8	小豆沢一里塚	神岡	一里塚	
78	212-45-9	高野Ⅰ	神岡	遺物包含地	
79	212-45-10	高野Ⅱ	神岡	遺物包含地	
80	212-45-11	坊ヶ沢	神岡	遺物包含地	
81	212-45-12	笹倉	神岡	遺物包含地	
82	212-45-13	富樫館	神岡	館跡	
83	212-45-14	神宮寺掃部館	神岡	館跡	
84	212-45-15	愛宕下	神岡	遺物包含地	
85	212-45-16	小沢	神岡	遺物包含地	
86	212-45-17	小沢窯跡	神岡	窯跡	
87	212-45-18	落貝	神岡	遺物包含地	
88	212-45-19	薬師	神岡	遺物包含地	
89	212-45-20	茨野	神岡	遺物包含地	
90	212-45-21	布田谷地	神岡	集落跡	
91	212-45-22	沖田Ⅰ	神岡	遺物包含地	
92	212-45-23	沖田Ⅱ	神岡	遺物包含地	
93	212-45-24	新山	神岡	集落跡	
94	212-45-25	笹倉Ⅱ	神岡	遺物包含地	
95	212-45-26	北檜岡中野	神岡	集落跡	
96	212-45-27	船戸	神岡	集落跡	
97	212-45-28	北檜岡中嶋	神岡	集落跡	
98	212-46-1	上ノ台	西仙北	遺物包含地	
99	212-46-2	四階沢	西仙北	遺物包含地	
100	212-46-3	一卜鶴台	西仙北	遺物包含地	
101	212-46-4	上雨堤Ⅰ	西仙北	遺物包含地	
102	212-46-5	上雨堤Ⅱ	西仙北	遺物包含地	
103	212-46-6	金精野	西仙北	遺物包含地	
104	212-46-7	刈布沢	西仙北	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
105	212-46-8	殿屋敷	西仙北	遺物包含地	
106	212-46-9	大楽Ⅰ	西仙北	遺物包含地	
107	212-46-10	大楽Ⅱ	西仙北	経塚	
108	212-46-11	小又口	西仙北	遺物包含地	
109	212-46-12	心像西野経塚	西仙北	経塚	
110	212-46-13	寺村	西仙北	遺物包含地	
111	212-46-14	市道	西仙北	遺物包含地	
112	212-46-15	心像市道の窯跡	西仙北	窯跡	県指定史跡
113	212-46-16	常野	西仙北	遺物包含地	
114	212-46-17	高城Ⅰ	西仙北	遺物包含地	
115	212-46-18	杉山田	西仙北	遺物包含地	
116	212-46-19	角間沢	西仙北	遺物包含地	
117	212-46-20	上野台Ⅰ	西仙北	遺物包含地	
118	212-46-21	上野台Ⅱ	西仙北	遺物包含地	
119	212-46-22	上野台Ⅲ	西仙北	遺物包含地	
120	212-46-23	上野台Ⅳ	西仙北	遺物包含地	
121	212-46-24	上野台Ⅴ	西仙北	遺物包含地	
122	212-46-25	上野台Ⅵ	西仙北	遺物包含地	
123	212-46-26	上野台Ⅶ	西仙北	遺物包含地	
124	212-46-27	上野台Ⅷ	西仙北	遺物包含地	
125	212-46-28	上野台Ⅸ	西仙北	遺物包含地	
126	212-46-29	柏台	西仙北	遺物包含地	
127	212-46-30	御本陣跡	西仙北	御憩館跡	
128	212-46-31	寄騎館（跡）	西仙北	館跡	
129	212-46-32	茶臼館	西仙北	館跡	
130	212-46-33	黒沢館	西仙北	館跡	
131	212-46-34	岩井堂	西仙北	館跡	
132	212-46-35	朝夷奈古柵	西仙北	館跡	
133	212-46-36	館坡	西仙北	館跡	
134	212-46-37	館ノ城	西仙北	館跡	
135	212-46-38	高城Ⅱ	西仙北	館跡	
136	212-46-39	白坂館	西仙北	館跡	
137	212-46-40	御番所跡	西仙北	番所跡	
138	212-46-41	亀田街道跡	西仙北	街道跡	市指定史跡
139	212-46-42	キツカ沢館	西仙北	館跡	
140	212-46-43	鳥声館	西仙北	館跡	
141	212-46-44	称宜館	西仙北	館跡	
142	212-46-45	弥助堰	西仙北	堰跡	市指定史跡
143	212-46-46	上野台Ⅹ	西仙北	遺物包含地	
144	212-46-47	上野台Ⅺ	西仙北	遺物包含地	
145	212-46-48	戸川堤沢Ⅰ	西仙北	遺物包含地	
146	212-46-49	戸川堤沢Ⅱ	西仙北	遺物包含地	
147	212-46-50	上野台Ⅻ	西仙北	遺物包含地	
148	212-46-51	寺沢	西仙北	遺物包含地	
149	212-46-52	大巻	西仙北	遺物包含地	
150	212-46-53	笹原台	西仙北	遺物包含地	
151	212-46-54	窪	西仙北	遺物包含地	
152	212-46-55	大川端道ノ上	西仙北	集落跡	
153	212-49-1	金鎧	中仙	遺物包含地	
154	212-49-2	尻長	中仙	遺物包含地	
-	212-49-3	欠番（旧尻長Ⅱ）	中仙		
-	212-49-4	欠番（旧尻長Ⅲ）	中仙		
-	212-49-5	欠番（旧尻長Ⅳ）	中仙		

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
155	212-49-6	寺屋敷	中仙	寺跡	
156	212-49-7	殿村Ⅰ	中仙	遺物包含地	
157	212-49-8	殿村Ⅱ	中仙	遺物包含地	
158	212-49-9	殿村Ⅲ	中仙	遺物包含地	
159	212-49-10	三尺	中仙	遺物包含地	
160	212-49-11	鶴田	中仙	遺物包含地	
161	212-49-12	高野	中仙	遺物包含地	
162	212-49-13	上高野	中仙	遺物包含地	
163	212-49-14	新処	中仙	遺物包含地	
164	212-49-15	田屋敷の杉	中仙	遺物包含地	
165	212-49-16	行人塚Ⅰ	中仙	遺物包含地	
166	212-49-17	行人塚Ⅱ	中仙	遺物包含地	
167	212-49-18	行人塚Ⅲ	中仙	遺物包含地	
168	212-49-19	熊野神社	中仙	遺物包含地	
169	212-49-20	野口内城	中仙	館跡	
170	212-49-21	野口Ⅰ	中仙	遺物包含地	
171	212-49-22	野口Ⅱ	中仙	遺物包含地	
172	212-49-23	春日	中仙	遺物包含地	
173	212-49-24	館越	中仙	遺物包含地	
174	212-49-25	堰合	中仙	遺物包含地	
175	212-49-26	七ツ釜	中仙	散布地	
176	212-49-27	大形	中仙	遺物包含地	
177	212-49-28	南谷地	中仙	遺物包含地	
178	212-49-29	立石堤	中仙	遺物包含地	
179	212-49-30	極楽野Ⅰ	中仙	遺物包含地	
180	212-49-31	極楽野Ⅱ	中仙	遺物包含地	
181	212-49-32	極楽野Ⅲ	中仙	遺物包含地	
182	212-49-33	極楽野Ⅳ	中仙	遺物包含地	
183	212-49-34	極楽野Ⅴ	中仙	遺物包含地	
184	212-49-35	舟コ山	中仙	遺物包含地	
185	212-49-36	大根田	中仙	遺物包含地	
186	212-49-37	八乙女城	中仙	館跡	
187	212-49-38	紫嶋山慈恩寺	中仙	寺院跡	
188	212-49-39	下谷地	中仙	遺物包含地	
189	212-49-40	長野山	中仙	遺物包含地	
190	212-49-41	古館	中仙	出土地跡	
191	212-49-42	源勝寺	中仙	寺跡	
192	212-49-43	紫嶋城	中仙	館跡	
193	212-49-44	幕林経塚	中仙	塚跡	
194	212-49-45	開南経塚	中仙	塚跡	
195	212-49-46	開北経塚	中仙	塚跡	
196	212-49-47	六部塚	中仙	塚跡	
197	212-49-48	鍛冶屋敷	中仙	鍛冶跡	
198	212-49-49	長野鉄山	中仙	砂鉄精錬所跡	
199	212-49-50	遠藤野城	中仙	館跡	
200	212-49-51	鍵見内城	中仙	館跡	
201	212-49-52	大堀野南原	中仙	遺物包含地	
202	212-49-53	旭田	中仙	遺物包含地	
203	212-49-54	一里塚のサイカチ	中仙	塚跡	市指定天然記念物
204	212-49-55	羽黒杉Ⅰ	中仙	遺物包含地	
205	212-49-56	羽黒杉Ⅱ	中仙	遺物包含地	
206	212-49-57	中西	中仙	遺物包含地	
207	212-49-58	松ヶ窪	中仙	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
208	212-49-59	新田Ⅰ	中仙	遺物包含地	
209	212-49-60	新田Ⅱ	中仙	遺物包含地	
210	212-49-61	肥前Ⅰ	中仙	遺物包含地	
211	212-49-62	肥前Ⅱ	中仙	遺物包含地	
212	212-49-63	肥前Ⅲ	中仙	遺物包含地	
213	212-49-64	十六沢城	中仙	館跡	
214	212-49-65	小滝	中仙	遺物包含地	
215	212-49-66	小滝山	中仙	遺物包含地	
216	212-49-67	扇形	中仙	遺物包含地	
217	212-49-68	フカウジ	中仙	遺物包含地	
218	212-49-69	伝次郎塚	中仙	遺物包含地	
219	212-49-70	お金塚	中仙	遺物包含地	
220	212-49-71	白岩街道傍堤	中仙	遺物包含地	
221	212-49-72	上の山館	中仙	館跡	
222	212-49-73	伊勢の腰館	中仙	館跡	
223	212-49-74	南松の木	中仙	遺物包含地	
224	212-49-75	清水谷地Ⅰ	中仙	遺物包含地	
225	212-49-76	清水谷地Ⅱ	中仙	遺物包含地	
226	212-49-77	白岩街道	中仙	街道跡	
227	212-49-78	清水の上	中仙	遺物包含地	
228	212-49-79	久保	中仙	遺物包含地	
229	212-49-80	十二林	中仙	遺物包含地	
230	212-49-81	三棟谷地	中仙	出土地跡	
231	212-49-82	下堰	中仙	堰跡	
232	212-49-83	下川原経塚	中仙	塚跡	
233	212-49-84	葛川城	中仙	館跡	
234	212-49-85	内城	中仙	館跡	
235	212-49-86	安楽寺	中仙	寺院跡	
236	212-49-87	豊川谷地	中仙	遺物包含地	
237	212-49-88	田川	中仙	柵跡	
238	212-49-89	栗沢窯	中仙	窯跡	
239	212-49-90	内城	中仙	館跡	
240	212-49-91	大神成窯	中仙	窯跡	
241	212-49-92	熊野堂	中仙	遺物包含地	
242	212-49-93	下道満	中仙	遺物包含地	
243	212-49-94	小鳥田Ⅰ	中仙	遺物包含地	
244	212-49-95	小鳥田Ⅱ	中仙	遺物包含地	
245	212-49-96	上大蔵	中仙	遺物包含地	
246	212-49-97	鶴田Ⅱ	中仙	遺物包含地	
247	212-49-98	下大蔵Ⅰ	中仙	遺物包含地	
248	212-49-99	下大蔵Ⅱ	中仙	遺物包含地	
249	212-49-100	下大蔵Ⅲ	中仙	遺物包含地	
250	212-49-101	水上	中仙	遺物包含地	
251	212-49-102	鑓見内七曲	中仙	遺物包含地	
252	212-49-103	北谷地	中仙	遺物包含地	
253	212-49-104	板屋Ⅰ	中仙	遺物包含地	
254	212-49-105	板屋Ⅱ	中仙	遺物包含地	
255	212-49-106	矢野	中仙	遺物包含地	
256	212-49-107	北大吹	中仙	遺物包含地	
257	212-49-108	桑田	中仙	遺物包含地	
258	212-49-109	水畑屋甲	中仙	遺物包含地	
259	212-49-110	水畑屋乙	中仙	遺物包含地	
260	212-49-111	館腰Ⅱ	中仙	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
261	212-49-112	大面Ⅰ	中仙	遺物包含地	
262	212-49-113	梁場	中仙	遺物包含地	
263	212-49-114	大面Ⅱ	中仙	遺物包含地	
264	212-49-115	館ノ内Ⅰ	中仙	散布地	
265	212-49-116	館ノ内Ⅱ	中仙	散布地	
266	212-49-117	館ノ内Ⅲ	中仙	散布地	
267	212-49-118	館ノ内Ⅳ	中仙	散布地	
268	212-49-119	鶯野城	中仙	館跡	
269	212-49-120	内野中城	中仙	館跡	
270	212-49-121	館山城	中仙	館跡	
271	212-49-122	鶴田Ⅲ	中仙	集落跡	
272	212-49-123	上黒土	中仙	集落跡	
273	212-51-1	岸館	協和	遺物包含地	
274	212-51-2	岸館城	協和	館跡	
275	212-51-3	唐松城	協和	館跡	市指定史跡
276	212-51-4	唐松林館	協和	館跡	
277	212-51-5	中島	協和	遺物包含地	
278	212-51-6	西町後	協和	遺物包含地	
279	212-51-7	和田の台Ⅰ	協和	遺物包含地	
280	212-51-8	和田の台Ⅱ	協和	遺物包含地	
281	212-51-9	和田の台Ⅲ	協和	遺物包含地	
282	212-51-10	川又	協和	遺物包含地	
283	212-51-11	館の沢城	協和	館跡	
284	212-51-12	五百刈田	協和	遺物包含地	
285	212-51-13	坊台	協和	遺物包含地	
286	212-51-14	長者森館	協和	館跡	
287	212-51-15	鷲ノ巣	協和	遺物包含地	
288	212-51-16	大館城	協和	館跡	
289	212-51-17	中野	協和	遺物包含地	
290	212-51-18	下谷地	協和	遺物包含地	
291	212-51-19	荒川城	協和	館跡	
292	212-51-20	平城	協和	館跡	
293	212-51-21	野崎	協和	遺物包含地	
294	212-51-22	上野崎	協和	遺物包含地	
295	212-51-23	宮田	協和	遺物包含地	
296	212-51-24	新田表	協和	遺物包含地	
297	212-51-25	米ヶ森下	協和	遺物包含地	
298	212-51-26	米ヶ森	協和	遺物包含地	
299	212-51-27	横道城	協和	館跡	
300	212-51-28	荒川鉦山	協和	遺物包含地	
301	212-51-29	石森城	協和	館跡	
302	212-51-30	長者森	協和	遺物包含地	
303	212-51-31	番屋沢	協和	遺物包含地	
304	212-51-32	小畑城	協和	館跡	
305	212-51-33	向小山	協和	遺物包含地	
306	212-51-34	左馬之介館	協和	館跡	
307	212-51-35	大森城	協和	館跡	
308	212-51-36	奥山出口	協和	遺物包含地	
309	212-51-37	樺坂城	協和	館跡	
310	212-51-38	湯ノ沢城	協和	館跡	
311	212-51-39	岩瀬	協和	遺物包含地	
312	212-51-40	馬館	協和	館跡	
313	212-51-41	白滝	協和	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
314	212-51-42	中沢	協和	遺物包含地	
315	212-51-43	根岸館	協和	館跡	
316	212-51-44	高寺館	協和	館跡	
317	212-51-45	峰吉川中村	協和	集落跡	
318	212-51-46	合貝	協和	遺物包含地	
319	212-51-47	大袋	協和	遺物包含地	
320	212-51-48	館沢城	協和	館跡	
321	212-51-49	内城	協和	館跡	
322	212-51-50	一ノ渡	協和	遺物包含地	
323	212-51-51	深堀館	協和	館跡	
324	212-51-52	金ヶ沢	協和	遺物包含地	
325	212-51-53	中野	協和	遺物包含地	
326	212-51-54	野田Ⅰ	協和	遺物包含地	
327	212-51-55	野田Ⅱ	協和	遺物包含地	
328	212-51-56	野田Ⅲ	協和	遺物包含地	
329	212-51-57	野田Ⅳ	協和	遺物包含地	
330	212-51-58	宇津野	協和	遺物包含地	
331	212-51-59	ニゼ館	協和	館跡	
332	212-51-60	沢内Ⅰ	協和	遺物包含地	
333	212-51-61	沢内Ⅱ	協和	遺物包含地	
334	212-51-62	沢内Ⅲ	協和	遺物包含地	
335	212-51-63	中庄内Ⅰ	協和	遺物包含地	
336	212-51-64	中庄内Ⅱ	協和	遺物包含地	
337	212-51-65	上庄内	協和	遺物包含地	
338	212-51-66	びんだれ	協和	遺物包含地	
339	212-51-67	岩屋山	協和	遺物包含地	
340	212-51-68	館野	協和	遺物包含地	
341	212-51-69	上総介館	協和	館跡	
342	212-51-70	日暮	協和	遺物包含地	
343	212-51-71	石神館	協和	館跡	
344	212-51-72	中村	協和	遺物包含地	
345	212-51-73	西台館	協和	館跡	
346	212-51-74	中里	協和	遺物包含地	
347	212-51-75	白岩城	協和	館跡	
348	212-51-76	小佛	協和	遺物包含地	
349	212-51-77	馬場城	協和	館跡	
350	212-51-78	太田台Ⅰ	協和	遺物包含地	
351	212-51-79	太田台Ⅱ	協和	遺物包含地	
352	212-51-80	高野	協和	遺物包含地	
353	212-51-81	川口館	協和	館跡	
354	212-51-82	柿ノ木	協和	遺物包含地	
355	212-51-83	寺の上Ⅰ	協和	遺物包含地	
356	212-51-84	寺の上Ⅱ	協和	遺物包含地	
357	212-51-85	木形台Ⅰ	協和	遺物包含地	
358	212-51-86	木形台Ⅱ	協和	遺物包含地	
359	212-51-87	太平山	協和	遺物包含地	
360	212-51-88	鏡台	協和	遺物包含地	
361	212-51-89	大谷地	協和	遺物包含地	
362	212-51-90	上ノ山Ⅰ	協和	遺物包含地	
363	212-51-91	上ノ山Ⅱ	協和	遺物包含地	
364	212-51-92	和田	協和	遺物包含地	
365	212-51-93	向合貝	協和	遺物包含地	
366	212-51-94	下宇津野	協和	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
367	212-51-95	野田Ⅵ	協和	遺物包含地	
368	212-51-96	上中野Ⅰ	協和	遺物包含地	
369	212-51-97	上中野Ⅱ	協和	遺物包含地	
370	212-51-98	上中野Ⅲ	協和	遺物包含地	
371	212-51-99	長者森Ⅱ	協和	遺物包含地	
372	212-51-100	台林	協和	遺物包含地	
373	212-51-101	新田表Ⅱ	協和	集落跡	
374	212-51-102	野田Ⅴ	協和	遺物包含地	
375	212-51-103	大明神	協和	遺物包含地	
376	212-51-104	杉田	協和	遺物包含地	
377	212-51-105	下鏡台	協和	遺物包含地	
378	212-51-106	上野	協和		
379	212-51-107	岸館塚群	協和	塚群・墳墓	
380	212-51-108	半仙	協和	集落跡	
381	212-51-109	寄騎館（遺跡）	協和	集落跡	
382	212-51-110	新田大川端	協和	集落跡	
383	212-51-111	小平沢出口	協和	散布地	
384	212-52-1	平形館	南外	館跡	
385	212-52-2	木直沢館	南外	館跡	
386	212-52-3	猿倉沢館	南外	館跡	
387	212-52-4	檜岡城	南外	城跡	
388	212-52-5	北田	南外	遺物包含地	
389	212-52-6	檀ノ平館	南外	館跡	
390	212-52-7	山王台	南外	遺物包含地	
391	212-52-8	甕コ沢窯跡	南外	窯跡	市指定史跡
392	212-52-9	桧山腰窯跡	南外	窯跡	県指定史跡
393	212-52-10	大畑窯跡	南外	窯跡	県指定史跡
394	212-52-11	大畑	南外	遺物包含地	
395	212-52-12	大畑潜沢	南外	遺物包含地	
396	212-52-13	赤平後野	南外	遺物包含地	
397	212-52-14	平家館	南外	館跡	
398	212-52-15	六郎沢館	南外	館跡	
399	212-52-16	悪戸野	南外	遺物包含地	
400	212-52-17	荒屋布	南外	遺物包含地	
401	212-52-18	太郎坊館	南外	館跡	
402	212-52-19	林ノ沢	南外	遺物包含地	
403	212-52-20	大小手館	南外	館跡	
404	212-52-21	天神森館	南外	館跡	
405	212-52-22	大巻館	南外	館跡	
406	212-52-23	大向	南外	遺物包含地	
407	212-52-24	大向館	南外	館跡	
408	212-52-25	薬師堂館	南外	館跡	
409	212-52-26	松木田館	南外	館跡	
410	212-52-27	湯元館	南外	館跡	
411	212-52-28	中野	南外	遺物包含地	
412	212-52-29	巢ノ沢	南外	遺物包含地	
413	212-52-30	下滝館	南外	館跡	
414	212-52-31	大黒森	南外	遺物包含地	
415	212-52-32	小出Ⅳ	南外	遺物包含地	
416	212-52-33	北田山田ヶ沢Ⅰ	南外	遺物包含地	
417	212-52-34	北田山田ヶ沢Ⅱ	南外	遺物包含地	
418	212-52-35	林ノ沢Ⅱ	南外	遺物包含地	
419	212-52-36	水沢	南外	遺物包含地	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
420	212-52-37	檜岡焼大杉古窯	南外	窯跡	
421	212-52-38	小出Ⅰ	南外	集落跡	
422	212-52-39	小出Ⅱ	南外	集落跡	
423	212-52-40	小出Ⅲ	南外	集落跡	
424	212-52-41	大畑潜沢Ⅱ	南外	遺物包含地	
425	212-52-42	大畑潜沢Ⅲ	南外	遺物包含地	
426	212-52-43	蓮花寺	南外	遺物包含地	
427	212-52-44	下湯ノ又	南外	集落跡	
428	212-52-45	十二袋	南外	遺物包含地	
429	212-52-46	西板戸	南外	集落跡	
430	212-53-1	払田柵跡	仙北	古代城柵	国指定史跡
431	212-53-2	繁昌Ⅰ	仙北	遺物包含地	
432	212-53-3	繁昌Ⅱ	仙北	遺物包含地	
433	212-53-4	上高梨	仙北	遺物包含地	
434	212-53-5	堀田城	仙北	館跡	
435	212-53-6	境田城	仙北	館跡	
436	212-53-7	杉ノ下Ⅰ	仙北	遺物包含地	
437	212-53-8	荒巻	仙北	遺物包含地	
438	212-53-9	鍛冶屋敷	仙北	遺物包含地	
439	212-53-10	西一ツ森	仙北	遺物包含地	
440	212-53-11	上り場Ⅰ	仙北	遺物包含地	
441	212-53-12	上り場Ⅱ	仙北	遺物包含地	
442	212-53-13	四十八	仙北	遺物包含地	
443	212-53-14	中村	仙北	遺物包含地	
444	212-53-15	百目木	仙北	遺物包含地	
445	212-53-16	穂田原	仙北	遺物包含地	
446	212-53-17	南谷地村	仙北	遺物包含地	
447	212-53-18	弥平エ谷地	仙北	遺物包含地	
448	212-53-19	一ツ森	仙北	遺物包含地	
449	212-53-20	杉ノ下Ⅱ	仙北	遺物包含地	
450	212-53-21	星宮Ⅱ	仙北	遺物包含地	
451	212-53-22	星宮	仙北	遺物包含地	
452	212-53-23	星宮Ⅲ	仙北	遺物包含地	
453	212-53-24	堰口	仙北	遺物包含地	
454	212-53-25	田ノ尻	仙北	遺物包含地	
455	212-53-26	杉ノ下Ⅲ	仙北	遺物包含地	
456	212-53-27	観音堂	仙北	遺物包含地	
457	212-53-28	北畑	仙北	遺物包含地	
458	212-53-29	一ツ森Ⅱ	仙北	遺物包含地	
459	212-53-30	八幡堂	仙北	遺物包含地	
460	212-53-31	下払田	仙北	遺物包含地	
461	212-53-32	下川原	仙北	遺物包含地	
462	212-53-33	二井関	仙北	遺物包含地	
463	212-53-34	厨川谷地	仙北	古代祭祀跡	
464	212-55-1	上の台	太田	館跡	
465	212-55-2	バチ沢	太田	館跡	
466	212-55-3	馬場野	太田	館跡	
467	212-55-4	大信田	太田	遺物包含地	
468	212-55-5	惣行山	太田	館跡	
469	212-55-6	惣行小坂	太田	遺物包含地	
470	212-55-7	五郎左エ門館	太田	館跡	
471	212-55-8	金井伝野	太田	遺物包含地	
472	212-55-9	源太寺	太田	寺跡	

番号	遺跡番号	遺跡名	地域	種別	備考
473	212-55-10	寺屋敷	太田	遺物包含地	
474	212-55-11	太田城跡	太田	館跡	市指定史跡
475	212-55-12	御堰	太田	堰跡	
476	212-55-13	鏡田	太田	遺物包含地	
477	212-55-14	葛堀	太田	遺物包含地	
478	212-55-15	野沢	太田	遺物包含地	
479	212-55-16	駒場城	太田	館跡	
480	212-55-17	羽黒堂	太田	遺物包含地	
481	212-55-18	飯嶋	太田	遺物包含地	
482	212-55-19	小泉	太田	遺物包含地	
483	212-55-20	菖蒲沼	太田	遺物包含地	
484	212-55-21	榊原	太田	遺物包含地	
485	212-55-22	下田	太田	遺物包含地	
486	212-55-23	飯嶋Ⅱ	太田	遺物包含地	
487	212-55-24	堀の内	太田	遺物包含地	
488	212-55-25	横長根館	太田	館跡	
489	212-55-26	前の山館	太田	館跡	
490	212-55-27	築地	太田	社寺跡	

5 大仙市文化財調査報告書一覧

番号	書名	発行年月日
第 1 集	大仙市市内遺跡確認調査報告書	2006.3
第 2 集	大仙市市内遺跡確認調査報告書	2007.3
第 3 集	大仙市市内遺跡確認調査報告書・檜岡焼大杉古窯内容確認調査報告書	2008.3
第 4 集	秋田県大仙市民俗文化調査報告書	2008.9
第 5 集	布田谷地遺跡	2009.2
第 6 集	大仙市市内遺跡確認調査報告書・檜岡焼大杉古窯内容確認調査報告書	2009.3
第 7 集	半在家遺跡	2009.3
第 8 集	大仙市市内遺跡確認調査報告書・檜岡焼大杉古窯内容確認調査報告書	2010.3
第 9 集	鈴木空如資料調査研究事業報告書	2010.3
第 10 集	新山遺跡	2010.3
第 11 集	国指定名勝旧池田氏庭園保存整備管理計画	2010.3
第 12 集	大仙市市内遺跡確認調査報告書	2011.3
第 13 集	沖田Ⅰ遺跡・沖田Ⅱ遺跡	2011.3
第 14 集	鈴木空如資料調査研究事業報告書Ⅱ	2011.3
第 15 集	檜岡焼一 檜岡焼大杉古窯からの出発一	2012.3
第 16 集	市内遺跡確認調査報告書	2012.3
第 17 集	市内遺跡確認調査報告書	2013.3
第 18 集	成沢Ⅱ遺跡内容確認調査報告書	2013.3
第 19 集	市内遺跡確認調査報告書	2014.3
第 20 集	鈴木空如書簡集	2014.3
第 21 集	上野Ⅱ遺跡	2015.2
第 22 集	市内遺跡確認調査報告書・払田柵跡発掘調査報告書	2015.3
第 23 集	市内遺跡確認調査報告書	2016.3
第 24 集	伝次郎塚遺跡	2017.3
第 25 集	市内遺跡確認調査報告書・払田柵跡発掘調査報告書	2017.3
第 26 集	川港のまち角間川・歴史まちづくり事業基本計画	2017.3
第 27 集	市内遺跡確認調査報告書	2018.3
第 28 集	市内遺跡確認調査報告書	2019.3
第 29 集	名勝旧池田氏庭園米蔵及び味噌蔵修理工事報告書	2020.3
第 30 集	市内遺跡確認調査報告書	2020.3
第 31 集	佐藤家住宅調査報告書一大仙市近代和風建築等総合調査事業一	2020.3
第 32 集	市内遺跡確認調査報告書	2021.3
第 33 集	史跡払田柵跡 復元建造物等再整備事業基本計画	2021.3
第 34 集	名勝旧池田氏庭園修復基本計画書	2022.3
第 35 集	旧本郷家住宅保存活用計画	2022.3
第 36 集	市内遺跡確認調査報告書	2022.3

6 旧市町村史一覧

番号	書名	発行年月日
1	大曲市史 第一巻 資料編	1984.5
2	大曲市史 第二巻 通史編	1999.7
3	神岡町史	2002.3
4	西仙北町郷土史 近代編	1976.1
5	西仙北町史 先史～近世編	1995.3
6	中仙町史 通史編	1983.3
7	中仙町史 文化編	1989.3
8	協和町史 上巻	2001.3
9	協和町史 下巻	2002.2
10	南外村史 通史編	2003.6
11	南外村史 資料年表・地名資料	2003.6
12	仙北町史年表・郷土史 追録第一号	1979.5
13	仙北町史年表・郷土史 追録第二号	1986.12
14	仙北町史年表・郷土史 追録第三号	1992.1
15	仙北町史年表・郷土史 追録第四号	2005.3
16	太田町史 通史編	2007.3
17	太田町史 地誌・年表編	2007.3

7 旧市町村文化財調査報告書

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年	地域
1	成沢遺跡発掘調査略報		大曲市教育委員会	1974	大曲
2	四十二館跡発掘調査報告書		大曲市教育委員会	1984	大曲
3	孔雀城跡発掘調査報告書		大曲市教育委員会	1997	大曲
4	大曲の綱引き行事調査報告書		大曲市教育委員会	2003	大曲
5	大曲の綱引き行事 鳥子舞報告書		大曲市教育委員会	2003	大曲
6	笹倉 東高野遺跡発掘報告		武藤鐵城	1955	神岡
7	小沢遺跡発掘調査報告書	神岡町文化財調査報告書	神岡町教育委員会	1990	神岡
8	茨野遺跡	神岡町文化財調査報告書	神岡町教育委員会	2004	神岡
9	刈布沢遺跡発掘調査報告書		西仙北町教育委員会	1980	西仙北
10	上野台遺跡範囲確認調査報告書		西仙北町教育委員会	1999	西仙北
11	上野台遺跡発掘調査報告書		西仙北町教育委員会	2000	西仙北
12	野口遺跡		中仙町教育委員会	1979	中仙
13	米ヶ森遺跡発掘調査報告書		協和町教育委員会	1971	協和
14	米ヶ森遺跡発掘調査報告書		協和町教育委員会	1977	協和
15	木形台Ⅱ遺跡発掘調査報告書	協和町文化財調査報告書第4集	協和町教育委員会	1989	協和
16	木形台Ⅱ遺跡発掘調査報告書	協和町文化財調査報告書第5集	協和町教育委員会	1990	協和
17	新田表Ⅱ遺跡	協和町調査報告書第6集	協和町教育委員会	2002	協和
18	大畑窯跡発掘調査報告書		南外村教育委員会	1981	南外
19	大畑・桧山腰窯跡発掘調査報告書		南外村教育委員会	1992	南外
20	発掘調査された南外村の遺跡		南外村教育委員会	1998	南外
21	史跡松田柵跡環境整備基本計画		仙北町	1989	仙北
22	史跡松田柵跡（ふるさと歴史の広場）事業計画報告書		仙北町	1991	仙北
23	星宮遺跡範囲確認調査報告書	仙北町文化財調査報告書第1集	仙北町教育委員会	1992	仙北
24	松田柵跡	仙北町文化財調査報告書第2集	仙北町	1997	仙北
25	星宮遺跡	仙北町文化財調査報告書第3集	仙北町教育委員会	1999	仙北
26	史跡松田柵跡第2次保存管理計画書	仙北町文化財調査報告書第4集	仙北町	2002	仙北
27	史跡松田柵跡第3次環境整備事業基本計画報告書		仙北町	2004	仙北
28	太田町の4つの中世城館	ふるさとシリーズ第13集	太田町教育委員会	1998	太田

8 国・県による既存の文化財調査報告書一覧（埋蔵文化財以外）

（１）建造物

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	秋田県の民家 秋田県民家緊急調査報告書	秋田県文化財調査報告書第27集	秋田県教育委員会	1973
2	秋田県の近世社寺建築	秋田県文化財調査報告書第187集	秋田県教育委員会	1989
3	秋田県の近代化遺産	秋田県文化財調査報告書第218集	秋田県教育委員会	1992
4	秋田の近代和風建築	秋田県文化財調査報告書第382集	秋田県教育委員会	2004
5	お宝発見ハンドブック～建造物編～		秋田県教育委員会	2005

（２）美術工芸品

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	秋田の獅子頭	秋田県文化財調査報告書第72集	秋田県教育委員会	1997
2	秋田の仏像と寺社什物Ⅱー秋田県南部編ー	秋田県文化財調査報告書第522集	秋田県教育委員会	2021

（３）無形文化財

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	秋田の野鍛冶調査報告書	秋田県文化財調査報告書第76集	秋田県教育委員会	1980
2	秋田の工芸技術	秋田県文化財調査報告書第105集	秋田県教育委員会	1983
3	秋田県の諸職	秋田県文化財調査報告書第202集	秋田県教育委員会	1991
4	お宝発見ハンドブック～工芸技術編～		秋田県教育委員会	2007

（４）民俗文化財

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	秋田の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第2集	秋田県教育委員会	1963
2	秋田の民俗	秋田県文化財調査報告書第7集	秋田県教育委員会	1966
3	秋田の田植習俗	秋田県文化財調査報告書第13集	秋田県教育委員会	1968
4	秋田の酒造用具調査報告	秋田県文化財調査報告書第41集	秋田県教育委員会	1976
5	秋田県民俗分布図	秋田県文化財調査報告書第66集	秋田県教育委員会	1979
6	秋田の農業用具調査報告	秋田県文化財調査報告書第67集	秋田県教育委員会	1979
7	秋田県民俗芸能一覧	秋田県文化財調査報告書第118集	秋田県教育委員会	1984
8	秋田県の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第134集	秋田県教育委員会	1985
9	秋田県の年中行事Ⅰーぼんでんとかしま送りー	秋田県文化財調査報告書第148集	秋田県教育委員会	1986
10	秋田県の年中行事Ⅰー山の神祭りー	秋田県文化財調査報告書第157集	秋田県教育委員会	1987
11	秋田県の民謡	秋田県文化財調査報告書第175集	秋田県教育委員会	1988
12	秋田県の民俗芸能	秋田県文化財調査報告書第227集	秋田県教育委員会	1993
13	秋田県の祭り・行事	秋田県文化財調査報告書第271集	秋田県教育委員会	1997

(5) 記念物

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	秋田県の中世城館	秋田県文化財調査報告書第86集	秋田県教育委員会	1981
2	歴史の道調査報告8 南部羽州街道	秋田県文化財調査報告書第141集	秋田県教育委員会	1986
3	歴史の道調査報告9 刈和野街道	秋田県文化財調査報告書第142集	秋田県教育委員会	1986
4	歴史の道調査報告14 角館街道	秋田県文化財調査報告書第147集	秋田県教育委員会	1986
5	歴史の道調査報告18 亀田街道	秋田県文化財調査報告書第161集	秋田県教育委員会	1987
6	お宝発見ハンドブック～庭園編～		秋田県教育委員会	2006
7	お宝発見ハンドブック～動物植物地質鉱物編～		秋田県教育委員会	2006
8	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書		文化庁	2012
9	名勝に関する総合調査報告書		文化庁	2013

(6) 文化的景観

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	お宝発見ハンドブック～文化的景観編～		秋田県教育委員会	2009
2	日本の文化的景観		文化庁	2005

(7) 埋蔵文化財

番号	書名	シリーズ名	著者名／発行者名	発行年
1	秋田県遺跡地名表（埋蔵文化財包蔵地一覧）	秋田県文化財調査報告書第1集	秋田県教育委員会	1963
2	秋田県遺跡地図（仙北地区版）		秋田県教育委員会	2007

9 秋田県文化財調査報告書（埋蔵文化財発掘調査報告書）

番号	発行年 (西暦)	書名	遺跡名	遺跡番号	関係市町村
第33集	1975	払田柵跡－昭和49年度発掘調査概要－ ＜払田柵跡調査事務所年報1974＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第34集	1975	米ヶ森遺跡分布調査報告書	米ヶ森遺跡	212-51-26	大仙市（旧協和町）
第36集	1976	成沢遺跡発掘調査報告書	成沢遺跡	212-8-16	大仙市（旧大曲市）
第40集	1976	払田柵跡 －昭和50年度発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1975＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第42集	1977	出羽丘陵総合開発事業遺跡分布調査報告書	下田谷地Ⅰ遺跡	212-8-49	大仙市（旧大曲市）
			下田谷地Ⅱ遺跡	212-8-49	大仙市（旧大曲市）
			中沢Ⅱ遺跡	212-8-23	大仙市（旧大曲市）
			中沢Ⅲ遺跡		大仙市（旧大曲市）
			中沢Ⅳ遺跡		大仙市（旧大曲市）
			松山公園遺跡	212-8-30	大仙市（旧大曲市）
			岳下遺跡	212-45-16	大仙市（旧神岡町）
			湯子下遺跡	212-45-16	大仙市（旧神岡町）
			湯子Ⅱ遺跡		大仙市（旧神岡町）
			湯子Ⅲ遺跡		大仙市（旧神岡町）
			蔵ノ木出口遺跡		大仙市（旧神岡町）
			上ノ谷遺跡	212-46-20	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅱ遺跡	212-46-21	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅲ遺跡	212-46-22	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅳ遺跡	212-46-23	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅴ遺跡	212-46-24	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅵ遺跡	212-46-25	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅶ遺跡	212-46-26	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅷ遺跡	212-46-27	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅸ遺跡	212-46-28	大仙市（旧西仙北町）
			上ノ谷Ⅹ遺跡	212-46-47	大仙市（旧西仙北町）
第44集	1977	払田柵跡 －第9次・10次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1976＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第48集	1978	払田柵跡 －第11次・12次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1977＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第55集	1978	出羽丘陵総合開発事業地域内遺跡分布調査報告書	宇津野遺跡	212-51-58	大仙市（旧協和町）
			野田入遺跡		大仙市（旧協和町）
			野田B遺跡		大仙市（旧協和町）
			野田C遺跡		大仙市（旧協和町）
			野田D遺跡		大仙市（旧協和町）
			野田E遺跡		大仙市（旧協和町）
			中野遺跡	212-51-53	大仙市（旧協和町）
			中島B遺跡	212-51-5	大仙市（旧協和町）
			中村遺跡	212-51-72	大仙市（旧協和町）
			太田台A遺跡	212-51-78	大仙市（旧協和町）
			太田台B遺跡	212-51-78	大仙市（旧協和町）
			鎌台遺跡	212-51-88	大仙市（旧協和町）
			太平山遺跡	212-51-87	大仙市（旧協和町）
第65集	1979	払田柵跡 －第12次補足・第13次～22次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1978＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第70集	1980	遺跡分布調査報告書	藤木一本柳谷地遺跡		大仙市（旧大曲市）
第75集	1980	払田柵跡 －第23～30次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1979＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第80集	1981	藤木遺跡・内村遺跡・桐木田遺跡・杉沢台遺跡・竹生遺跡発掘調査概報	藤木遺跡	212-8-27	大仙市（旧大曲市）
第81集	1981	藤木遺跡発掘調査報告書	藤木遺跡	212-8-27	大仙市（旧大曲市）
第87集	1981	払田柵跡 －第31～37次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1980＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第98集	1982	払田柵跡 －第38～45次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1981＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第104集	1983	払田柵跡 －第46～52次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1982＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第113集	1984	払田柵跡 －第49～2～3・53・54次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1983＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第121集	1985	払田柵跡 －第55～59次発掘調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1995＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第122集	1985	払田柵跡Ⅰ－政庁跡－	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第139集	1986	払田柵跡 －第60～第64次調査概要－	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第140集	1986	遺跡詳細分布調査報告書	上雨堤遺跡 岳下遺跡	212-46-5	大仙市（旧西仙北町） 大仙市（旧神岡町）
第149集	1986	上雨堤遺跡発掘調査報告書 －県道本荘・西仙北・角館線改良工事に係る埋蔵文化財発掘調査－	上雨堤遺跡	212-46-5	大仙市（旧西仙北町）
第154集	1987	払田柵跡 －第65次～67次調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1986＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）
第155集	1987	遺跡詳細分布調査報告書	寄騎館遺跡		大仙市（旧協和町）
第166集	1988	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅱ －上ノ山Ⅰ遺跡・館野遺跡・上ノ山Ⅱ遺跡－[上・下・付図]	上ノ山Ⅰ遺跡		大仙市（旧協和町）
			館野遺跡		大仙市（旧協和町）
			上ノ山Ⅱ遺跡		大仙市（旧協和町）
第168集	1988	払田柵跡 －第68次～73次調査概要－＜払田柵跡調査事務所年報1987＞	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市（旧仙北町） 美郷町（旧千畑町）

番号	発行年 (西暦)	書名	遺跡名	遺跡番号	関係市町村
第179集	1989	遺跡詳細分布調査報告書	下田谷地遺跡 太田遺跡 小出Ⅳ遺跡 北田山田ヶ沢Ⅰ遺跡 北田山田ヶ沢Ⅱ遺跡 五百刈田遺跡		大仙市(旧大曲市) 大仙市(旧大曲市) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧協和町)
第180集	1989	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅲ —上野台遺跡・寺沢遺跡・半仙遺跡—	上野台遺跡 寺沢遺跡 半仙遺跡		大仙市(旧西仙北町) 大仙市(旧西仙北町) 大仙市(旧協和町)
第185集	1989	払田柵跡 —第74～78次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1998>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第186集	1989	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅱ(補遺) —上ノ山Ⅱ遺跡—	上ノ山Ⅱ遺跡		大仙市(旧協和町)
第189集	1990	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅳ —下田遺跡・下田谷地遺跡—	下田谷地遺跡		大仙市(旧大曲市)
第191集	1990	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅵ —石神遺跡—	石神遺跡		大仙市(旧大曲市)
第194集	1990	五百刈田遺跡発掘調査報告書 —県道協和・松ヶ崎線緊急地方道路整備工事に係る埋蔵文化財発掘調査—	五百刈田遺跡		大仙市(旧協和町)
第200集	1990	払田柵跡 —第79～83次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1989>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第205集	1991	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅶ —北田山田ヶ沢Ⅰ遺跡・北田山田ヶ沢Ⅱ遺跡・大畑潜沢Ⅱ遺跡・大畑潜沢Ⅲ遺跡—	北田山田ヶ沢Ⅰ遺跡 北田山田ヶ沢Ⅱ遺跡 大畑潜沢Ⅱ遺跡 大畑潜沢Ⅲ遺跡		大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村)
第206集	1991	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅷ —小出Ⅰ遺跡・小出Ⅱ遺跡・小出Ⅲ遺跡・小出Ⅳ遺跡—	小出Ⅰ遺跡 小出Ⅱ遺跡 小出Ⅲ遺跡 小出Ⅳ遺跡		大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村) 大仙市(旧南外村)
第207集	1991	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅸ —太田遺跡—	太田遺跡		大仙市(旧大曲市)
第212集	1991	和田遺跡発掘調査報告書 —県道協和松ヶ崎線緊急地方道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—	和田遺跡	212-51-92	大仙市(旧協和町)
第216集	1991	払田柵跡 —第84～87次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1990>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第217集	1991	遺跡詳細分布調査報告書	和田遺跡	212-51-92	大仙市(旧協和町)
第225集	1992	払田柵跡 —第88～91次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1991>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第238集	1993	払田柵跡 —第92・93次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1992>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第250集	1994	払田柵跡 —第94～97次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1993>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第257集	1995	払田柵跡—第102次調査 —生活圏形成30分道県道大曲田沢湖線に係る埋蔵文化財発掘調査—<払田柵跡調査事務所年報1995>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第258集	1995	払田柵跡 —第98～101次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1994>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第266集	1996	払田柵跡 —第103～106次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1995>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第269集	1997	払田柵跡 —第107～109次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1996>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第277集	1998	寄騎館遺跡 —一般国道13号刈和野バイパス改築事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—	寄騎館遺跡	212-51-109	大仙市(旧協和町)
第280集	1998	払田柵跡 —第110～112次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1997>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第288集	1999	払田柵跡 —第113・114次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1998>	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第289集	1999	払田柵跡Ⅱ —一区画施設—	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第307集	2000	払田柵跡 —第115・116次調査概要—<払田柵跡調査事務所年報1999>—	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第323集	2001	払田柵跡 —第117・118次調査概要—	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第342集	2002	遺跡詳細分布調査報告書	常野遺跡	212-46-16	大仙市(旧西仙北町)
第343集	2002	払田柵跡 —第119・120次調査概要—	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第364集	2003	払田柵跡 —第121次調査概要—	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第365集	2003	遺跡詳細分布調査報告書	薬師遺跡 小島田Ⅰ遺跡 下道満遺跡	212-45-19 212-49-94 212-49-93	大仙市(旧神岡町) 大仙市(旧中仙町) 大仙市(旧中仙町)
第368集	2004	常野遺跡 —主要地方道本荘西仙北角館線緊急地方道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—	常野遺跡	212-46-16	大仙市(旧西仙北町)
第379集	2004	払田柵跡 —払田柵跡—第122～124次調査概要—	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市(旧仙北町) 美郷町(旧千畑町)
第380集	2004	遺跡詳細分布調査報告書	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市・美郷町 (旧仙北町・千畑町)
第385集	2005	小島田Ⅰ遺跡 —県営ほ場整備事業(中仙南部地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—	小島田Ⅰ遺跡	212-49-94	大仙市(旧中仙町)

番号	発行年 (西暦)	書名	遺跡名	遺跡番号	関係市町村
第388集	2005	薬師遺跡 ―一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書―	薬師遺跡	212-45-19	大仙市 (旧神岡町)
第400集	2005	払田柵跡 ―第125次～第128次調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第413集	2006	遺跡詳細分布調査報告書	布田谷地遺跡	212-45-21	大仙市
第414集	2006	払田柵跡 ―第129次～131次調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第420集	2007	詳細分布調査報告書	沖田遺跡	212-45-22	大仙市
第421集	2007	払田柵跡 ―第132～134次調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第433集	2007	布田谷地遺跡 ―一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ―	布田谷地遺跡	212-45-21	大仙市
第438集	2008	払田柵跡 ―第128・131・134次調査 県営ほ場整備事業(土崎・小荒川地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第439集	2008	遺跡詳細分布調査報告書	沖田Ⅱ遺跡	212-45-23	大仙市
第440集	2008	払田柵跡 ―第135・136次調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第443集	2009	沖田・沖田Ⅱ遺跡 ―一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ―	沖田遺跡 沖田Ⅱ遺跡	212-45-22	大仙市 大仙市
第446集	2009	遺跡詳細分布調査報告書	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第447集	2009	払田柵跡 ―第137・138次調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第448集	2009	払田柵跡Ⅲ 長森地区【本編】	払田柵跡 長森地区	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第456集	2010	遺跡詳細分布調査報告書	北檜岡中野遺跡	212-45-26	大仙市
第457集	2010	払田柵跡 ―第139次・第140次調査 関連遺跡の調査―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第458集	2010	秋田県重要遺跡調査報告書Ⅰ 払田柵跡第139次調査・怒遺跡出土遺物	払田柵跡 怒遺跡	212-53-1 434-54-1 212-8-28	大仙市 美郷町 大仙市
第465集	2011	遺跡詳細分布調査報告書	北檜岡中野遺跡	212-45-26	大仙市
第466集	2011	払田柵跡 ―第141次調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第475集	2012	遺跡詳細分布調査報告書	北檜岡中野遺跡 船戸遺跡	212-45-26 212-45-27	大仙市 大仙市
第476集	2012	払田柵跡 ―第142次・第143次調査 関連遺跡の調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第482集	2012	北檜岡中野遺跡 ―一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ―	北檜岡中野遺跡	212-45-26	大仙市
第486集	2013	遺跡詳細分布調査報告書	十二袋遺跡 大川端遺ノ上遺跡 峰吉川中村遺跡	212-52-45 212-46-55 212-51-110	大仙市 大仙市 大仙市
第487集	2013	払田柵跡 ―第144次・第145次調査 関連遺跡の調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第490集	2014	船戸遺跡 ―一般国道13号神宮寺バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ―	船戸遺跡	212-45-27	大仙市
第491集	2014	遺跡詳細分布調査報告書	西板戸遺跡	212-52-46	大仙市
第492集	2014	払田柵跡 ―第146次・第147次調査 関連遺跡の調査概要―	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第495集	2014	払田柵跡―第143・145・147次調査報告書― 県営ほ場整備事業(本堂城回地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ	払田柵跡	212-53-1 434-54-1	大仙市 美郷町
第496集	2015	大川端遺ノ上遺跡 ―雄物川上流河川改修事業(寺館大巻地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ―	大川端遺ノ上遺跡	212-46-55	大仙市
第497集	2015	遺跡詳細分布調査報告書	窪遺跡		大仙市
第501集	2016	西板戸遺跡 ―雄物川上流河川改修事業(西板戸地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書― 窪遺跡	西板戸遺跡 窪遺跡	212-52-46 212-46-54	大仙市 大仙市
第505集	2016	峰吉川中村遺跡 ―雄物川上流河川改修事業(中村芦沢地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ―	峰吉川中村遺跡	212-51-45	大仙市
第524集	2022	峰吉川中村遺跡 ―雄物川上流河川改修事業(中村芦沢地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ―	峰吉川中村遺跡	212-51-45	大仙市
第525集	2022	遺跡詳細分布調査報告書	小平沢出口遺跡	212-51-111	大仙市

令和３年度

「市民による市政評価」
結果報告書
（部分抜粋）

令和３年 10 月

大仙市 企画部 総合政策課

テーマ2 市の文化財について

市には、県内唯一の国宝である「線刻千手観音等鏡像」や国指定重要文化財「古四王神社本殿」、国指定史跡「払田柵跡」、国指定名勝「旧池田氏庭園」など、数多くの指定文化財や貴重な文化遺産が伝承されており、一部は教育や観光などの分野で活用されています。

一方で、こうした文化財(※)は、担い手不足や価値の理解不足などにより散逸や消失の危機にさらされており、保護・保存の取組に加え、観光や地域活性化へのさらなる活用による価値や魅力の発信を通じ、伝承につなげていくサイクルの形成が重要となっています。

この調査では、市民の皆さんから文化財への関心などについてご意見を伺い、今後の文化財の維持や保存、さらなる活用に向けた取組の参考とさせていただきます。

※文化財には、有形・無形のほか国などから指定されている文化財に加え、指定はされていないものの、歴史的に価値のあるものも多数あります。ここでは、こうした歴史的資産をまとめて「文化財」と表記します。

【大仙市の指定文化財の状況】

令和3年3月31日現在

分類	国指定・登録	県指定	市指定	計
有形・無形文化財	18	31	104	153
○有形文化財とは、建造物、美術工芸品、歴史・考古資料等です。 ○無形文化財とは、芸能、工芸技術です。				
有形・無形民俗文化財	2	3	27	32
○有形民俗文化財とは、昔の人が着ていた衣装や使っていた道具など、当時の生活の様子を伝えるものです。 ○無形民俗文化財とは、衣食住や生業、年中行事等にちなみ伝承されてきた唄や踊り、習わしなどです。				
記念物	2	8	45	55
○記念物とは、史跡、名勝、天然記念物です。				
計	22	42	176	240

問1

あなたは、次の指定文化財を知っていますか。また、過去3年以内に見学したことがありますか。あてはまる記号それぞれ1つずつに○をつけてください。

指定文化財	知っていますか	見学したことがありますか
1. 線刻千手観音等鏡像	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
2. 古四王神社本殿	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
3. 刈和野の大綱引き	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
4. 払田柵跡	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
5. 旧池田氏庭園	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
6. 旧池田家住宅洋館	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
7. 強首縦峰苑(旧小山田家住宅)	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
8. 秋田県立農業科学館曲屋	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
9. 奥田酒造店店舗兼主屋	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
10. 旧本郷家住宅	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
11. 鈴木酒造店事務所兼主屋など	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
12. 秋田南外の仕事着	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
13. 唐松神社(奥殿・スギ並木)	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
14. 星宮遺跡出土土偶(遮光器土偶)	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ
15. 鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写	a) はい b) いいえ	a) はい b) いいえ

問2 あなたは、文化財に関心がありますか。あてはまる番号**1つ**に○をつけてください。

1. ある
2. ややある } → 問4へ

3. あまりない
4. ない } → 問3へ

問3 問2で「3.あまりない」、「4.ない」と答えた方にお聞きます。
関心がない理由は何ですか。あてはまる番号**1つ**に○をつけてください。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 歴史をよく知らないから | 2. どのような価値があるのかわからないから |
| 3. 魅力を感じないから | 4. 自分の生活に関わりがないから |
| 5. その他() | |

問4 文化財を保存し、活用する取り組みについてどう思いますか。
あてはまる番号**1つ**に○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 重要である | 2. どちらかと言えば重要である |
| 3. どちらかと言えば重要ではない | 4. 重要ではない |

問5 文化財に関連するイベント等の中で、参加してみたいと思うものは何ですか。
あてはまる番号**3つまで**に○をつけてください。(○は1～3つ)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 文化財を巡るガイドツアー | 2. 文化財のパネル展示 |
| 3. 文化財に関する講座 | 4. 文化財で行われる音楽会等のイベント |
| 5. 文化財について話し合う討論会やセミナー | 6. 文化財を題材にした写真等のコンテスト |
| 7. 土器づくりなどのワークショップ | 8. 伝統芸能などの発表会 |
| 9. その他() | |
| 10. 特になし | |

問6 文化財を保存・活用することについて、課題だと思うことは何ですか。
あてはまる番号**すべて**に○をつけてください。(○はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| 1. 文化財を守る、または活用する担い手の確保 |
| 2. 文化財を守る、または活用するための労力と経費の確保 |
| 3. 文化財を守る、または活用するという市民意識の向上 |
| 4. 文化財の価値や魅力の発信 |
| 5. その他() |
| 6. 特になし |

3. 1. 2 市の文化財について

(観光文化スポーツ部文化財課)

- ◆ 調査目的： 市には、県内唯一の国宝である「線刻千手観音等鏡像」や国指定重要文化財「古四王神社本殿」、国指定史跡「払田柵跡」、国指定名勝「旧池田氏庭園」など、数多くの指定文化財や貴重な文化遺産が伝承されており、一部は教育や観光などの分野で活用されている。

一方で、こうした文化財(※)は、担い手不足や価値の理解不足などにより散逸や消失の危機にさらされており、保護・保存の取組に加え、観光や地域活性化へのさらなる活用による価値や魅力の発信を通じ、伝承につなげていくサイクルの形成が重要となっている。

本調査では、文化財への関心などについてご意見を伺い、今後の文化財の維持や保存、さらなる活用に向けた取組の参考とする。

※文化財には、有形・無形のほか国などから指定されている文化財に加え、指定はされていないものの、歴史的に価値のあるものも多数ある。ここでは、こうした歴史的資産をまとめて「文化財」と表記する。

【問 1】あなたは、次の指定文化財を知っていますか。また、過去 3 年以内に見学したことがありますか。

■知っているか

- 全体的に「知っている」と「知らない」の差が大きく、文化財別の認知度も対照的となっている。
- 文化財別で見ると、「知っている」の割合は「刈和野の大綱引き」が 97.9%で最も高く、次いで「旧池田氏庭園」「払田柵跡」「旧池田家住宅洋館」と、いずれも 9 割以上を占めている。

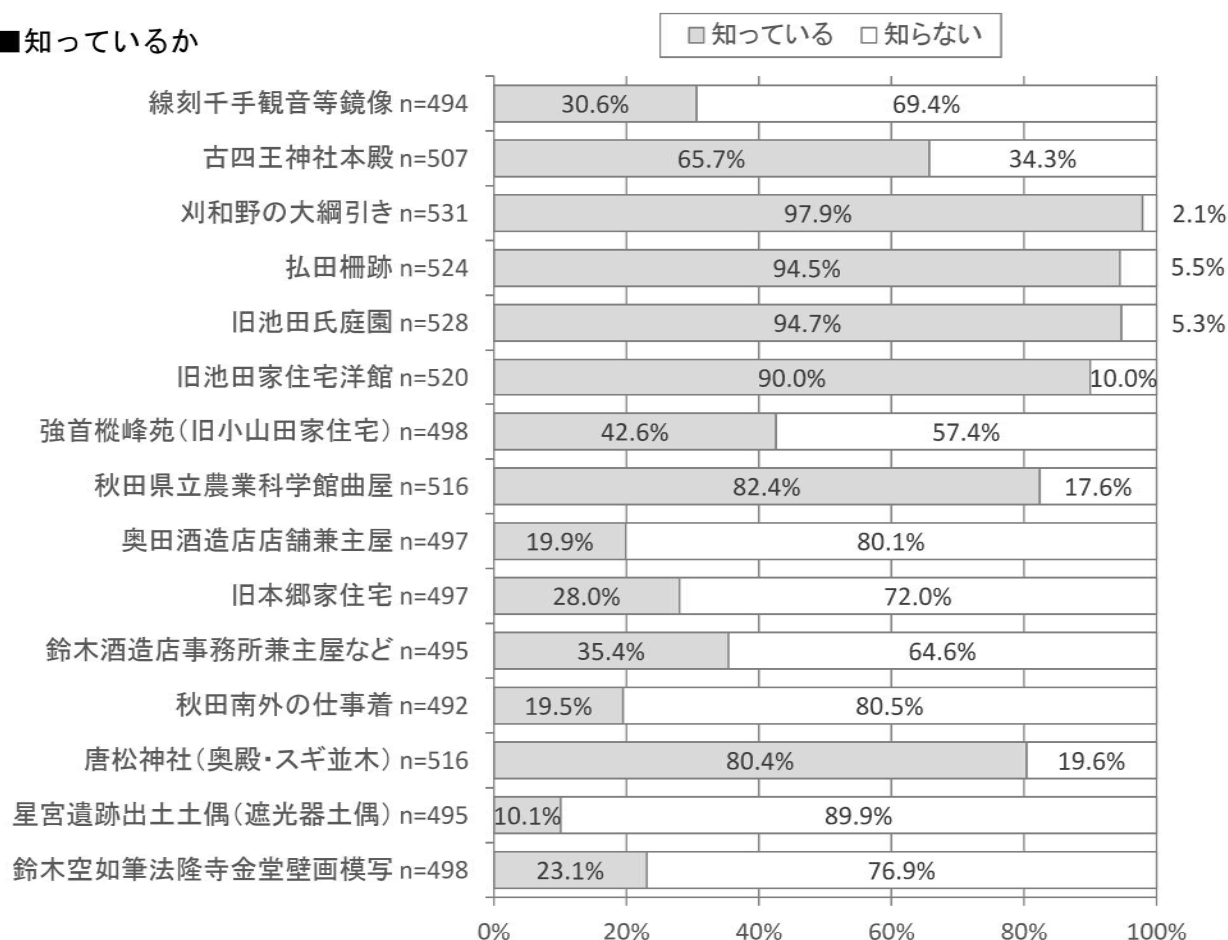
■見学したことがあるか

- 全体的に「見学したことがない」の割合が高くなっており、認知度が高い文化財でも実際に見学したことがある方は少ない結果となっている。
- 文化財別で見ると、「見学したことがある」の割合は「払田柵跡」が 55.0%で最も高くなっているが、半数程度に留まっている。次いで、「秋田県立農業科学館曲屋」が 53.9%となっており、「見学したことがある」が「見学したことがない」を上回っているのはこの 2 項目のみとなっている。

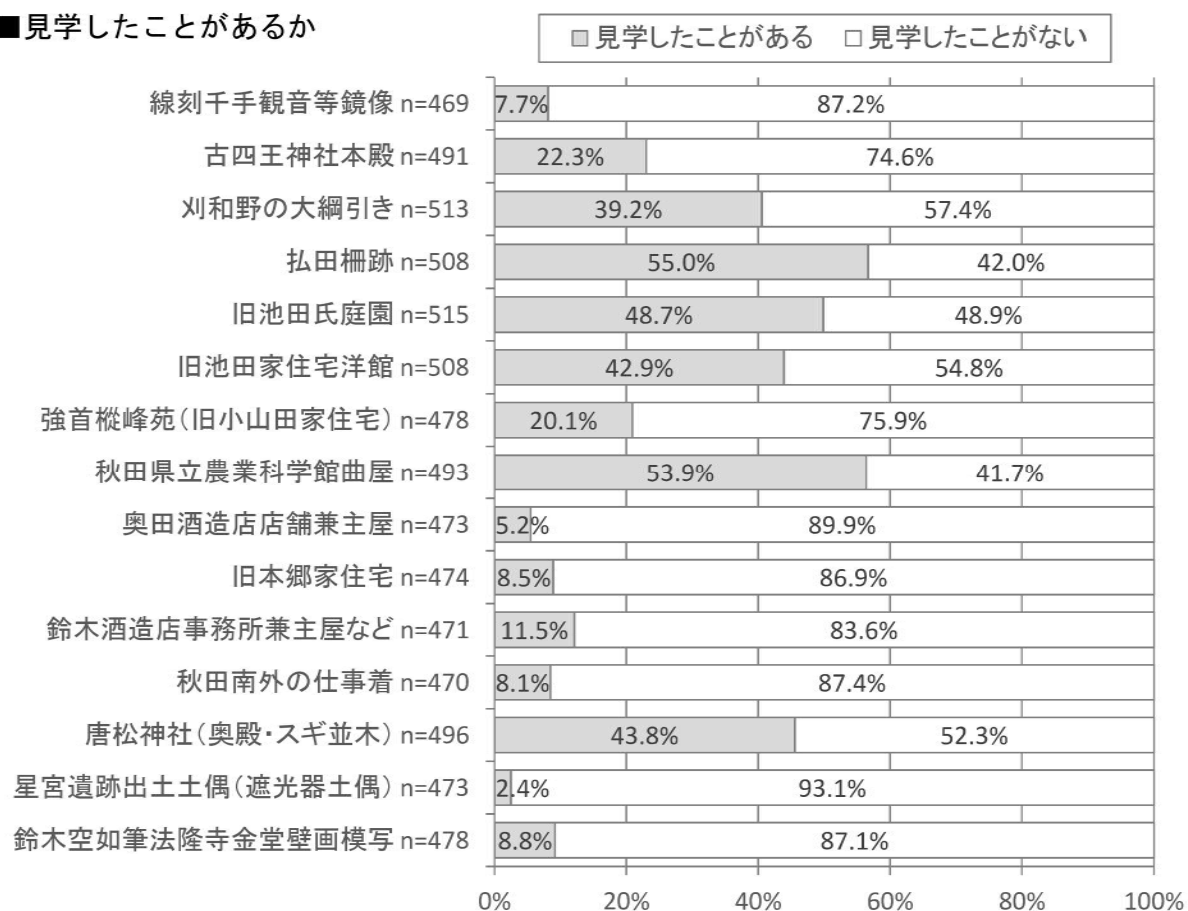
■「知っているか」と「見学したことがあるか」の比較

- 「知っている」と「見学したことがある」の割合の差が大きい文化財は、「古四王神社本殿」「刈和野の大綱引き」「旧池田氏庭園」「旧池田家住宅洋館」で、いずれも差が 40 ポイントを超えており、「刈和野の大綱引き」に関しては 58.7 ポイントの差が生じている。

■知っているか

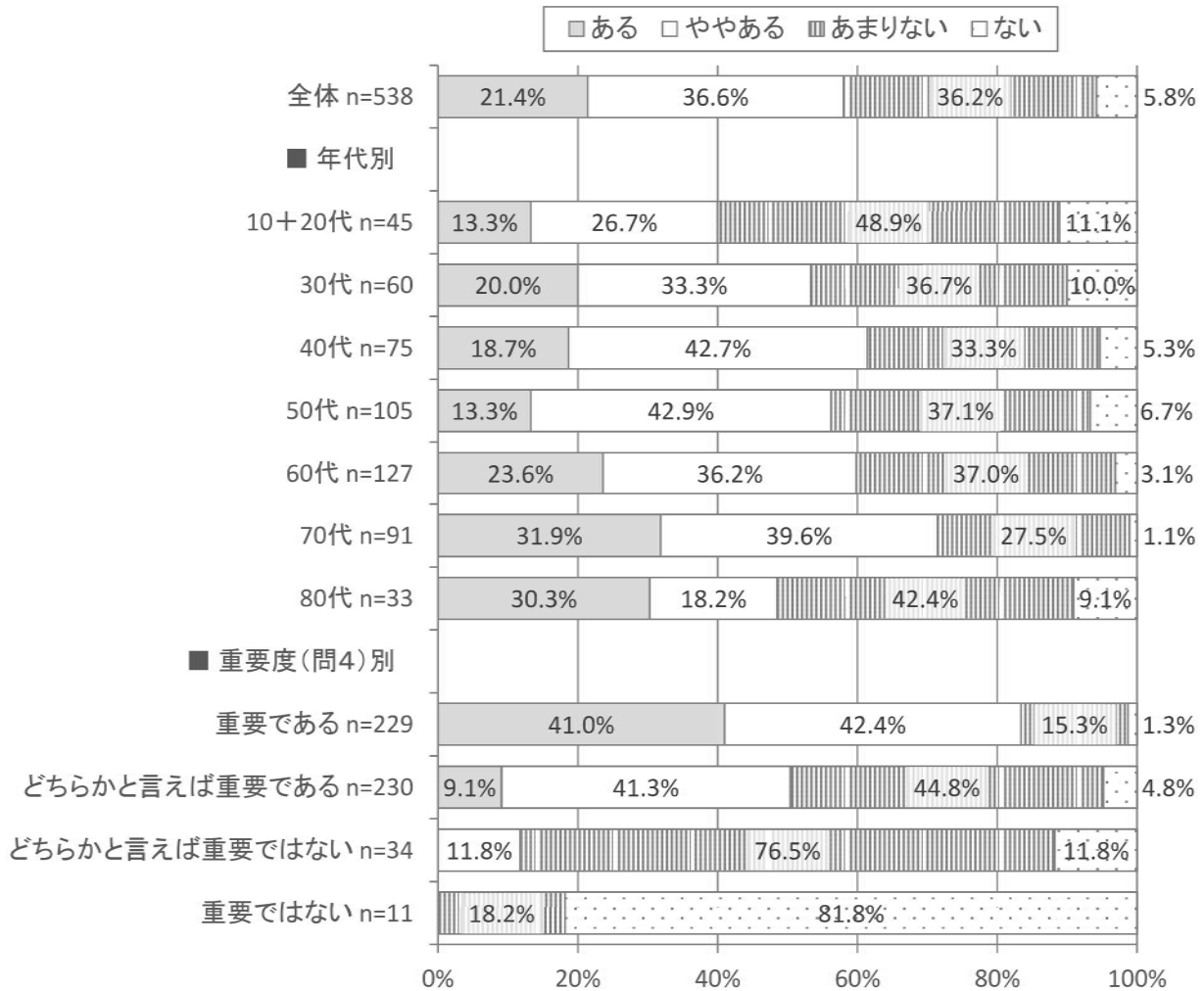


■見学したことがあるか



【問2】あなたは、文化財に関心がありますか。

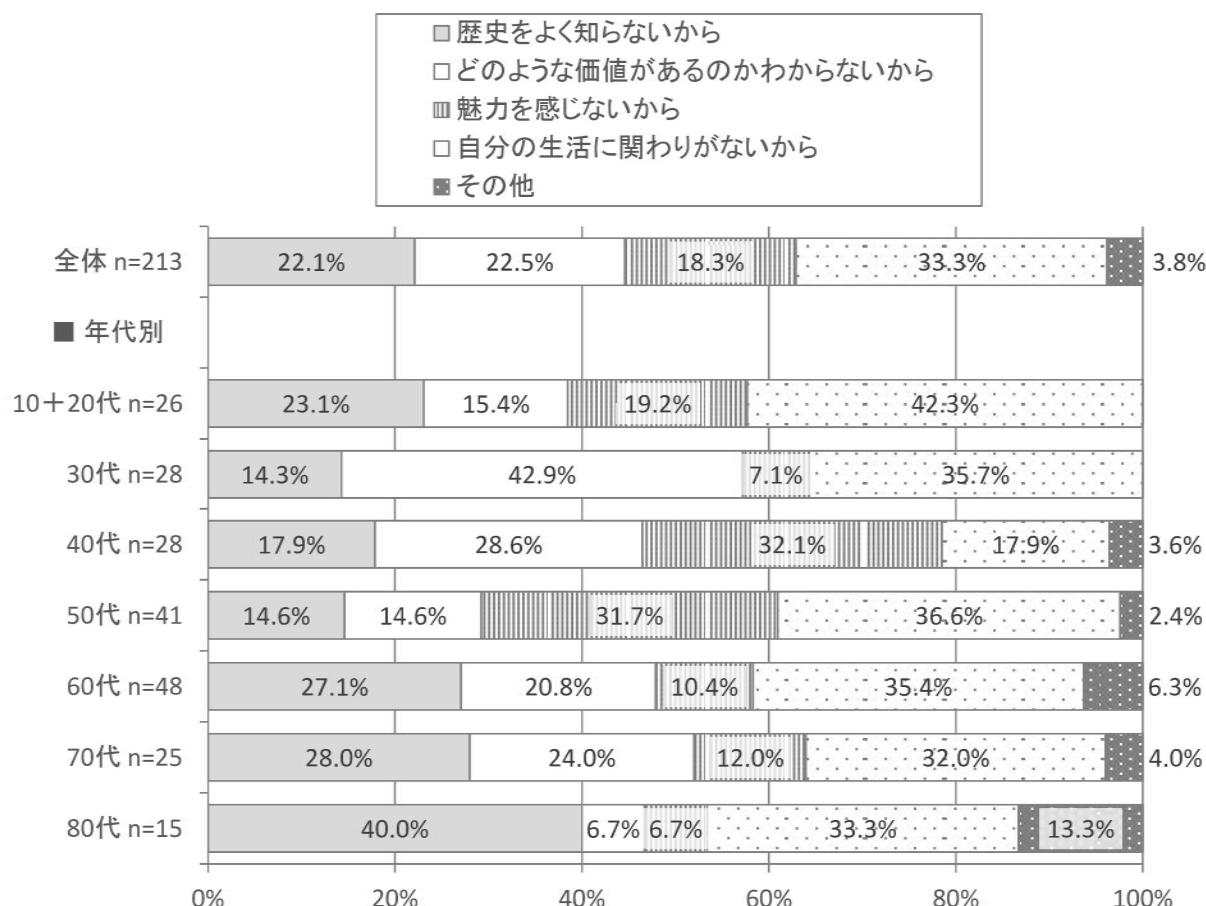
- 全体では、「ある」と「ややある」を合わせた割合は58.0%となっており、6割近くの方が程度を問わず関心があると回答している。
- 年代別で見ると、「ある」と「ややある」を合わせた割合は、80代では減少しているが、年代が上がるにつれて増加する傾向となっている。
- 問4の重要度別で見ると、重要度が減少するにつれて、関心度も減少している。



【問3】関心がない理由は何ですか。

(問2で「3. あまりない」、「4. ない」と回答した方)

- 全体では、「自分の生活に関わりがないから」の割合が33.3%で最も高く、他の理由については、「その他」を除きほぼ同程度の割合となっている。
- 年代別で見ると、「歴史をよく知らないから」の割合は、60代以上の高い年代で高くなっている。30代では「どのような価値があるのかわからないから」、40～50代では「魅力を感じないから」の割合が他の年代よりも比較的高くなっている。

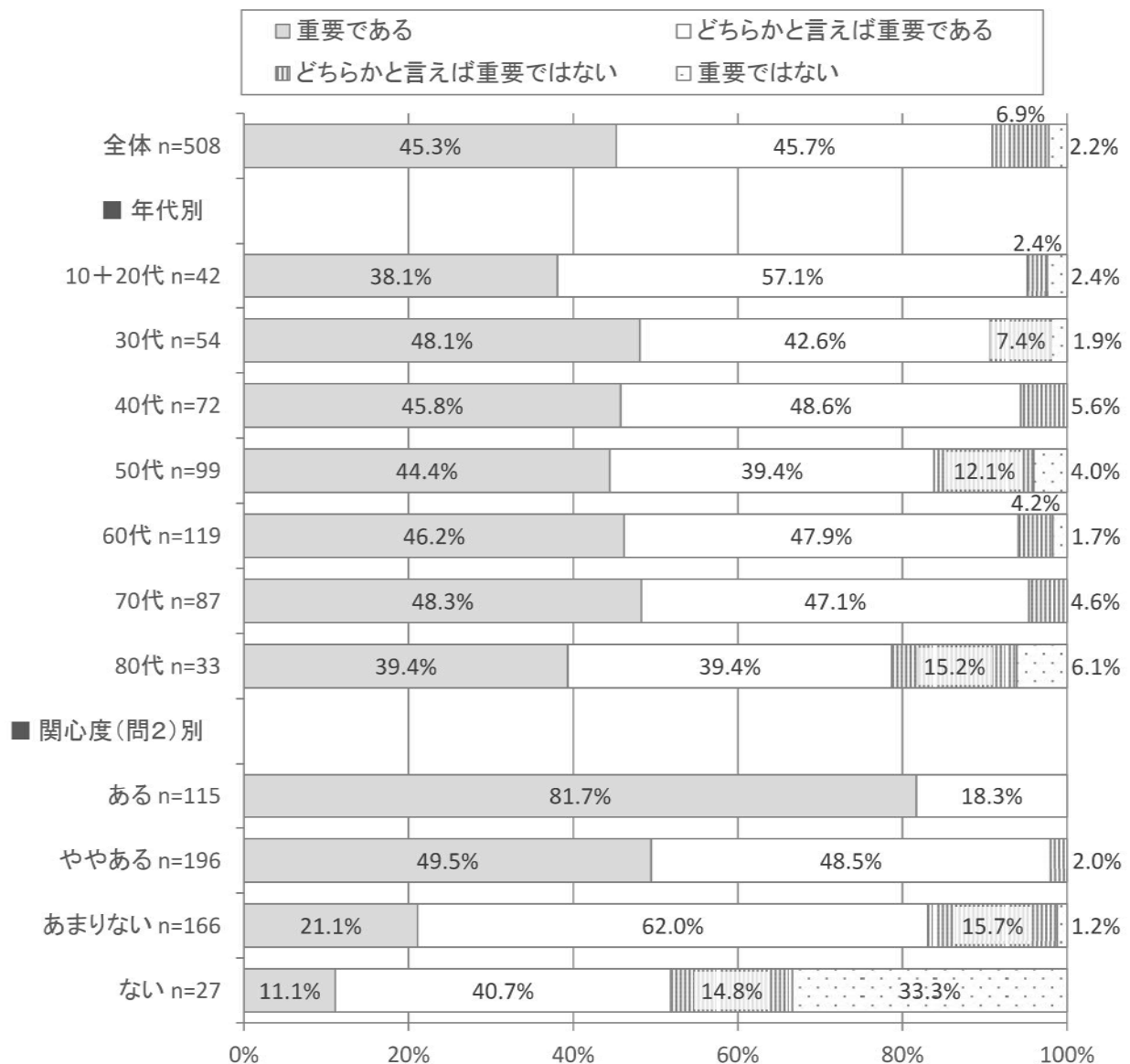


■その他の回答

- 忙しく時間がないため（女性／40代／南外、女性／60代／協和・太田）
- PR不足（男性／70代／大曲）
- 趣味がない（男性／80代以上／大曲）
- 勉強不足（男性／80代以上／中仙）
- 見学可能なのか分からない（男性／60代／大曲）

【問4】文化財を保存し、活用する取り組みについてどう思いますか。

- 全体では、「重要である」と「どちらかと言えば重要である」を合わせた割合は91.0%となっており、程度を問わず重要であると回答の方が9割を超えている。
- 年代別で見ると、「重要である」と「どちらかと言えば重要である」を合わせた割合は、50代と80代でやや低くなっているが、他の年代ではいずれも9割を超えており、全ての年代で重要度が高い結果となっている。
- 問2の関心度別で見ると、関心度が減少するにつれて、重要度も減少している。「重要である」と「どちらかと言えば重要である」を合わせた割合は、関心が「あまりない」と回答した方でも8割を超えているが、関心が「ない」と回答した方では大幅に減少し、半数程度となっている。

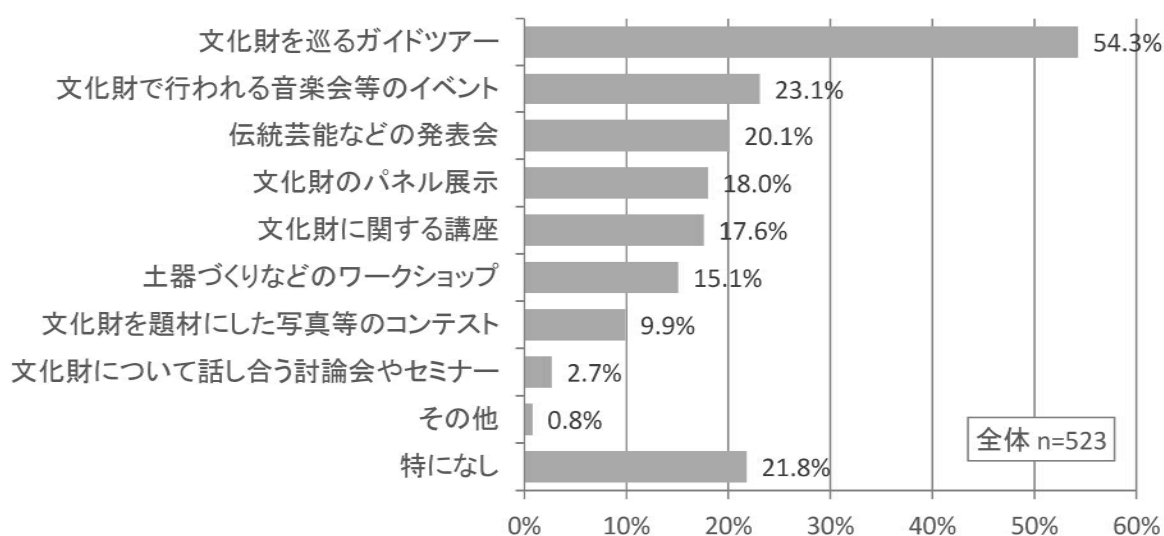


【問5】文化財に関連するイベント等の中で、参加してみたいと思うものは何ですか。

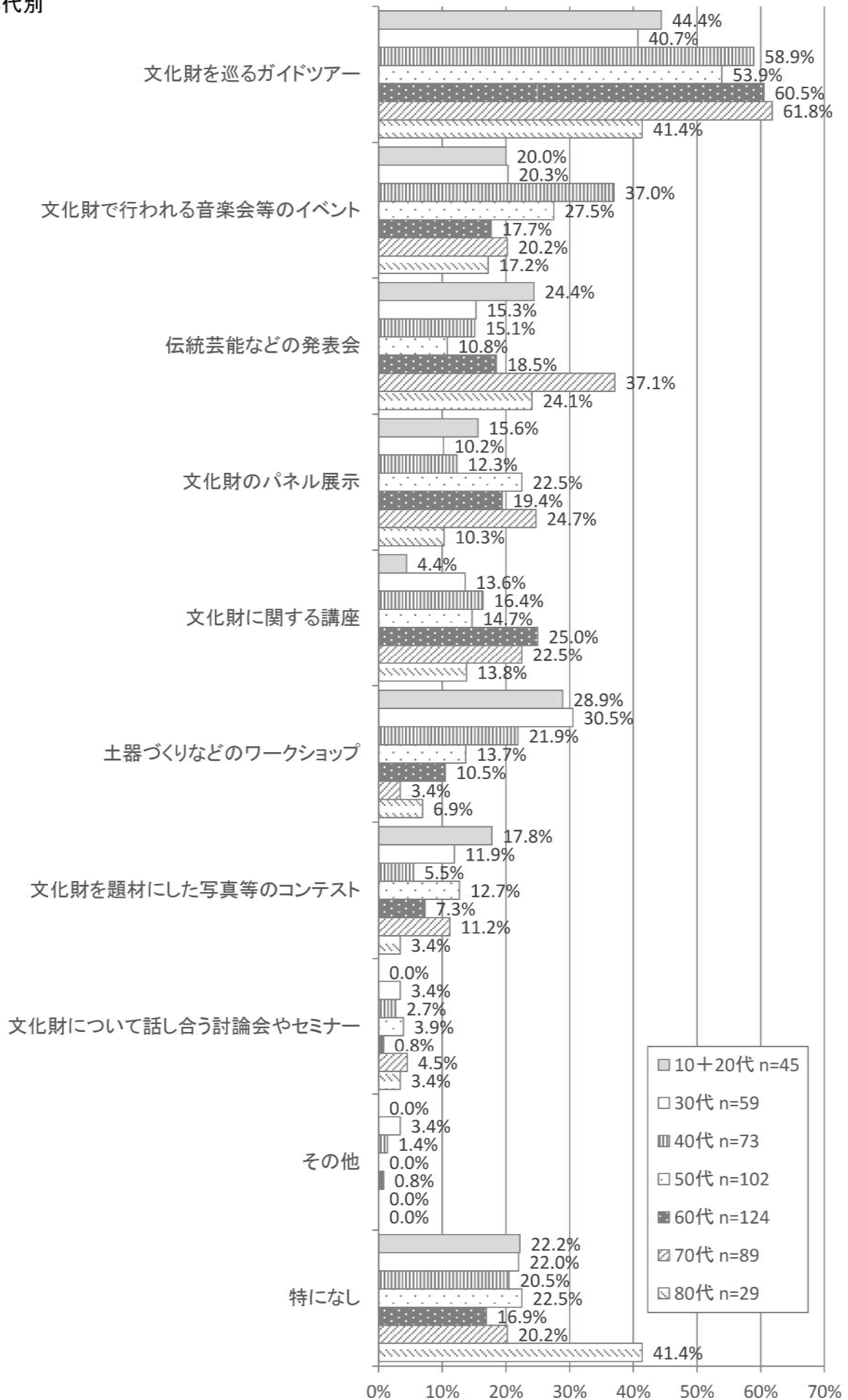
(3つまで)

- 全体では、「文化財を巡るガイドツアー」の割合が54.3%で突出しており、次いで「文化財で行われる音楽会等のイベント」が23.1%、「伝統芸能などの発表会」が20.1%となっている。
- 年代別で見ると、全ての年代で「文化財を巡るガイドツアー」の割合が最も高くなっている。また、「文化財を巡るツアー」「文化財に関する講座」の割合は年代が上がるにつれて増加する傾向となっており、逆に「土器づくりなどのワークショップ」の割合は年代が下がるにつれて増加する傾向となっている。
- 問2の関心度別、問4の重要度別で見ると、どちらも同様の傾向となっており、関心度・重要度が増加するにつれて回答の割合も増加する傾向となっている。ただし、「特になし」に関しては、逆に関心度・重要度が減少するにつれて回答の割合は増加している。

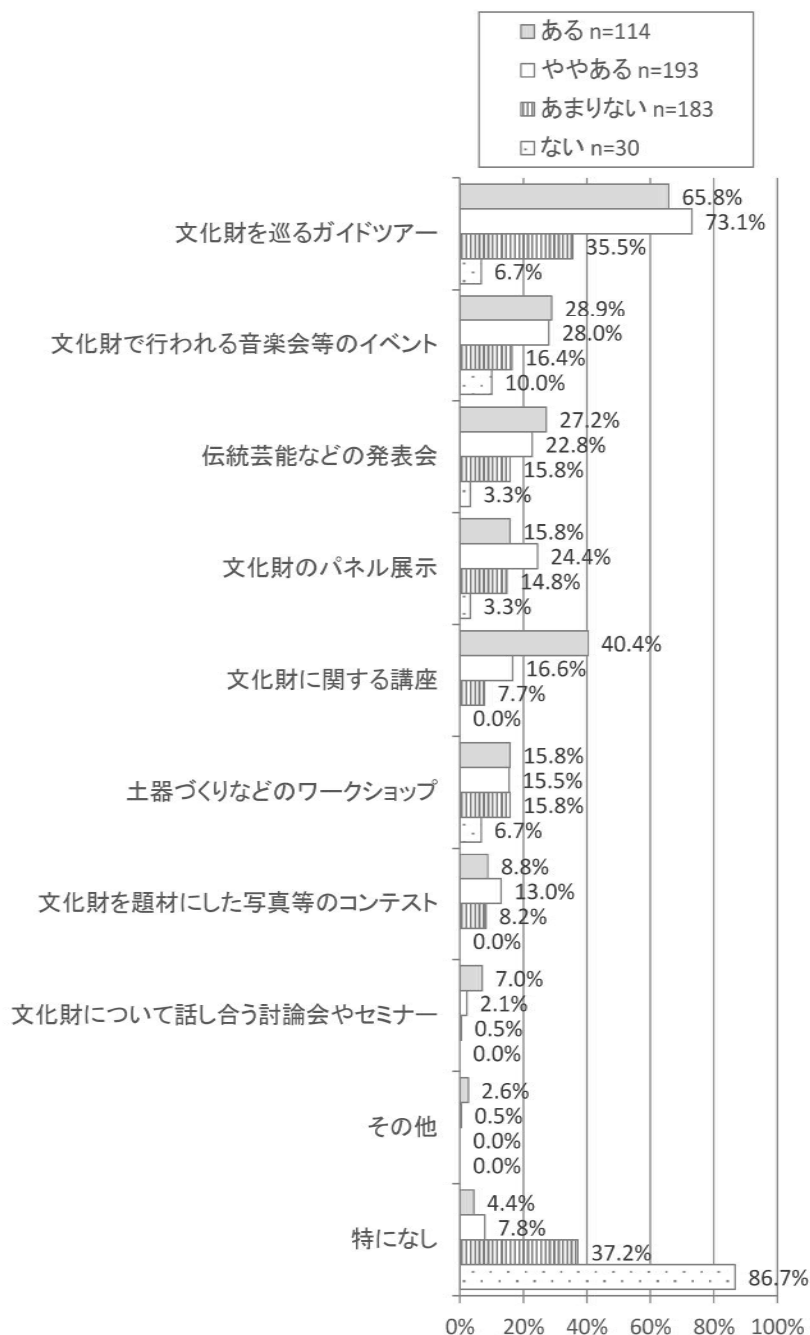
■全体



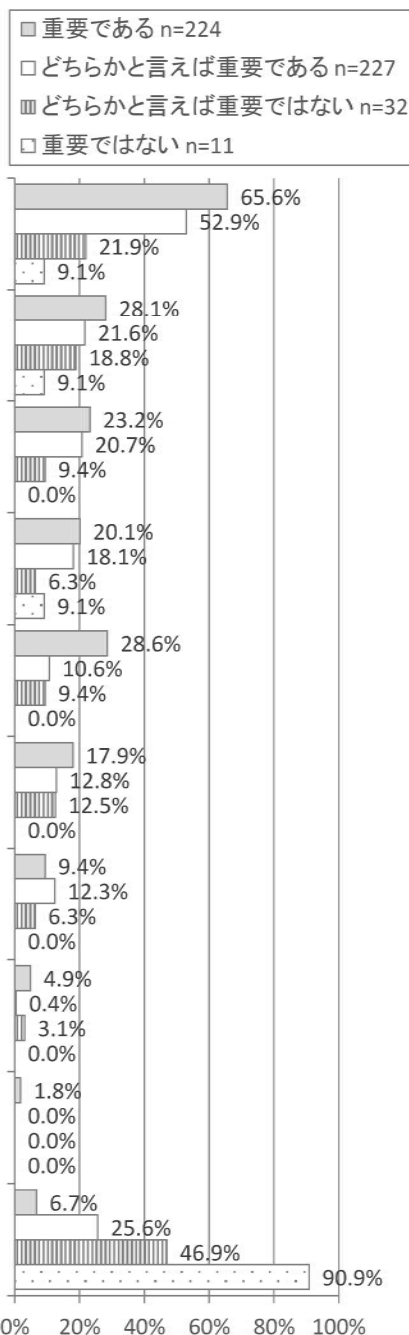
■年代別



■関心度（問２）別



■重要度（問４）別



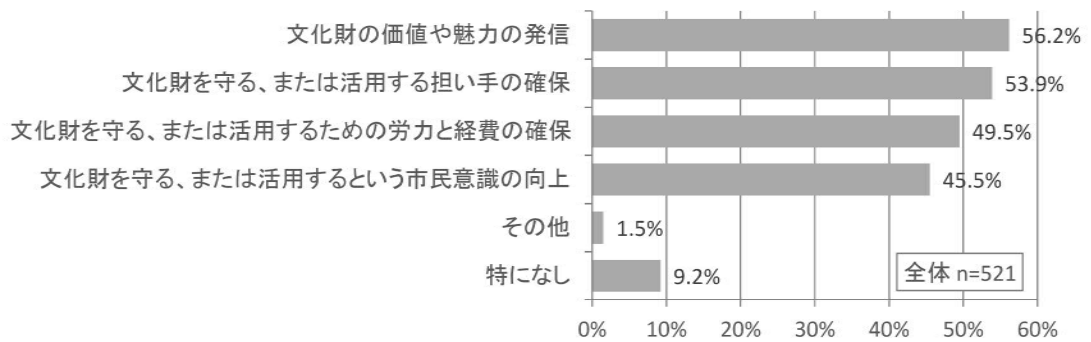
■その他の回答

- 文化財プロモーション（男性／40代／大曲）
- ガイドツアーの動画配信サービス（女性／60代／仙北）
- 文化財についてのパンフレットがあれば自分で行く（男性／30代／太田）
- 旧池田氏庭園ライトアップの様な写真に撮って後からも楽しめるようなイベント（女性／30代／南外）

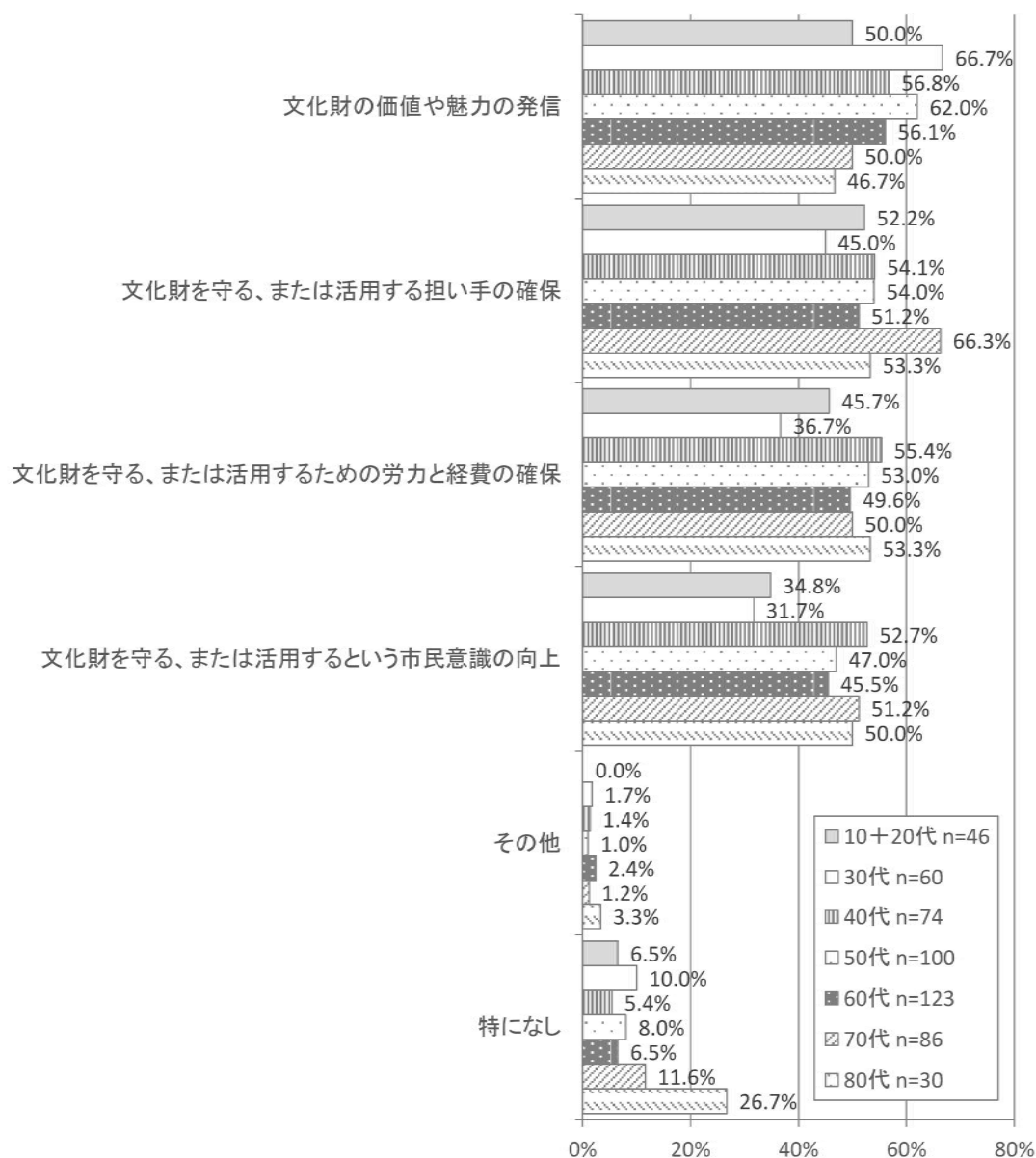
【問6】文化財を保存・活用することについて、課題だと思うことは何ですか。（複数回答可）

- 全体では、「文化財の価値や魅力の発信」の割合が56.2%で最も高くなっているが、4番目に割合の高い回答である「文化財を守る、または活用するという市民意識の向上」の45.5%と10.7ポイントの差となっており、突出して高い項目は見られなかった。
- 年代別で見ると、「文化財の価値や魅力の発信」は年代が上がるにつれて減少する傾向となっており、これ以外の項目では40代以上でやや割合が高くなっている。
- 問2の関心度別、問4の重要度別で見ると、どちらも同様の傾向となっており、関心度・重要度が増加するにつれて回答の割合も増加している。ただし、「特になし」に関しては、逆に関心度・重要度が減少するにつれて回答の割合は増加している。

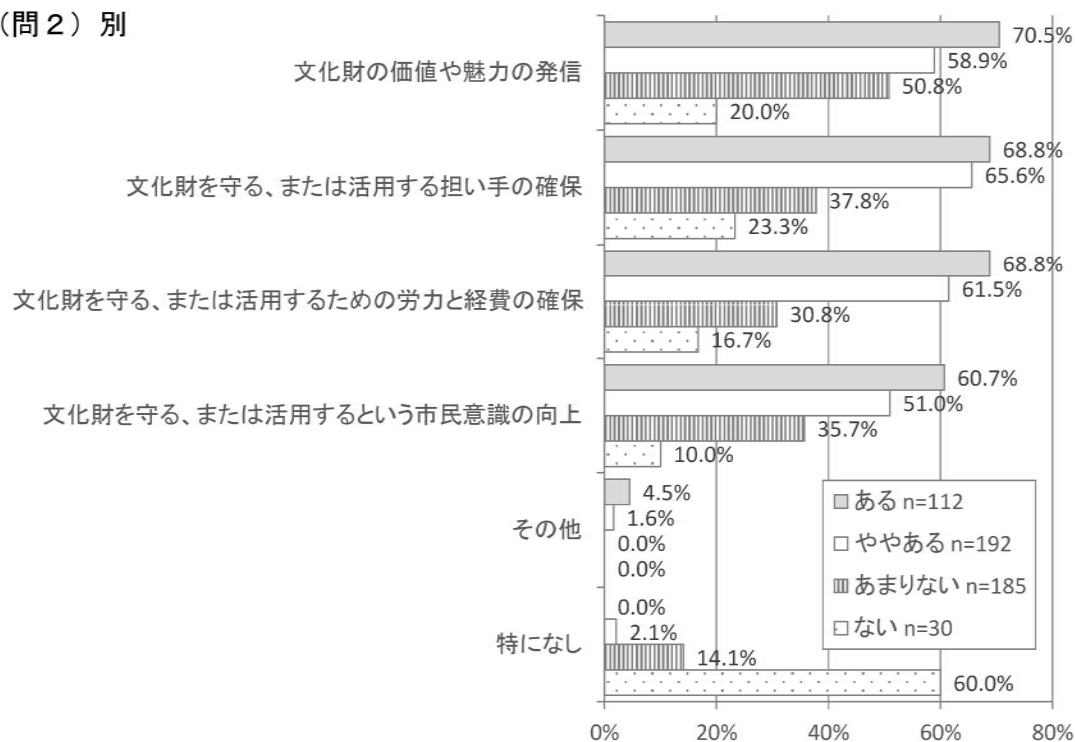
■全体



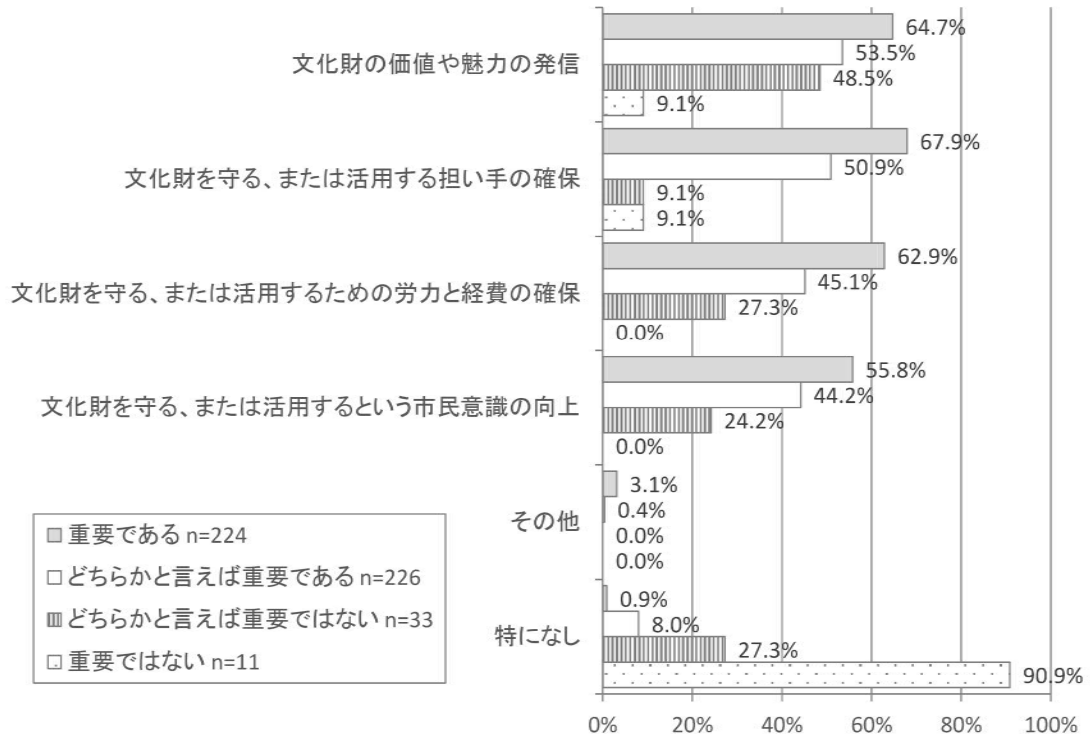
■年代別



■関心度（問2）別



■重要度（問4）別



■その他の回答

- 大仙地域の歴史を見つめなおすところから（男性／40代／大曲）
- 指定文化財が多すぎる。絞り込みが必要（女性／60代／大曲）
- 施設にたどり着くまでの道が地味。文化財について義務教育期間中に授業で教える。一か所に集めたパネル展示をして周知する。（女性／50代／大曲）
- おもしろさの周知。文化財を保護する価値があるのかをわかり易く伝えるべき。（女性／30代／西仙北）
- 若い人が文化財の存在を知ること（女性／60代／大曲）
- 地域に住む若い世代への周知、学校教育の場での学習機会（女性／60代／南外）

◆ 調査結果のまとめ及び今後の方針

- 問1の文化財の認知度では、「旧池田氏庭園」や「払田柵跡」など、認知度が9割を超える文化財がある一方、「旧本郷家住宅」や「秋田南外の仕事着」など、認知度が3割を下回る文化財も多くある。また、見学したことがあるかについては、認知度が8割を超える文化財でも「見学したことがある」の割合は5割程度またはそれ以下となっており、認知度に比べ全体的に割合が低くなっていることから、文化財を知ってはいるが、見学したことはないと回答した方が多くいる結果となっている。

文化財を保存・活用する上で課題となっている担い手の確保、市民意識の向上を図る上で、文化財へ関心を持っていただくことは、その解決に向けた第一歩と言えることから、文化財へ関心を持ってもらうためには、まずはどのような文化財があり、どのような歴史などがあるのか、文化財そのものの認知度向上と、さらに、実際に訪れていただくことで文化財を身近に感じていただくことが重要であると考えます。そのためには、文化財に関する情報などの魅力発信に加え、より多くの方から見学していただくため、見学に関する情報発信の強化や様々な媒体を活用した情報発信が必要である。

- 問2の文化財への関心度では、「ある」または「ややある」と回答した方の割合は58.0%となっており、関心のある方が6割近くを占めている。また、問4の文化財を保存し活用する取組の重要度では、「重要である」または「どちらかと言えば重要である」と回答した方の割合は91.0%となっている。さらに、問2の文化財への関心度別で「ない」または「あまりない」と回答した方が、「重要である」または「どちらかと言えば重要である」と回答した割合は78.8%となっており、文化財に関心のない方でも、文化財の保存・活用に関する取組は重要であるとの認識を持っていただいているものと推察する。
- 問3の関心がない理由については、「自分の生活に関わりがないから」の割合が33.3%で最も高くなっているが、これ以外の「歴史をよく知らないから」「どのような価値があるのかわからないから」「魅力を感じないから」は、2割前後で同程度となっている。また、問6の文化財を保存・活用することについて課題だと思うことに対する回答では、突出している項目は見られないものの、「文化財の価値や魅力の発信」の割合が最も高い結果となっており、関心の有無に関わらず、文化財に対してより関心を持っていただくためには、文化財の価値や魅力、歴史などの情報を発信していくことが重要となっている。
- 問5の参加してみたいと思う文化財に関連するイベント等については、「文化財を巡るガイドツアー」が54.3%で突出しているが、年代別で違いが見られることから、文化財の魅力などを発信する手法の一つとしても、この結果を参考とし、年代に応じたイベント等の開催などにより、文化財に関心がない方でも見学に足を運んでいただけるようなきっかけづくりについて検討していきたい。
- 問6の文化財を保存・活用することについて課題だと思うことに対する回答では、突出した回答は見られなかったことから、全ての項目が重要であると認識されているものと推察するが、前述のとおり、まずは文化財に関心を持っていただくことが重要と考えることから、問5のイベント等を通じて文化財を身近に感じていただくなど、担い手の確保や市民意識の向上につながる効果的な取組について検討していく。

■大仙市文化財保存活用地域計画の骨子（課題・方針・措置 対応表）

◎・・・主体となって取り組む
○・・・協力して取り組む

基本理念		区分	文化財の保存と活用に関する課題	文化財の保存と活用に関する方針と措置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				方針	措置 (★)＝重点措置	措置の内容	取組団体				実施期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
							所有者	市民・団体	専門家	行政	前期		中期		後期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
											R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		